令和5年(2023年)7月5日改正

現 行	改 正 案	備考
507	507	
ナショナルデモンストレーター選出基準及び要領	ナショナルデモンストレーター選出基準及び要領	
1. この基準は、本連盟公認規程及び教育本部規程第3条第	1. この基準は、本連盟公認規程及び教育本部規程第3条第	
4項に基づき、ナショナルデモンストレーターの選考に関	4項に基づき、ナショナルデモンストレーターの選考に関	
する必要な事項を定める。	する必要な事項を定める。	
2. デモンストレーター選考会の役員及び選考委員は、教育	2. デモンストレーター選考会の役員及び選考委員は、教育	
本部理事会が承認し、本部長が委嘱する。	本部理事会が承認し、本部長が委嘱する。	
3. 選考会に出場できる者は、公認スキー指導員資格及び公	3. 選考会に出場できる者は、公認スキー指導員資格及び公	
認スキーA 級検定員資格 <u>また</u> は公認スキーB 級検定員資格	認スキーA 級検定員資格Zは公認スキーB 級検定員資格を	スキーA 級検定員資格又は
を有し、加盟団体長の推薦を得た者とする。	有し、 <u>その資格が有効で、</u> 加盟団体長の推薦を得た者とす	スキーB 級検定員資格が有
4. 公認スキーB級検定員で、ナショナルデモンストレータ	వ .	効であることを追加
ーに認定されたものは、任期中に必ず公認スキーA 級検定	4. 公認スキーB 級検定員で、ナショナルデモンストレータ	
員を取得することとする。任期中に公認スキーA 級検定員	ーに認定されたものは、任期中に必ず公認スキーA 級検定	
が取得できなかった場合は、原則、次期ナショナルデモン	員を取得することとする。任期中に公認スキーA 級検定員	
ストレーター選考会に参加することはできない。	が取得できなかった場合は、原則、次期ナショナルデモン	
5. 選考方法は、デモンストレーター選考会開催要項により	ストレーター選考会に参加することはできない。	
周知する。	5. 選考方法は、デモンストレーター選考会開催要項により	
6. ナショナルデモンストレーターは、人格、識見、技術共	周知する。	
に優れ、本連盟事業を通じて幅広くスキー界に貢献でき得	6. ナショナルデモンストレーターは、人格、識見、技術共	
る者とし、男子20名以内、女子8名以内とする。	に優れ、本連盟事業を通じて幅広くスキー界に貢献でき得	
7. 任期は、次期選考会までの2年間とする。	る者とし、男子 20 名以内、女子 8 名以内とする。	
8. この基準及び要領の改廃は、教育本部理事会の議決によ	7. 任期は、次期選考会までの2年間とする。	
る。	8. この基準及び要領の改廃は、教育本部理事会の議決によ	
	వ.	
昭和 58 年 8 月 改訂	**	£
昭和 61 年 5 月 改訂	昭和 58 年 8 月 改訂	
平成元年 2月 改訂	昭和 61 年 5 月 改訂	
平成 3年 9月 改訂	平成元年 2月 改訂	
平成 5年 6月 26日 改正	平成 3年 9月 改訂	
平成 5年10月19日 改正	平成 5年 6月 26日 改正	
平成 7年 10月 13日 改正	平成 5年 10月 19日 改正	
平成 12 年 9 月 20 日 改正	平成 7年 10月 13日 改正	
平成 13 年 12 月 18 日 改正	平成 12 年 9月 20 日 改正	
平成 14 年 11 月 5 日 改正	平成 13 年 12 月 18 日 改正	r e
平成 16 年 4 月 2 日 改正	平成 14 年 11 月 5 日 改正	
平成 19 年 7月 5日 改正	平成 16 年 4 月 2 日 改正	
平成 20 年 9月 16日 改正	平成 19 年 7月 5日 改正	
平成 21 年 9月 18日 再掲	平成 20 年 9 月 16 日 改正	
平成 23 年 9 月 20 日 改正	平成 21 年 9月 18 日 再掲	
平成 25 年 7月 9日 改正	平成 23 年 9月 20 日 改正	
平成 29 年 7月 15 日 改正	平成 25 年 7月 9日 改正	
令和元年 9月 27日 改正	平成 29 年 7月 15 日 改正	
令 和 2年 9月 25日 改正	令和元年 9月 27日 改正	
令和3年 1月29日 改正	令和2年 9月25日 改正	
	令和3年 1月29日 改正	
	令和5年7月5日改正	

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表			
現 行	改 正 案	備考	
510	510		
公認スキー指導者規程	公認スキー指導者規程		
(目 的)	(目 的)		
第1条 この規程は、公益財団法人全日本スキー連盟(以下	第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー連盟(以下「本		
「本連盟」という。)公認規程に基づき、公認スキー指導者	連盟」という。)公認規程に基づき、公認スキー指導者(以		
(以下「指導者」という。) に関し、必要な事項を定めるこ	下「指導者」という。)に関し、必要な事項を定める。		
とを目的とする。	(年 度)	文言追加	
	第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業		
	年度8月1日から翌年7月31日までをいう。		
(定 義)	(定 義)		
第2条 指導者とは、本連盟公認スキー指導員、公認スキー	第3条 本規程の指導者とは、本連盟公認スキー指導員、公	この規程は本連盟の規程な	
準指導員並びに公益財団法人日本スポーツ協会と本連盟に	認スキー準指導員をいう。	ので、日本スポーツ協会で	
よる公認スポーツ指導者制度における認定指導者をいう。		認定されている指導員の内	
(任 務)	(任 務)	容を削る。	
第3条 指導者は、スキー界の先達として自覚と誇りをもっ	第4条 指導者は、スキー界の先達として自覚と誇りをもっ	第3条第2項を削る	
て、その普及発展に努めなければならない。	て、その普及発展に努めなければならない。	第3米第2項を削る	
2 公益財団法人日本スポーツ協会のコーチ及び教師につい			
ては、公益財団法人日本スポーツ協会の公認スポーツ指導			
者制度の定めによるものとする。	/ the Life \		
(資格)	(資格)		
第4条 指導者は、全国共通の資格を有し、公認スキー検定	第5条 指導者は、公認スキー指導者検定規程に定めた検定	文言変更	
員規程に定めるところにより、その検定員となることがで	会で合格した者に付与され、全国共通の資格を有する。		
きる。ただし、指導者資格が停止または喪失している場合		第4条の但し書きは、第8	
は、検定員として活動することができない。		条と重複しているため削る	
(活動の範囲)	(活動の範囲)		
第5条 指導者は、本連盟の加盟団体、所属団体及び公認ス	第6条 指導者は、本連盟の加盟団体、所属団体及び公認ス		
キー学校等において活動することを原則とする。	キー学校等において活動することを原則とする。		
(有効期間)	(有効期間)		
第6条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年	第7条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年		
間とする。	間とする。	文言削除	
2 この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた		人自門你	
事業年度8月1日から翌年7月31日をいう。			
(義務)	(義 務)		
第7条 指導者は、次の各号に掲げる義務を負うものとする。	第8条 指導者は、次の各号に掲げる義務を負う。		
(1) 指導者は、指導者の任務を完遂するため、資格有効期	(1) 指導者は、指導者の任務を完遂するため、資格有効期		
	falls (2 in 12 to		
限内に、公認スキー指導者研修を最低2年に1回受講し、	限内に、公認スキー指導者研修を最低2年に1回受講し、		
修了しなければならない。	修了しなければならない。		
(2) 指導者は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなけ	(2) 指導者は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなけ		
ればならない。	ればならない。		
(資格の停止)	(資格の停止)		
第8条 指導者が、指導者研修会を2年続けて未修了の場合	第9条 指導者が、指導者研修を2年続けて未修了の場合は、	「研修会」→「研修」	
は、指導者の資格を停止する。資格停止中の者は、指導活	指導者の資格を停止する。資格停止中の者は、指導活動を	CONTROL WAS ANALYSIS	
動を行うことができない。	行うことができない。		
(資格停止の解除)	(資格停止の解除)		
第9条 指導者の資格の停止解除は、公認スキー指導者研修	第 10条 指導者の資格の停止解除は、公認スキー指導者研修		
ー 修了をもって資格の停止を解除できる。	修了 <u>により</u> 資格の停止を解除できる。		
	The superior of the superior o		

(資格の喪失)

- 第10条 指導者で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、 理事会の決定により、指導者の資格を喪失する。
- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格 を喪失したとき
- (2) 本連盟の規約に違反し、指導者としての体面を汚すような行為があったとき
- (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

(登録料の納期)

第11条 第3条に定める指導者は、各種公認・登録料金一覧 表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定 の期日までに納めるものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和58年8月 改訂 昭和59年5月 改訂 昭和61年5月 改訂 昭和62年9月 改訂 平成2年11月 改訂 平成5年6月26日 改正 平成7年10月13日 改正 平成12年9月20日 改正 平成14年11月5日 改正 平成15年6月27日 改正 平成17年6月15日 改正 平成21年9月18日 改正 平成23年11月18日 改正 平成25年7月9日 改正 平成27年7月14日 改正 平成29年7月15日 改正 平成29年8月22日 改正 令和2年11月6日 改正

(資格の喪失)

- 第<u>11</u>条 指導者で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、 指導者の資格を喪失する。
- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格 を喪失したとき
- (2) 本連盟の規約に違反し、指導者としての体面を汚すよ うな行為があったとき
- (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき
- 2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。 (登録料の納期)
- 第12条 第3条に定める指導者は、各種公認・登録料金一覧 表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定 の期日までに納める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和58年8月 改訂 昭和59年5月 改訂 昭和61年5月 改訂 昭和62年9月 改訂 改訂 平成2年11月 平成5年6月26日 改正 平成7年10月13日 改正 平成12年9月20日 改正 平成14年11月5日 改正 平成15年6月27日 改正 平成17年6月15日 改正 平成21年9月18日 改正 平成23年11月18日 改正 平成25年7月9日 改正 平成27年7月14日 改正 平成29年7月15日 改正 平成29年8月22日 改正 令和2年11月6日 改正 令和5年7月5日 改正 「理事会の決定により」を 第1項から削り、第2項に いれる

令和5年(2023年)7月5日改正

現行	改正案	備考
511	511	研修制度を定める規程のた
公認スキー指導者研修会規程	公認スキー指導者研修規程	め規程名から「会」を削る
ABD/// 1日刊·日明尼及处理	Am2、11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	WALETAN O LATE
第1条 公認スキー指導者規程第7条第1項第1号に定める	 第1条 公認スキー指導者規程第8条第1項第1号に定め <mark>た</mark>	条番号変更
指導者研修会(以下「研修会」という。) は、本連盟が主催	公認スキー指導者研修(以下「研修会」という。)は、公益	/Km V & X
し、加盟団体主管のもとに行い、会場は、「(公財)全日本ス	財団法人全日本スキー連盟(以下「本連盟」という。)が主	文言整理
キー連盟公認スキー指導者研修会××会場」と称する。	催し、加盟団体主管のもとに行い「(公財) 全日本スキー連	
	盟スキー指導者研修会××会場」と称する。	
	第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業	 文言追加
	年度8月1日から翌年7月31日までをいう。	50 dt 354-664-6000 (50)
	第3条 研修会の会場は、参加者の所属する加盟団体によら	文言整理
第2条 指導者は、公認スキー指導者規程第7条第1項第1	ず、自由に選ぶことができる。	(a) 30/00
号の規定により、前条の研修会に参加し、研修を修了するも	2 研修会の出席者及び役員の資格更新は、教育本部資格更	教育本部資格更新認定事業
のとする。ただし、参加する研修会場は、所属加盟団体に依	新認定事業一覧表に定めるとおりとする。	一覧表制定に伴う文言変更
らず、自由に選ぶことができる。		
2 スキー中央研修会、公認スキー学校主任教師研修会、ス	Ÿì	
キー技術員研修会および公認スキー指導員検定会は、特定行		
事として、これに参加した役員及び参加者は、スキー指導者		
研修、スノーボード指導者研修、スキーパトロール研修、ク		
ロスカントリー指導者研修を修了したものとみなす。		
3 スキー大学は、特定行事として、これに参加した役員及		de de volve
び参加者は、スキー指導者研修を修了したものとみなす。	第 <u>4</u> 条 研修会 <u>を主管する加盟団体は、開催要項を</u> 主管加盟	文言変更
第3条 研修会の開催期日及び会場は、主管加盟団体が、開	団体 <u>のホームページ等で周知</u> する。	
催要項で告示する。	2 研修会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、	
2 研修会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、	会場、責任者及び主任講師を本連盟に申請し、承認を受けな	
会場及び立会予定責任者、並びに予定主任講師を本連盟に申	ければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任講師	
請し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場	の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中	
及び立会予定責任者、並びに予定主任講師の変更、事業の中	止届を本連盟に提出しなければならない。 第5条 TUKA に まままに ました フ	
上等が生じた場合は、 可及的速や かに変更届、中止届を本連	Adjusted that the property of	
盟に提出しなければならない。	第 <u>6</u> 条 研修会は、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げる とおり運営する。	
第 <u>4</u> 条 研修会年度は、本連盟年度とする。 第 <u>5</u> 条 研修会は、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げ	(1) 研修会 <mark>の</mark> 責任者は、本連盟 <mark>の</mark> 理事・ <mark>教育本部部長・</mark> 教	教育本部部長を追加
第 <u>つ</u> 米 が同去は、貝に有立去があるとに、次の行うに掲げるとおり運営するものとする。	育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、	教育平印印文を担加
(1)研修会責任者は、本連盟理事・教育本部専門委員、主管	又は本連盟の教育本部理事会が認めた者	
加盟団体長・副会長・教育本部理事、または教育本部理事会	(2)研修会の主任講師は、本連盟の教育本部専門委員・スキ	文言整理
が認めた者とする。	一技術員とする。また、スノーボード指導者研修会、スキー	CO TOTAL COM
(2)研修会は、 理論2単位、実技 4単位とし、1単位の研修	パトロール研修会を同時開催する場合、主任講師を兼ねる	7 M 77 150
時間は2時間を原則とする。	ことができる。なお、本連盟主催主管のスキー技術員研修会	26
(3) 主任講師は、専門委員またはスキー技術員とし、講師	についても同様の取扱いとする。	
は、専門委員、スキー技術員、ナショナルデモンストレータ	(3)研修会の講師は、本連盟の教育本部専門委員・スキー技	文言整理
ー、SAJデモンストレーターとする。 ただし、加盟団体主	術員・ナショナルデモンストレーター・SAJデモンストレ	
管の研修会においては、主管加盟団体長が選任する者を活	ーターとする。 <u>なお、本連盟主催主管のスキー技術員研修会</u>	
用できる。 また、スノーボード指導者研修会及びスキーパ	についても同様の取扱いとする。	
トロール研修会が同時開催される場合、スキー指導者研修	(<u>4</u>) 研修会は4単位 <u>(1単位の研修時間は2時間を原則とす</u>	研修会の構成単位について
会の主任講師が、 <u>これ</u> を兼ねることができる。 <u>なお、SAJ</u>	る)とし、実技での実施を原則とする。	は「実技」での実施を原則と
主催主管の技術員研修会についても、同様の取扱いとする。	(5) 研修会の研修内容は、研修課題、技術理論、指導理論、	した。
	指導実技、地域の課題その他必要な事項をもって構成し、主	e ラーニングでの理論研修

- (<u>4</u>) 研修会の参加希望者は、開催要項に示された期日まで に、主管加盟団体に申込むものとする。
- (<u>5</u>) 研修会を主管する加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席登録を行わなければならない。
- 第<u>6</u>条 研修会参加料は、各種公認・登録料金一覧表に定めるが、加盟団体主管の研修会については、地域性及び参加人員等によって増額し徴収することができる。
- 2 第2条第2項、第3項のみなし研修修了の場合の参加料 は徴収しない。

第7条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

管加盟団体が決定する。毎年度の研修課題は本連盟において設定し、周知する。

- (<u>6</u>) 会場の雪面状況等で実技での実施が困難な場合、上記の 事項を組み合わせて実施することを認める。
- (7) 本連盟は、従来の理論研修に相当するeラーニング、書籍等を補助的な教材として作成し、SNS等を利用し、研修課題の解説やその他必要な情報発信を行う。研修会参加者は、参加前にeラーニング、書籍等を視聴する。
- (8) 研修会の参加希望者は、開催要項に示された期日までに、主管加盟団体に申込む。
- (9) 研修会を主管する加盟団体の報告責任者は、事業終了後 3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席登録を行 う。

第<u>7</u>条 研修会参加料は、各種公認・登録料金一覧表に定める が、加盟団体主管の研修会については、地域性及び参加人員 等によって増額し徴収することができる。

第8条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

文言削除

記した。

に相当する 2 単位を減単位 とし、現行合計 6 単位から 4

内容については降雪状況も

踏まえ雪上での実施が不可

の場合であっても柔軟に対 応できるように選択肢を明

また、地域の課題を組み入 れることを可能とした。

単位へ変更とした。

昭和61年5月 改訂 昭和62年5月 改訂 昭和62年5月 平成 2年11月 平成 2年11月 改訂 平成 3年 9月 平成 3年 9月 改訂 平成 5年 6月26日 改正 平成 6年10月 3日 改正 平成 7年10月13日 改正 平成11年10月18日 改正 平成12年 9月21日 改正 平成13年 9月28日 改正 平成14年11月 5日 改正 平成15年 6月27日 改正 平成16年 6月25日 改正 平成16年11月 2日 改正 平成17年 6月15日 改正 平成18年 6月15日 改正 平成21年 9月18日 改正 平成22年 8月31日 改正 平成25年 7月 9日 改正 平成26年 7月15日 改正 平成27年 7月14日 改正 平成29年 7年15日 改正 改正 令和 2年11月 6日 令和 3年 7月 7日 改正 令和 4年 4月18日 改正

昭和61年5月 改訂 75分5 改訂 T信公约 平成 5年 6月26日 改正 平成 6年10月 3日 改正 平成 7年10月13日 改正 平成11年10月18日 改正 平成12年 9月21日 改正 平成13年 9月28日 改正 平成14年11月 5日 改正 平成15年 6月27日 改正 平成16年 6月25日 改正 平成16年11月 2日 改正 平成17年 6月15日 改正 平成18年 6月15日 改正 平成21年 9月18日 改正 平成22年 8月31日 改正 平成25年 7月 9日 改正 平成26年 7月15日 改正 平成27年 7月14日 改正 平成29年 7年15日 改正 令和 2年11月 6日 改正 令和 3年 7月 7日 令和 4年 4月18日 改正 令和 5年 7月 5日 改正

令和5年(2023年)7月5日改正

利旧对用	HAX		
	現行	改 正 案	備考
	513	513	
	公認スキー検定員規程	公認スキー検定員規程	
(目	的)	(目 的)	
第1条	この規程は、公認スキー指導者規程第4条に基づき、	第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー連盟(以下「本	文言変更
	公認スキー検定員(以下「検定員」という。)に関し	連盟」という。) 公認規程に基づき、公認スキー検定員 (以	1200 0
	必要な事項を定める。	下「検定員」という。) に関し、必要な事項を定める。	
			文言追加
		第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業	
		年度8月1日から翌年7月31日までをいう。	
(任	務)	(任 務)	
第2条	検定員は、現在有効なスキー指導者資格を有し、ス	第 <u>3</u> 条 検定員は、スキー <u>の</u> 普及・発展の基幹となる人材で	
キーヤ	普及・発展の基幹となる人材であることを認識し、厳	あることを認識し、検定会及びスキーバッジテストを公正	文言変更
	Pなる判定によって、 検定会及びスキーバッジテスト	<u>公平に実施</u> しなければならない。	
20 20 49	骨に運営し 、その権威を保持するよう心掛け なければ	(検定員の種類)	
なられ		第 <u>4</u> 条 検定員は、A級、B級、C級の3種類と <u>し、以下の</u>	
0.851000-0000	員の種類)	とおりとする。	
第3条	検定員は、A級、B級、C級の3種類とする。	公認スキーA級検定員(以下「A級検定員」という。)	検定員の種類と正式名称を
		公認スキーB級検定員(以下「B級検定員」という。)	明記する
		公認スキーC級検定員(以下「C級検定員」という。)	
		(<u>資格</u>) 第5条 A級検定員は、本連盟において検定を行い、A 級検	
		第 <u>5</u> 余 A級検定員は、今連盟において検定を行い、 <u>A級検</u> 定員検定会で合格した者に付与され、全国共通の資格を有	
		する。 2 B級検定員及びC級検定員は、加盟団体が開催するスキ	久平旦 1 協
		一A級検定員検定会(以下「A級検定会」という。)	文言整理
		に準ずるスキーB 級検定員検定会(以下「B 級検定会」と	人日並在
		いう。)、スキーC級検定員検定会(以下「C級検定会」と	
		いう。) で合格した者に付与され、全国共通の資格を有する。	
(検定の	D範囲)	(検定の範囲)	
第4条	A・B・C級検定員が、各々検定できる範囲は、次	第6条 A・B・C級検定員が、各々検定できる範囲は、次	
の各分	号に掲げるとおりとする。	の各号に掲げるとおりとする。	
(1) 1	A級検定員	(1) A級検定員	
1) 4	全日本スキー技術選手権大会及び予選会	① 全日本スキー技術選手権大会及び予選会	
2	スキー指導員検定会(養成講習会の講師を含む)	② スキー指導員検定会(養成講習会の講師を含む)	
3	スキー準指導員検定会(養成講習会の講師を含む)	③ スキー準指導員検定会 (養成講習会の講師を含む)	
<u>(4)</u>	スキーバッジテスト(事前講習の講師を含む)	④ A級検定会	文言追加
(2) 1	B級検定員	⑤ B級検定会	
	スキー準指導員検定会(養成講習会の講師を含む)	⑥ C級検定会	
	スキーバッジテスト (事前講習の講師を含む)	<u>⑦</u> スキーバッジテスト(事前講習の講師を含む)	
-	全日本スキー技術選手権大会予選会	(2) B級検定員	
Accesses a	C級検定員	① スキー準指導員検定会(養成講習会の講師を含む)	LA cha A a a a la lengte A co
200000 00 10	スキーバッジテストの内、級別テスト(事前講習の講	② B級検定会	検定会を主に担当するスコ
師を含む		③ <u>C 級検定会</u> ④ スキーバッジテスト (事前講習の講師を含む)	一技術員は B 級検定員でも
200	スキーバッジテストの内、ジュニアテスト 施)	(重) スキーハッシテスト (事前講習の講師を含む) (事) 全日本スキー技術選手権大会予選会	献任可能なため、B 級検定 員は B 級検定会も検定可能
(実 第5条	A級検定員検定会は、本連盟の主催・主管で行う。	① 至日本ハヤー技術選手権人会予選会 (3) C級検定員	貝はB 秘検定会も検定可能 にする
弗 <u></u> 少米	ANX快忙只快に云は、不是温の土間・土目で打り。	(3) いが代尺に見	1170

2 B級検定員検定会及びC級検定員検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主管で行う。

(公認)

第<u>6</u>条 A級検定員は、本連盟において検定を行い、<u>合格し</u>た者を公認する。

2 <u>B</u>及びC級検定員は、加盟団体<u>の</u>開催する<u>A級検定</u>に準ずる<u>検定において合格した者を公認する</u>。

(有効期間)

第<u>7</u>条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。

2 この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた 事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。

(資格の継続)

- 第8条 検定員は、検定員の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認スキー検定員クリニックを最低2年に1回受講し、修了しなければならない。ただし、次の各号に掲げる一つに該当する者は、当該資格有効期間中の検定員クリニックを修了したものとみなす。
- (1) A・B各級の検定を受検し、不合格となった者。
- (2) 中央研修会、技術員研修会、公認スキー学校主任教師 研修会、全日本スキー技術選手権大会、デモンストレータ 一選考会、スキー指導員検定会、A級検定員検定会、スキ ー大学の役員として参加し、教育本部理事会が特に認めた 役員または講師。
- -(3) 本連盟特定行事としての中央研修会、技術員研修会および、公認スキー学校主任教師研修会の修了者。-
- (4) 加盟団体が実施する行事のうち、次に掲げる行事の役 員として参加し、当該加盟団体から検定員クリニック修了 扱いとして申請があった者。
- ① スキー指導者研修会
- ② 検定員クリニック
- ③ スキー準指導員検定会
- ① B・C級検定員検定会

(資格の停止)

第<u>9</u>条 検定員が、検定員クリニックを2年続けて未修了の場合は、検定員の資格を停止する。

(活動の停止)

第 10条 指導者資格が停止<u>または</u>喪失している場合や、検 定員資格が停止している場合は、検定員として活動ができ ない。

(資格停止の解除)

第<u>11</u>条 検定員の資格の停止解除は、公認スキー検定員クリニック修了をもって資格の停止を解除できる。

(資格の喪失)

- 第<u>12</u>条 検定員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、 理事会の決定により、検定員の資格を喪失する。
- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格 を喪失したとき。
- (2) 本連盟の規約に違反し、検定員としての体面を汚すような行為があったとき。
- (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき。
- (4) 公認スキー指導員及び公認スキー準指導員の資格を喪失したとき。

(クリニック)

第13条 クリニックは、資質の向上及び資格の継続のため、 別に定める公認スキー検定員クリニック開催基準要項に示

- ① スキーバッジテストの内、級別テスト (事前講習の講師を含む)
- ② スキーバッジテストの内、ジュニアテスト

(実 施

第<u>7</u>条 A級検定会は、本連盟の主催・主管で行う。

2 B級検定会及びC級検定会は、本連盟が主催し、加盟団 体の主管で行う。

(有効期間)

第<u>8</u>条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。

(資格の継続)

第<u>9</u>条 検定員は、検定員の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認スキー検定員クリニック (以下「クリニック」という。) を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。

2 出席者及び役員の資格更新は、教育本部資格更新認定 事業一覧表に定めるとおりとする。

教育本部資格更新認定事業
一覧表制定に伴う文言変更

(資格の停止)

第<u>10</u>条 検定員が、クリニックを2年続けて未修了の場合は、 検定員の資格を停止する。

(活動の停止)

- 第11条 指導者資格が停止又は喪失している場合や、検定員 資格が停止している場合は、検定員として活動ができない。 (資格停止の解除)
- 第 12条 検定員の資格の停止解除は、クリニック修了により 資格の停止を解除できる。

(資格の喪失)

- 第13条 検定員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、 検定員の資格を喪失する。
- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格 を喪失したとき
- (2) 本連盟の規約に違反し、検定員としての体面を汚すような行為があったとき
- (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき
- (4) 公認スキー指導員及び公認スキー準指導員の資格を喪失したとき
- 2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。 (クリニック)

第14条 クリニックは、資質の向上及び資格の<u>更新</u>のため、 別に定める公認スキー検定員クリニック開催基準要項に示 された内容により実施する。

「理事会の決定により」を 第1項から削り、第2項に いれる

語句整理

教育本部資格更新認定事業 一覧表に合わせ「継続」→ 「更新」 された内容により実施する。

(検定会場)

- 第14条 A級検定員検定会は、スキー指導員検定会において 実施することを原則とする。
- 2 B級検定員検定会は、スキー準指導員検定会またはプラ イズテストにおいて実施することを原則とする。
- 3 C級検定員検定会は、スキーバッジテストのうち、級別 テストにおいて実施することを原則とする。
- 4 B・C級検定員検定会は、主管加盟団体が公示し、実施 要領により行う。

第 15 条 B・C級検定員検定会を主管する加盟団体は、10 月末日までに開催日程<u>・</u>会場<u>及び立会予定</u>責任者<u>並びに</u>主 任検定員を本連盟会員登録システムから申請し、承認を受 けなければならない。また、開催日程、会場及び立会予定 責任者並びに主任検定員の変更、事業の中止等が生じた場 合は、可及的速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しな ければならない。

(検 定 員)

- 第 16条 A級検定員検定会は、本連盟会長から委嘱された者 がこれにあたる。検定員数は、受検者の数に応じて定める。
- 2 B級検定員検定会は、主管加盟団体長から委嘱されたA 級検定員がこれにあたる。
- 3 C級検定員検定会は、主管加盟団体長から委嘱されたA 級又はB級検定員がこれにあたる。

(給定会場)

- 第 15条 A級検定会は、スキー指導員検定会において実施す ることを原則とする。
- 2 B級検定会は、スキー準指導員検定会又はスキープライ ズテストにおいて実施することを原則とする。
- 3 C級検定会は、スキーバッジテストのうち、級別テスト において実施することを原則とする。
- 4 <u>B級検定会、C級検定会を主管する加盟団体は、開催要</u> 文言変更 項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。

(由

第 16条 B級検定会、C級検定会を主管する加盟団体は、10 語句整理 月末日までに開催日程、会場、責任者及び主任検定員を本 連盟会員登録システムから申請し、承認を受けなければな らない。また、開催日程、会場、責任者、主任検定員の変 更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止 届を本連盟に提出しなければならない。

(責任者・検定員)

第17条 検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のと おりとする。

(1) A級検定会

- ①責任者は、本連盟の理事・教育本部部長、又は本連盟の 教育本部理事会が認めた者
- ②主任検定員は、A級検定員資格が有効な本連盟のスキー 専門委員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した
- ③検定員は、A級検定員資格が有効な本連盟のスキー専門 委員・スキー技術員の中から選任し、本連盟教育本部長 が委嘱した者
- ④検定員数は、受検者数に応じて定める。
- (2) B級検定会
- ①責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・スキー専門委 員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連 盟の教育本部理事会が認めた者
- ②主任検定員は、A級検定員資格が有効な本連盟の教育本 部専門委員・スキー技術員の中から選任し、主管加盟団 体長が委嘱した者
- ③検定員は、主管加盟団体長が委嘱したA級検定員又は B級検定員資格が有効な者
- ④検定員数は、受検者数に応じて定める。
- (3) C級検定会
- ①責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・スキー専門委 員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連 盟の教育本部理事会が認めた者
- ②主任検定員は、A級検定員資格が有効な本連盟の教育本 部専門委員・スキー技術員の中から選任し、主管加盟団 体長が委嘱した者
- ③検定員は、主管加盟団体長が委嘱したA級検定員又はB 級検定員資格が有効な者
- ④検定員数は、受検者数に応じて定める。

(受給資格)

第 18条 検定員の受検資格は、受検年度の本連盟会員登録を 完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。

(1) A級検定会

①スキー指導員又は功労スキー指導員資格が有効な者

②受検する年度の6年度前までにB級検定員を取得し資格 が有効で、スキーバッジテストを含む検定の検定員を3回

責任者、主任検定員、検定 員について定める

(受検資格)

第 17条 スキー指導員はA・B・C級を、スキー準指導員は C級を受検することができる。ただし、A級を受検する者 はB級の資格を、B級を受検する者はC級の資格を有して いなければならない。また、受検にあたっては、有効なス キー指導者資格、検定員資格を保有していなければならず、

資格が停止または喪失している場合は認められない。

- A級を受検する者は、B級取得の翌年から停止期間を除 き5年を経過し、かつ検定(スキーバッジテストを含む) を3回以上行い、合格証等によって証明された者でなけれ ばならない。ただし、デモンストレーター選考会において ナショナルデモンストレーターに認定された者について は、この限りではない。
- 3 特別な事情がある場合、加盟団体長の推薦により本連盟 が特に認めた者は、受検することができる。
- 4 スキー指導員並びにスキー準指導員に合格した年度を含 め、受検することができる。
- 5 B·C級検定員検定会の年度内の受検回数は制限しない。

(受検手続)

第 18_条 <u>B級及びC級検定員検定会</u>を他の加盟団体に委託 4 <u>B級検定会及び C級検定会</u>の年度内の受検回数は制限し したときは、委託した加盟団体は、委託先の加盟団体に、 所属会員の受検の受け入れを依頼し、あらかじめ承諾を得 ておくものとする。

(検定の内容)

- 第19条 検定は、次の各号に掲げる実技及び理論を行う。
- (1) 実技は、次の要領で行い、合格基準は、標準点に対し て、合・否の適中率が70%以上であり、基準ポイントに対 するポイント差が±3ポイント以内とした適中率が 80% 以上であることをもって合格とする。
- ① 採点は、対象者 20 名を限度とし、実際の検定会及びス キーバッジテストで実施することを原則とする。
- ② 実技検定種目は、3種目実施を原則とする。
- (2) 理論は、日本スキー教程、教育本部オフィシャルブッ ク、資格検定受検者のために及び規約・規程等検定に必要 な事項を内容として行い、合格基準は満点に対して、60% 以上をもって合格とする。

(合格者の手続)

第20条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示さ れた期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認 料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システム で決済することにより資格が認定される。また、次年度か らの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果報告)

- 第21条 A級検定員検定会の主任検定員は、検定会実施の結 果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結 果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟 に提出する。
- 2 B・C級検定員検定会の主任検定員は、検定会実施の結 果を、検定責任者を経て、主管加盟団体長に報告する。
- 3 B・C級検定員検定会の主管加盟団体の報告責任者は、 事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出 席・合否登録を行う。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

以上務めた者。ただし、ナショナルデモンストレーターは この限りではない。

(2) B級検定会

①スキー指導員又は功労スキー指導員資格と、C級検定員 資格が有効な者

(3) C級検定会

スキー準指導員、スキー指導員、功労スキー準指導員、功 労スキー指導員のいずれかの資格が有効な者

- 2 特別な事情がある場合、加盟団体長の推薦により本連盟 が特に認めた者は、受検することができる。
- 3 B級検定会及びC級検定会は、スキー指導員検定及びス キー準指導員検定に合格した年度を含め、受検することが できる。ただし、受検申込期限までに合格証等により合格 が証明できた場合に限る。
- ない。

(受検手続)

第19条 B級検定会及びC級検定会を他の加盟団体に委託す 文言整理 <u>る</u>加盟団体は、<u>事前に委託先の加盟団体に所属会員の受検</u> の受け入れを依頼し、承諾を得る。

(検定試験の実施方法と合否判定方法)

第20条 検定員検定試験は、実技テスト及び理論テストから なり、その総合成績から合否判定する。

(1) 実技テスト

第 15 条に示した検定会及びスキーバッジテストの受検者 (20 名以内)の検定種目(原則3種目)を対象とし、第17 条で示した主任検定員及び検定員の採点(基準点)に対して、 検定員検定受検者の採点の的中率 (合否が 70%以上かつ±3 ポイント以内が80%以上)で合格とする。

(2) 理論テスト

理論テストの合格基準は、満点に対して60%以上とし、出 題範囲は、本連盟の教程等刊行物、規約・規程とし、当該年 度の開催要項で明示する。

(3)総合判定

同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、 総合合格とする。

(合格者の手続)

第21条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示さ れた期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認 料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システム で決済することにより資格が認定される。また、次年度か らの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果報告)

- 第 22 条 A級検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を速 やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、 事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出 する。
- 2 B級検定会及び C級検定会の主任検定員は、検定会実施 の結果を、検定責任者を経て、主管加盟団体長に報告する。
- 3 B級検定会及び C級検定会の主管加盟団体の報告責任者 は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、 出席・合否登録を行う。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

文言整理

文言整理

文言整理

(検定の内容) → (検定試 験の実施方法と合否判定方

文言変更

附則の施行日を下記に移動

			T
	昭和 58 年 8 月	制定	
	昭和 60 年 5 月	改訂	
昭和 58 年 8 月 制定	昭和 61 年 5 月	改訂	
昭和 60 年 5 月 改訂	昭和 61 年 11 月	改訂	
昭和 61 年 5 月 改訂	昭和 62 年 9 月	改訂	
昭和 61 年 11 月 改訂	平成元年6月	改訂	
昭和 62 年 9 月 改訂	平成2年11月	改訂	
平成元年6月 改訂	平成5年6月26日	改正	
平成2年11月 改訂	平成 11 年 10 月 18 日	改正	
平成5年6月26日 改正	平成 12 年 9 月 20 日	改正	
平成 11 年 10 月 18 日 改正	平成 13 年 9 月 28 日	改正	
平成 12 年 9 月 20 日 改正	平成 15 年 6 月 27 日	改正	
平成 13 年 9 月 28 日 改正	平成 16 年 6 月 25 日	改正	
平成 15 年 6 月 27 日 改正	平成 17年 11月 2日	改正	
平成 16 年 6 月 25 日 改正		改正	
平成 17年 11月 2日 改正		改正	
平成 19年7月5日 改正		改正	
平成 21 年 9 月 18 日 改正		改正	
平成 23 年 9 月 20 日 改正		改正	
平成 23 年 11 月 18 日 改正		改正	
平成 25 年 8 月 9 日 改正		改正	
平成 26 年 7 月 15 日 改正		改正、平成28年8月1日施行	
平成 27 年 7 月 14 日 改正	PROPERTY STATE SENSE AND ASSESSMENTS	改正、十成 28 年 8 月 1 日 旭 1 1	
平成 28 年 4 月 20 日 改正		改正	
A 1840 W 1860 W 18 D			
平成29年7月15日 改正		改正	
平成30年7月2日 改正		改正	
令和2年11月6日 改正	令和 5 年 7 月 5 日	以止	
			1

令和5年(2023年)7月5日改正

現 行	改正案	備考
514	514	
公認スキー検定員クリニック開催基準要項	公認スキー検定員クリニック開催基準要項	
1. 公認スキー検定員規程 <u>による</u> クリニックは、加盟団体の主管	1. 公認スキー検定員規程第9条第1項に定める公認スキー検定	文言追加
で行う。	員クリニック (以下「クリニック」という。) は、公益財団法人	
	全日本スキー連盟(以下「本連盟」という。)が主催し、加盟	
	団体主管のもとに行い「(公財) 全日本スキー連盟スキー検定	
	員クリニック××会場」と称する。	
	2. 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8	文言追加
	月1日から翌年7月31日までをいう。	
2. クリニックは、地域に関係なく参加する会場を選ぶことがで	3. クリニックの会場は、参加者の所属する加盟団体によら	文言整理
<u></u> きる。	ず、自由に選ぶことができる。	W 20
3. 担当講師は、次の各号により選任する。	4. クリニックを主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体	文言整理
(1) A級検定員クリニックについては、A級検定員の資格を有	のホームページ等で周知する。	
する者の中から、主管加盟団体長が委嘱する。	5. クリニックを主管する加盟団体は、10月末日までに開催日	511 公認スキー指導者研修
(2) B・C級検定員クリニックについては、主任講師は、A級	程、会場、責任者及び主任講師を本連盟へ提出し、承認を受け	会規程に合わせ、9月から
検定員又はB級検定員の資格を有する者の中から、主管加盟団体	なければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任講	10月に変更
長が委嘱する。	師の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更	
4. クリニックの開催期日及び会場は、主管加盟団体が開催要項	届、中止届を本連盟に提出しなければならない。	
で告示する。	6. クリニック年度は、本連盟年度とする。	
5.クリニックを主管する加盟団体は、9月末日までに開催日程、	7. クリニックは、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げると	
会場及び立会予定責任者並びに予定主任講師を本連盟へ提出し、	おり運営する。	
承認を受けなければならない。	(1) クリニックの責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・	責任者を追加
6. クリニック年度は、本連盟年度とする。	教育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、	XIII C LEM
7. クリニックは、次の各号により運営する。	又は本連盟の教育本部理事会が認めた者	
(1) クリニックは、理論1単位、実技1単位とする。	(2) A級検定員クリニック、B級検定員クリニックの主任講師	文言整理
(2) 1単位の時間は2時間を原則とし、欠単位のある場合は、	及び講師は、主管加盟団体長が委嘱したスキーA級検定員資格	人口正江
クリニック修了を認めない。	が有効な者	
2 7 7 1 E MC TON 6	(3) C級検定員クリニックの主任講師及び講師は、主管加盟団	文言整理
	体長が委嘱したスキーA級検定員又はスキーB級検定員資格	人口正气
	が有効な者	
	(4) クリニックは1単位とし、実技での実施を原則とする。	クリニックの構成単位につ
 8. クリニックは、次の各号に掲げる要領による。	(<u>5</u>) 1単位の研修時間は2時間を原則とし、欠単位がある場合	いては「実技」での実施を原
(1) 理論	は、クリニック修了を認めない。	則とした。
① スキー教程、検定規程、検定基準を熟知し、検定に精通する	8. クリニックは、次の各号に掲げる要領による。	e ラーニングでのクリニッ
EL.	(1) 実技(運営能力)	ク理論に相当する 1 単位を
② その他検定に関する理解	① 運営スケジュール	減単位とし、現行合計2単
(2) 実技(運営能力)	②斜面選定	位から1単位へ変更とした。
① 運営スケジュール	③ 傷害防止対策	
②斜面選定	④ その他運営に関すること	
③ 傷害防止対策	(2) 実技(判定能力)	
④ その他運営に関すること	視覚による評価の実際(映像資料の利用を含む)	
(3) 実技(判定能力)	9. 本連盟は、従来のクリニック理論に相当するeラーニングを	511 公認スキー指導者研修
(3) 天牧 (刊定能力) 視覚による評価の実際 (映像資料の利用を含む)	補助的な教材として作成し、SNS等を利用し、検定規定、基準	会規程に合わせ、文言変更
DOZUNG & WITTIMYZ XVIV. (9/VIRA, 4월 YZ 4일 11)	等の解説やその他必要な情報発信を行う。クリニック参加者は、	ムが旧主にロシビ、人口及父
*	参加前にeラーニングを視聴する。	
Q 検定員カリーック参加条切差は 主席団体の定める申に書い	10. クリニックの参加希望者は、 <mark>開催要項に示された期日まで</mark>	文言変更
□・TKCスクソーソン参加中主日は、工港団件のためる中込音に	10. ノノーノノッツが川王守は、四世安保に小された州日まし	人口及火

必要事項を記入し、参加料と共に所属団体長を経て、加盟団体長 に提出するものとし、現地申し込みは認めない。ただし、公認ス キー検定員規程第14条第2項に定める者を除き、所属加盟団体 へ所定の申込書に必要事項を記入し、参加料と共に提出すること とする。

10. クリニック開催責任者は、クリニック終了後3週間以内に、 事業報告書並びに修了者名簿(クリニック修了者)を本連盟に提 出しなければならない。ただし、公認スキー検定員規程第14条 第2項に定める該当者については、当該行事主催者から該当者の 所属加盟団体へ同様に報告することとする。

11. クリニック参加料は、各種公認・登録料金一覧表の定める研修会参加料とする。 ただし、公認スキー検定員規程第 14 条第 2 項に定める該当者については、免除する。

12. この要項の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和61年8月 制定 昭和 61 年 5 月 T信少5 昭和61年11月 改訂 平成元年6月 改訂 平成2年11月 改訂 平成 4 年 10 月 改正 平成 4 年 12 月 12 日 改正 平成 12 年 9 月 21 日 改正 平成 15 年 6 月 27 日 改正 平成16年6月25日 改正 平成 17 年 11 月 2 日 改正 平成 18 年 11 月 1 日 改正 平成 23 年 9 月 20 日 改正 平成25年7月9日 改正 平成 27 年 7 月 14 日 改正 平成 29 年 7 月 15 日 改正 に、主管加盟団体に申込む。

11. <u>クリニックを主管する加盟団体の報告責任者は、事業終了</u> 文言変更 後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席登録を行う。

12. クリニック参加料は、各種公認・登録料金一覧表<mark>に</mark>定める 誤字訂正 研修会参加料とする。

13. この要項の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和61年8月 制定 昭和 61年5月 改訂 昭和61年11月 改訂 平成元年6月 改訂 平成2年11月 改訂 平成 4 年 10 月 改正 平成 4 年 12 月 12 日 改正 平成 12 年 9 月 21 日 改正 平成 15 年 6 月 27 日 改正 平成 16 年 6 月 25 日 改正 平成17年11月2日 改正 平成 18年 11月 1日 改正 平成 23 年 9 月 20 日 改正 平成 25 年 7 月 9 日 改正 平成 27 年 7 月 14 日 改正 平成 29 年 7 月 15 日 改正 令和5年7月5日 改正

令和5年(2023年)7月6日改正

新旧対照表

現 行 519 公認スキー学校等設置規程

- 第1条 <u>この</u>規程は、教育本部規程第1条第1項第<u>4</u>号の定めによる事業遂行の一手段として<mark>の</mark>普及指導活動を行うスキー学校及びスキー教室(以下、「公認スキー学校」という。)の公認に関し、必要な事項を定める。
- 第2条 公認スキー学校とは、公認スキー学校等設置基準及び<u>実施要領</u>に定める資格者を教師として、本連盟が示したスキー、スノーボード及びクロスカントリースキーの指導方法に基づいて、有料でレッスンを行うスキー学校のことをいう。
 - 2 公認スキー学校は、本連盟の定める公認スキー学校等設置 基準及び実施要領に基づく審査を受け、公認されなければな らない。
- 3 公認スキー学校は、本連盟の規約・規程を遵守し、運営に 努めなければならない。
 - 4 公認スキー学校が実施する事業は、本連盟又は加盟団体が 直轄で実施する事業を除くものとする。
- 第3条 公認スキー学校は、本連盟の方針に基づき、指導分野を 広げ、普及発展させる目的で運営しなければならない。ただし、 教師が配属できる種目または競技のみを開講するものとする。
- 第4条 公認の区分は、A公認、B公認、分校、教室の4種類とし、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) A公認は、シーズン中、同一スキー場において常時開設され、必要相当の校舎を有し、教師を3名以上常駐させているもの。
- (2) B公認は、シーズン中、同一スキー場において断続的であるが、開設回数が多く必要相当の校舎を有するもの。
- (3)分校は、A公認校が同一スキー場において地形上、必要とするもの。
- (4)公認スキー教室は、シーズン中、同一スキー場に留まらず、 広地域にわたり、断続的に移動開設し、開設期間は数日程度 の短期間で、その開設回数が多いもの。—
- 2 スキーまたはスノーボードの、ナショナルデモンストレーター、SAJ デモンストレーター(従前のデモンストレーターを含む)、冬季オリンピックスノースポーツ種目の出場経験者で本連盟指導員資格を有する者は、同条第1項第4号の公認スキー教室を所定の手続を経て開設できるものとする。
- 第5条 公認スキー学校が本連盟の方針に相違し、規約・規程等 に著しく違反したとき又は、地域社会等とのトラブル<u>に起因し</u> た場合は、理事会の<u>議を経て</u>、公認を取り消すことができる。
 - 2 前項により公認の取り消しを受けた公認スキー学校に委嘱されていた公認資格者は、当該公認スキー学校にとどまることができないものとする。

519 公認スキー学校等設置規程

改正案

第1条 本規程は、教育本部規程第1条第1項第<u>5</u>号の定めによる事業遂行の一手段として普及指導活動を行うスキー学校及びスキー教室(以下「公認スキー学校」という。)の本連盟による公認に関し、必要な事項を定める。

- 第2条 公認スキー学校とは、公認スキー学校等設置基準及び申請・実施要領に定める資格者を教師として、本連盟が示したスキー、スノーボード及びクロスカントリースキーの指導方法に基づいて、有料でレッスンを行うスキー学校のことをいう。
 - 2 公認スキー学校は、本連盟の定める公認スキー学校等設置 基準及び実施要領に基づく審査を受け、公認されなければな らない。
- 3 公認スキー学校は、本連盟の規約・規程を遵守し、運営に 努めなければならない。
- 4 公認スキー学校が実施する事業は、本連盟又は加盟団体が 直轄で実施する事業を除く。
- 第3条 公認スキー学校は、本連盟の方針に基づき、指導分野を 広げ、普及発展させる目的で運営しなければならない。ただし、 教師が配属できる種目または競技のみを開講する。
- 第4条 公認の区分は、A公認、B公認、分校、教室の4種類と し、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) A公認は、シーズン中、同一スキー場において常時開設され、必要相当の校舎を有し、教師を3名以上常駐させているもの
- (2) B公認は、シーズン中、同一スキー場において断続的であるが、開設回数が多く必要相当の校舎を有するもの
- (3)分校は、A公認校が同一スキー場において地形上、必要と するもの
- (4) 公認スキー教室は、シーズン中、同一スキー場に留まらず、 広地域にわたり、断続的に移動開設し、開設期間は数日程度の 短期間で、その開設回数が多いもの
- 2 スキーまたはスノーボードの、ナショナルデモンストレーター、SAJデモンストレーター(従前のデモンストレーターを含む)、冬季オリンピックスノースポーツ種目の出場経験者で本連盟指導員資格を有する者は、同条第1項第4号の公認スキー教室を所定の手続を経て開設できる。
- 第5条 公認スキー学校が、本連盟の方針に相違し、規約・規程 等に著しく違反したとき又は、公認スキー学校の行為に基づき 受講者、地域社会等とトラブルが生じた場合は、理事会の決議 を<u>もって</u>、公認を取り消すことができる。
 - 2 前項により公認の取り消しを受けた公認スキー学校に委嘱されていた公認資格者は、当該公認スキー学校にとどまることができない。

3 公認スキー学校は、受講者、地域社会等又はスキー学校内 部において紛争が生じた場合、公認スキー学校はその責任と費 用において、紛争を解決するものとし、本連盟は何ら責任を負

教育本部規程のスキー学校 の公認は第5号の為修正。 どこが公認するかを明記。

備考

520 の名称変更に伴う変更

トラブルの原因元を明記。 表現の変更。

トラブルは該当スキー学校 と加盟団体で解決し、SAJ は費用も責任も負わない。

わない。 第7条 公認スキー学校等設置基準及び実施要領並びに公認申 第<u>6</u>条 公認スキー学校等設置基準及び<u>申請・実施要領</u>は別にこ 520 の名称変更に伴う変更。 請要領は別にこれを定める。 れを定める。 条番号訂正 第8条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。 第7条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。 昭和 58 年 8 月 昭和 58 年 8 月 平成5年6月26日 改正 平成5年6月26日 改正 平成 17 年 6 月 15 日 改正 平成 17 年 6 月 15 日 改正 平成 18年 11月 1日 改正 平成 18年 11月 1日 改正 平成 24 年 9 月 26 日 改正 平成 24 年 9 月 26 日 改正 平成 25 年 7 月 9 日 改正 平成 25 年 7 月 9 日 改正 平成 27 年 7 月 14 日 改正 平成 27 年 7 月 14 日 改正 平成 29 年 7 月 15 日 改正 平成 29 年 7 月 15 日 改正 平成30年7月2日 改正 平成 30 年 7 月 2 日 改正 平成30年12月13日 改正 平成 30 年 12 月 13 日 改正 令和5年7月6日 改正

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表

現 行 改正案 520 520 公認スキー学校等設置基準及び実施要領

1. 公認スキー学校等設置規程第2条に基づき、本設置基準及び 要領を定める。

公認するスキー学校の設置基準及び要領は、次の各号に掲げ るとおりとする。

(1) 設置の数

- ① 同一スキー場内における公認は、原則として1校とす る。
 - ② 地形上必要ある場合は、A公認校の分校の設置を認め る。ただし、分校については運営及び経営において本校の 指導、育成の必要があるもののみとし、本校を通じて所定 の手続により、公認を受けなければならない。
- (2) 校舎

吹雪などの天候の激変の際、全生徒を収容することができ る広さを有すること。ただし、他の建造物を利用してもよい。

(3) 校則

スキー学校規則を備え、明示すること。

(4) 経理

会計諸帳簿を作成し、収支を明確にしておかなければなら ない。

(5) 管理

管理者を定め、管理運営の主体が明確であること。

(6) 校長

校長は、当該スキー学校の運営責任者であり、公認スキー 指導員、公認スノーボード指導員、公認クロスカントリース キー指導員のいずれかの資格者でなければならない。

(7) 主任教師

主任教師は、公認スキー指導員、公認スノーボード指導員、 公認クロスカントリースキー指導員のいずれかの資格者でな ければならない。

(8) 教師

教師は、公認スキー指導員・準指導員、公認スノーボード 指導員・準指導員、公認クロスカントリースキー指導員・準 指導員、競技技術指導員、公益財団法人日本スポーツ協会と 本連盟による公認スポーツ指導者制度において認定された指 導者及び、各加盟団体が認定する認定指導員のいずれかの資 格者でなければならない。

公認スキー学校等設置基準及び申請・実施要領

1. 公認スキー学校等設置規程第6条に基づき、本設置基準及び 要領を定める。

- 2. 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度 8月1日から翌年7月31日までをいう。
- 3. 公認スキー学校の公認は、本連盟の年度に合わせ、単年度ご とに行う。
- 4. 公認スキー学校の公認期間は、当該年度に本連盟から発行す る公認合格通知書に明記された日付から、当該年度の7月 31
- 5. 公認するスキー学校及びスキー教室(以下、「公認スキー学 校」という。)の設置基準及び要領は、次の各号に掲げるとお りとする。
- (1) 設置の数
- ① 同一スキー場内における公認は、原則として1校とする。
- ② 地形上必要ある場合は、A公認校の分校の設置を認める。 ただし、分校については運営及び経営において本校の指導、 育成の必要があるもののみとし、本校を通じて所定の手続に より、公認を受けなければならない。
- (2) 校舎

公認スキー学校は、吹雪などの天候の激変の際、全生徒を収 容することができる広さを有すること。ただし、他の建造物 を利用してもよい。

(3) 校則

公認スキー学校は、スキー学校規則を備え、明示すること。

(4) 経理

公認スキー学校は、会計諸帳簿を作成し、収支を明確にし ておかなければならない。

(5) 管理

公認スキー学校は、管理者を定め、管理運営の主体を明確 にすること。

(6) 校長

<u>公認スキー学校の</u>校長は、当該スキー学校の運営責任者で あり、公認スキー指導員、公認スノーボード指導員、公認ク ロスカントリースキー指導員のいずれかの資格者でなければ ならない。

(7) 主任教師

公認スキー学校の主任教師は、公認スキー指導員、公認スノ ーボード指導員、公認クロスカントリースキー指導員のいず れかの資格者でなければならない。

(8) 教師

公認スキー学校の教師は、公認スキー指導員・準指導員、 公認スノーボード指導員・準指導員、公認クロスカントリー スキー指導員及び、各加盟団体が認定する認定指導員のいず れかの資格者でなければならない。また、教師は以下の通り、 保有資格以外の指導をしてはならない。

備考 申請内容も追記したため名 称に追加。

519条数変更に伴う修正。

文言追加

521 廃止に伴う公認期間単 位を明記。521の2。 教室も該当の為、519と同じ 表記とした。

公認期間を定義

文言整理

文言整理

文言整理

文言整理

文言整理

文言整理

教師の資格の見直し。CC 準 指導員、競技技術指導員、 JSPO コーチ資格は削除。 担当する教師は、その資格 (9) 教師の研修

- ① 主任教師は、本連盟主任教師研修の課程を修了しなけれ ばならない。ただし、主任教師が専門委員又は技術員等で、 本連盟の行う中央研修会又は技術員研修会の研修を修了し ている場合は、本課程を修了したものと認める。
- ② 主任教師が研修に参加できない場合は、代理参加を認め る。
- (10) 指導料金

指導料金は、各学校毎に定め明示すること。

(11) クラス人員

1人の教師の指導する生徒数は、12人以内を原則とする。

(12) 指導時間

午前、午後各2時間を原則とする。

(13) 公認スキーバッジテスト、公認スノーボードバッジテス ト、公認クロスカントリースキーバッジテストの開催 公認スキー学校等は、公認スキーバッジテスト規程、公認 スノーボードバッジテスト規程及び公認クロスカントリー スキーバッジテスト規程に基づき、所属加盟団体の承認を得 て行うことができる。

(14) 保険

- ① 公認スキー学校等は、支払い限度額は1事故につき3億 円 (対人・対物共通) 以上の賠償責任保険に加入していな ければならない。
- ② 公認スキー学校等が加入する賠償責任保険は、公認校そ れぞれの責任において加入すること。
- ② 公認スキー学校等は、受講生傷害保険及び受講生賠償責 任保険に加入することが望ましい。
- (15) 傷害対策

受講生の指導にあたっては、安全を第一とし、事故発生時 の対処要領等を事前に作成し、万全の策を講じておくこと。

(16) 実施報告

公認スキー学校等は、6月末日までに実施報告書を本連盟 会長に提出しなければならない。

- ① 公認スキー指導員・準指導員・認定スキー指導員は、ス のカテゴリーしか教えるこ キー以外の指導をしてはならない。
- ② 公認スノーボード指導員・準指導員・認定スノーボード 指導員は、スノーボード以外の指導をしてはならない。
- ③ 公認クロスカントリースキー指導員は、クロスカントリ ースキー以外の指導をしてはならない。

(9) 教師の資格確認

公認スキー学校は、当該年度の初回レッスン前に、教師が資 格を所持している事、その資格が有効である事を確認しな ければならない。

(10) 教師の研修

- ① 公認スキー学校の主任教師は、本連盟公認スキー学校主 任教師研修の課程を修了しなければならない。ただし、主以下カッコ番号繰り下げ。 任教師が専門委員又は技術員等で、本連盟の行う中央研修 会又は技術員研修会の研修を修了している場合は、本課程 を修了したものと認める。
- ② 公認スキー学校の主任教師が、研修に参加できない場合 は、代理参加を認める。
- (11) 指導料金

公認スキー学校は、指導料金を学校ごとに定め、明示する こと。

(12) クラス人員

公認スキー学校の1人の教師の指導する生徒数は、12人以 内を原則とする。

(13) 指導時間

公認スキー学校の指導時間は、午前、午後各2時間を原則 とする。

(14) 公認スキーバッジテスト、公認スノーボードバッジテス ト、公認クロスカントリースキーバッジテストの開催 公認スキー学校は、公認スキーバッジテスト規程、公認ス ノーボードバッジテスト規程及び公認クロスカントリース キーバッジテスト規程に基づき、所属加盟団体の承認を得て 行うことができる。

(15) 保険

- ① 公認スキー学校は、支払い限度額は1事故につき3億円 (対人・対物共通) 以上の賠償責任保険に、公認校それぞ れの責任において加入していなければならない。保険に関 わる加入保険証券等(写)について、公認スキー学校は、 本連盟が提出を求めた際に、指定した期日までに提出しな ければならない。
- ② 公認スキー学校は、受講生傷害保険及び受講生賠償責任 保険に加入することが望ましい。
- (16) 傷害対策

<u>公認スキー学校は、</u>受講生の<u>指導をする際</u>は、安全を第一 とし、事故発生時の対処要領等を事前に作成し、万全の策を 講じておくこと。

(17) 実施報告

公認スキー学校は、本連盟から通知する手続きに従い、毎 年6月末日までに、実施報告書を提出しなければならない。

- 6. 公認を受けようとする公認スキー学校は、毎年8月末日まで に、本連盟から加盟団体に通知する手続きに従い、所属加盟 団体の承認を得て、本連盟に公認申請手続きを行うこととす
- 7. 公認を受けた公認スキー学校及び加盟団体は、次の各号の手 続きを行わなければならない。
- (1) 公認を受けたスキー学校は、別に定める各種公認・登録料 521 廃止に伴う転記。

とができない事を明記。

資格の保有確認と有効確認 を追記。

立三較田

文言整理

文言整理

文言整理

上記 3 の改正により「等」の 削除。(以下、同様)

①②は同じ賠償責任保険を 指しているので1つにまと めた。数字の繰り上げ。 SAJ が証券の写しを求めた 場合は提出してもらう。

文言整理

詳細を追記。

521 廃止に伴う転記。 申請について 521 の3。

金一覧表に定める登録料を、加盟団体を通じ、指定された期 日までに本連盟に納入しなければならない。

- (2) 加盟団体は、本連盟からの請求に基づき、公認スキー学校 の公認料及び登録料を、納入しなければならない。
- (3) 新規公認スキー学校及び新規校扱いの公認スキー学校につ いては、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料も納入し なければならない。ただし、分校については不要とする。 なお、前年度、公認スキー学校主任教師研修会を欠席した公 認スキー学校、経営母体・公認区分を変更する公認スキー学 校及び継続して公認を受けなかった公認スキー学校は、新規 校扱いとする。
- (4) 公認スキー学校が、経営母体、校名、役員、所在地等を変 更する場合は、所属の加盟団体を通じ、本連盟に変更届を提 出しなければならない。
- (5) 公認スキー学校が、公認年度の翌年度8月1日から次の公 認期間まで夏期営業を行う場合は、所属の加盟団体を通じ、 本連盟に公認期間延長届を提出し、本連盟の許諾を得なけれ ばならない。
- 8. 公認後に各号に定める設置基準を満たしていないと確認され た場合は、公認スキー学校等設置規程第5条1項により、理事 会の決議をもって、公認を取り消すことができる。
- 9. 公認スキー学校が行うスキー教室、スノーボード教室におけ いない場合の公認取消を明 る、指導中その他公認スキー学校の業務に関連して発生した事 故により、スクール生その他の第三者が傷害、死亡を含む一切 の損害を被った場合(以下「事故」という。)において、公認 スキー学校はその責任と費用において事故を解決するものと
- 10. この設置基準及び要領の改廃は、教育本部理事会の議決に よる.

公認手続きについて 521 5 . 6 . 7 . 8 . 9

夏期営業を行う場合の公認 期間延長手続きについて定 める。

各種基準や要領が守られて

以下、項数繰り下げ。

 公認スキー学校等が行うスキー教室、スノーボード教室に おける、指導中その他公認スキー学校等の業務に関連して発生 した事故により、スクール生その他の第三者が傷害、死亡を含 む一切の損害を被った場合(以下「事故」という。)において、 公認スキー学校等はその責任と費用において事故を解決する ものとする。

4. この設置基準及び要領の改廃は、教育本部理事会の議決によ る。

附 則1

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則2

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

昭和 58 年 8 月 工管分5 平成 4 年 12 月 12 日 改正

平成7年10月13日 改正

平成 13 年 9 月 28 日

平成 15 年 6 月 27 日 改正

平成 17 年 6 月 15 日 改正

平成17年11月2日 改正

平成 18年 11月 1日 改正

平成 22 年 8 月 31 日 改正

平成 24 年 9 月 26 日 改正

平成 25 年 7 月 9 日 改正

平成 27 年 12 月 15 日 改正 平成 28 年 4 月 20 日 改正

平成 29 年 7 月 15 日 改正

平成 29 年 8 月 22 日 改正

平成30年7月2日 改正

平成 30 年 12 月 13 日 改正

昭和 58 年 8 月 改訂

平成 4 年 12 月 12 日 改正

平成7年10月13日 改正

平成 13 年 9 月 28 日 改正

平成 15 年 6 月 27 日 改正

平成 17 年 6 月 15 日 改正

平成 17年 11月 2日 改正

平成 18 年 11 月 1 日 改正

平成 22 年 8 月 31 日 改正

平成 24 年 9 月 26 日 改正

平成 25 年 7 月 9 日 改正 平成 27 年 12 月 15 日 改正

平成 28 年 4 月 20 日 改正、平成 28 年 8 月 1 日から施行

平成 29 年 7 月 15 日 改正

平成 29 年 8 月 22 日 改正

平成30年7月2日 改正、平成30年8月1日から施行

平成 30 年 12 月 13 日 改正

令和5年7月5日 改正、令和5年8月1日から施行

附則の削除。改正履歴へ転 記。

令和5年(2023年)7月5日廃止

新旧対照表 備考 現行 廃业案 521 521 公認スキー学校等申請要領 公認スキー学校等申請要領 1. この要領は、公認スキー学校設置規程第7条に基づき、スキ 廃止 一学校及びスキー教室(以下、「公認スキー学校」という。)の 公認申請に関し必要な事項を定める。 【補足】 2. 公認スキー学校の公認は、本連盟の年度に合わせ、単年度ご 左記の現行規約欄の赤字記載部分について。 <u>とに行う</u>ものとする。 現行規約欄の内容については現行のままで、赤字記載部分の内 3. 公認を受けようとする公認スキー学校は、別に定める設置基 容については、520 公認スキー学校等設置基準及び申請・実施 準に従い、毎年8月末日までに、所属加盟団体の承認を得て、 要領へ転記した内容です。 本連盟に以下の公認申請手続きを行うこととする。ただし、公 認スキー学校等設置規程第4条第2項の公認スキー教室につ いては、所定手続の中の同意書は、開設地のスキー学校、所属 令和5年7月5日 廃止 団体及び加盟団体の同意を得て当該者が申請するものとする。 (1) A校、B校、分校の新規申請 ① 公認スキー学校公認申請書 ② スキー学校役員名簿 ③ スキー場の略図 (受付、校舎、避難場所等が明示されて ④ 校則 (受講生に対する安全対策要項を含むもの) ⑤ 隣接する公認スキー学校の同意書「SAJ公認スキー学 校等の開設同意書」 ⑥ 開設地が所属加盟団体管轄外の場合は、当該加盟団体の 「SA」公認スキー学校等の開設承諾書」。 (2) A校、B校、分校の更新申請 ① 公認スキー学校公認申請書 ② スキー学校役員名簿 (3) スキー教室の申請 スキー教室は、新規、更新に関わらず以下の申請書類を提出 するものとする。ただし、教室開設地のスキー学校と所属団体 が同一の場合は、所属団体の同意書の提出は省略できる。 ① 公認スキー学校公認申請書 ② スキー学校役員名簿 ③ 教室開設地のスキー学校の同意書 ④ 所属団体の同意書 ⑤ 加盟団体の同意書 (4) 保険資料の提出について 公認スキー学校等設置基準及び実施要領2 (13) ①に規定 した保険に関わる加入保険証券等(写)の提出については、 当該年度ごとに本連盟が示した期日までに提出することと する。 4. 公認スキー学校の開設地が変更になる場合の申請は、スキー 教室を除き、前項の新規申請と同様の書類を添付しなければな 5. 前年度主任教師研修会を欠席した公認スキー学校は新規校扱 いとする。

6.経営母体、公認区分を変更する公認スキー学校は、新規校扱

いとする。

7. 公認の手続き

- (1) 公認を受けたスキー学校は、別に定める各種公認・登録料 金一覧表に定める公認料及び登録料を、加盟団体を通じ、本 連盟に納入しなければならない。
- (2) 加盟団体は、公認スキー学校の公認料及び登録料から別に 定める還元金を差引いた金額を、公認通知後、可及的速やか に、本連盟に納入しなければならない。
- (3)<u>新設する公認スキー学校及び新規校扱いのスキー学校については、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入しなければならない。ただし、分校については不要とする。</u>
- 8. スキー学校が、経営母体、校名、役員、所在地等を変更する 場合は、所属の加盟団体を通じ変更届を提出しなければならな い。
- 9. スキー場等の都合により開校できない場合は、所属の加盟団体を通じ、廃校届けを提出しなければならない。翌年度以降開校する場合、新規校としての手続きをとらなければならない。
- 10. この要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和 58 年 8 月 改訂 平成元年9月 改訂 平成2年11月 改訂 平成3年4月 改訂 平成4年4月 改訂 平成5年6月26日 改正 平成7年10月13日 改正 平成 12 年 9 月 21 日 改正 平成 13 年 9 月 28 日 改正 平成 17 年 6 月 15 日 改正 平成 18年 11月 1日 改正 平成 22 年 8 月 31 日 改正 平成 24 年 9 月 26 日 改正 平成 26 年 7 月 15 日 改正 平成 27 年 7 月 14 日 改正 平成 29 年 7 月 15 日 改正 平成30年7月2日 改正 平成 30 年 12 月 13 日 改正

令和 5 年度 第 6 回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

現 行	改 正 案	備考
522	522	
公認スキー指導者検定規程	公認スキー指導者検定規程	
(公認スキー指導者検定の種類)	(公認スキー指導者検定の種類)	
第1条 公認スキー指導者検定は、次の各号に掲げる2種類	第1条 公認スキー指導者検定は、次の各号に掲げる2種類	
とする。	とする。	
(1) スキー指導員検定	(1) スキー指導員検定	
(2) スキー準指導員検定	(2) スキー準指導員検定	
	_(年 _ 度)_	文言追加
	第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業	
	年度8月1日から翌年7月31日までをいう。	
Ⅰ スキー指導員検定		
(90) 90(40)0	I スキー指導員検定	
 (スキー指導員検定)	S State Control of the Control	
第2条 スキー指導員検定について、次のとおり定める。	(スキー指導員検定)	
(実 施)	第3条 スキー指導員検定(以下「指導員検定会」という。)	
 第3条 スキー指導員検定会は、本連盟の主催・主管で行う。	について、次のとおり定める。	
(周 知)	(実 施)	
第4条 検定会開催要項は、本連盟ホームページ等で周知す	第4条 指導員検定会は、本連盟の主催・主管で行う。	
5.	(周 知)	
(検 定 員)	第5条 指導員検定会の開催要項は、本連盟ホームページ等	
第 <u>5</u> 条 検定員は、本連盟教育本部長から委嘱されたA級検	で周知する。	
定員3名以上で構成する。	(責任者・検定員)	
2 検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める。	第6条 指導員検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以	責任者、主任検定員、検定
The state of the s	下のとおりとする。	員について定める
	(1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専	
	門委員、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者	
	(2) 主任検定員は、スキーA 級検定員資格が有効な本連盟	
	のスキー専門委員の中から選任し、本連盟教育本部長が委	
	嘱した者	
	(3) 検定員は、スキーA級検定員資格が有効な本連盟のス	
	キー専門委員・スキー技術員の中から選任し、本連盟教育	
	本部長が委嘱した者	
	(4) 検定員は、スキーA級検定員3名以上で構成する	
	(5) 検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める	
	(会期)	
	第7条 指導員検定会の会期は、3日間を原則とし、同期日	
(会 期)	に行う。 <u>諸事情により、会期を変更する</u> ことができる。	
第 <u>6</u> 条 会期は <u>原則として3日間</u> とし、同期日に行う。 <u>天候</u>	(会場 <u>・回数</u>)	
の状況等特別な事情を考慮し、1日予備日を設けることが	第8条 指導員検定会の会場は、5会場を原則とし、諸事情	文言整理
できる。	により、会場数を変更することができる。同一年度内の受	
(会 場)	検は、1回限りとし、受検者は、各検定会場の内、1会場	
第7条 検定会場は5会場を原則とし、受検者は各検定会場	に限り受検することができる。	
の内、1会場に限り受検することができる。		
(検定基準・実施要領)	(検定基準・実施要領)	
第8条 スキー指導員検定は、スキーの実技、理論について	第 <u>9</u> 条 <u>指導員検定会</u> は、スキーの実技 <u>テスト及び</u> 理論 <u>テス</u>	
実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。	<u>トを</u> 実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。	
(受検資格)	(受検資格)	

- 登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければな らない。ただし、受検年度は本連盟年度とする。
- (1) 受検する年度の4月1日現在21歳以上の者。 この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事 業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。
- (2) スキー準指導員の資格を有し、合格年度を含めず2年 以上を経過している者。ただし、資格停止者を除く。
- (3) 加盟団体が主催するスキー指導者養成講習カリキュラ ム(以下「養成講習」という。)を検定会までに修了し、養 成講習修了報告書または所属加盟団体によって証明された 者。ただし、修了した養成講習の有効期間は3か年とする。 養成講習の内容は別に定める。

(特別推薦による受給)

- 第10条 技術選手権を除く全日本選手権(マスターズ、ジュ ニアを除く)、FIS公認大会及び国体等の競技会におい て、3回以上入賞した者は、スキー準指導員資格を有して いなくても、加盟団体長の推薦により特別推薦書を本連盟 に提出し、教育本部理事会の承認を得て、当該年度のスキ ―指導員検定会の受検手続きを行い、検定会で受検するこ とができる。なお、特別推薦書の提出期限は受検する年度 の10月末日までとし、入賞大会名、種目、順位を付記し、 その証明書類及び当該年度の会員登録証明書類を添付して 提出する。
- 2 オリンピック出場者は、スキー準指導員資格を有してい なくても、加盟団体長の推薦により特別推薦書を本連盟に 提出し、教育本部理事会の承認を得て、当該年度のスキー 指導員検定会の受検手続きを行い、検定会で受検すること ができる。なお、特別推薦書の提出期限は受検する年度の 10 月末日までとし、出場大会名、種目を付記し、その証明 書類及び当該年度の会員登録証明書類を添付して提出す る。

(合格者の手続)

第11条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示さ れた期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認 料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システム で決済することにより資格が認定される。また、次年度か らの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果報告及び発表)

- 第12条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委 員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2 週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。
- 2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。 (特別推薦による合格)
- 第 13 条 外国の国家検定教師の資格者又は日本プロスキー 教師協会(SIA)のアルペンスキー・ステージIVとして 10年以上常勤した者は、本連盟会員登録後、加盟団体長の 推薦により特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会 の承認を得て手続後、スキー指導員の資格を取得すること ができる。なお、特別推薦書の提出期限は3月末日までと し、既得資格のライセンス証(写)、を添付し提出する。
- Ⅱ スキー準指導員検定

(スキー準指導員検定)

- 第9条 スキー指導員検定受検者は、受検年度の本連盟会員│第<u>10</u>条 <mark>指導員検定会の</mark>受検者は、受検年度の本連盟会員登 録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければなら
 - (1) 受検する年度の4月1日時点で21歳以上
 - (2) 受検する年度の3年度前までに、スキー準指導員を取 得し、資格が有効な者
 - (3) 加盟団体が主催するスキー指導者養成講習カリキュラ ム (以下「養成講習」という。)を指導員検定会までに修了 し、養成講習修了報告書又は所属加盟団体によって証明さ れた者。ただし、修了した養成講習の有効期間は3か年と する。養成講習の内容は別に定める。

(特別推薦による受検)

第11条 オリンピック出場者、又は3回以上全日本選手権(技 文言整理 術選手権・マスターズ・ジュニアを除く)、FIS公認大会 及び国体等の競技会において入賞した者は、スキー準指導 員資格を有していなくても、加盟団体長の推薦により特別 推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て、 当該年度の指導員検定会の受検手続きを行い、検定会で受 検することができる。なお、特別推薦書の提出期限は受検 する年度の10月末日までとし、本連盟の会員登録完了後、 出場大会名、種目、順位を付記し、その証明書類を添付し て提出する。

語句整理

会員登録を完了しているこ とが前提となるため文言追

オリンピック出場者を第1 項に入れ第2項を削る

(合格者の手続)

第12条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示さ れた期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認 料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システム で決済することにより、資格が認定される。また、次年度 からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果報告及び発表)

- 第13条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委 員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2 週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。
- 2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。 (特別推薦による合格)
- 第14条 外国の国家検定教師の資格者又は日本プロスキー教 師協会(SIA)のアルペンスキー・ステージIVとして10 年以上常勤した者は、本連盟の会員登録完了後、加盟団体 長の推薦により特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理 事会の承認を得て手続後、スキー指導員の資格を取得する ことができる。なお、特別推薦書の提出期限は3月末日ま でとし、既得資格のライセンス証(写)を添付し提出する。
- Ⅱ スキー準指導員検定

(スキー準指導員検定)

- 第14条 スキー準指導員検定について、次のとおり定める。
- 第15条 スキー準指導員検定会は、本連盟が主催し、加盟団 体の主管で行う。
- 2 加盟団体が単独で開催できない場合は、他の加盟団体と 共同主管で開催することができる。

(申 請)

- 第 16 条 スキー準指導員検定会を主管する加盟団体は、10 月末日までに開催日程、会場及び立会予定責任者並びに予 定主任検定員を本連盟に提出し、承認を受けなければなら ない。また、開催日程、会場及び立会責任者並びに予定主 任検定員の変更、事業の中止等が生じた場合は、可及的速 やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。
- 第 17条 スキー準指導員検定会の開催要項は、主管加盟団体 が公示する。

(検 定 員)

第 18条 検定員は、主管加盟団体長から委嘱された A級検定 員を含むB級以上の検定員資格を有する者3名以上で構成 し、その中に本連盟教育本部専門委員またはスキー技術員 1名以上を含まなければならない。

(実施回数、会期)

- 第 19条 スキー準指導員検定会は、同一年度内において、実 | 技と理論試験を1回ずつ実施することを原則とし、受検者 数の多いときは回数を増すことができる。
- 2 同一年度内の受検は、共同主管または他の加盟団体へ委 託の場合も含めて、1回に限るものとする。
- 3 会期は原則として3日間とし、受検者数の多少、天候の <u>状況、その他特別の事情があるときは</u>変更することができ
- 4 本連盟加盟団体の全日本学生スキー連盟の主管によるス キー準指導員検定会は、本連盟競技者登録を行い競技選手 として活動している者を対象に実施することができる。た だし、同好会所属の本連盟会員登録者は、都道府県単位の 加盟団体が主管する検定会を受検するものとする。

(検定基準・実施要領)

第 <u>20 条 スキー準指導員検定</u>は、スキーの実技<u>、</u>理論<u>につい</u> | 第 <u>21 条 <mark>準指導員検定会</u>は、スキーの実技<mark>テスト及び</mark>理論<mark>テ</mark></u></mark> て実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。

(受檢資格)

- 第21条 スキー準指導員検定受検者は、受検年度の本連盟登 録会員で、次に掲げる各号に該当しなければならない。た だし、受検年度は本連盟年度とする。
- (1) 受検する年度の4月1日現在、18歳以上の者 この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事 業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。
- (2) 前年度までに、級別テスト1級(プライズテストを含

第15条 スキー準指導員検定(以下「準指導員検定会」とい う。) について、次のとおり定める。

(実 施)

- 第16条 準指導員検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主 管で行う。
- 2 加盟団体が単独で開催できない場合は、他の加盟団体と 合同で開催することができる。

第 17条 準指導員検定会を主管する加盟団体は、10 月末日 までに開催日程、会場、責任者及び主任検定員を本連盟に 語句整理 提出し、承認を受けなければならない。また、開催日程、 会場、責任者、主任検定員の変更、事業の中止等が生じた 場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなけれ ばならない。

第 18条 準指導員検定会を主管する加盟団体は、開催要項を 主管加盟団体のホームページ等で周知する。

(責任者・検定員)

- 第19条 準指導員検定会の責任者、主任検定員及び検定員は 以下のとおりとする。
- (1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専 門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本 連盟の教育本部理事会が認めた者
- (2) 主任検定員は、スキーA 級検定員資格が有効な本連盟 の教育本部専門委員・スキー技術員の中から選任し、主管 加盟団体長が委嘱した者
- (3) 検定員は、次の要件を満たす3名以上で構成し、主管 | 文言整理 加盟団体長が委嘱した者

①スキーA級検定員又はスキーB級検定員資格が有効な者 ②スキーA級検定員1名以上、本連盟教育本部専門委員・ スキー技術員1名以上を含める

(実施回数、会期)

- 第 20条 準指導員検定会は、同一年度内において、実技 テス トと理論<u>テスト</u>を1回ずつ実施することを原則とし、受検 者数の多いときは回数を増すことができる。
- 2 同一年度内の受検は、各加盟団体での合同開催又は他の 加盟団体へ委託の場合も含めて、1回限りとする。
- 3 会期は、2日間を原則とし、諸事情により変更すること ができる。

「共同主管」→「合同」

責任者、主任検定員、検定 員について定める

語句整理

会期を3日間→2日間に変

第19条第4項を削る

(学連から、学連登録者が 学連主管の準指検定会の受 検を希望すれば受検可能と したいと第19条第4項削除 の要望があったため)

(検定基準・実施要領)

ストを

実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。 (受検資格)

第22条 準指導員検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員 登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければなら 1261

- (1) 受検する年度の4月1日時点で18歳以上
- (2) 受検する年度の前年度までに、スキー級別テスト1級 (スキープライズテストを含む。) に合格した者
- (3) 加盟団体が主催する養成講習を準指導員検定会までに

語句整理

語句整理

- む。) を取得した者
- (3) 加盟団体が主催する養成講習を検定会までに修了し、 養成講習修了報告書によって証明された者
- 2 前項第3号の養成講習については、基礎理論15時間、指 導実習6時間とし、修了した養成講習の有効期間は2か年 とする。実技実習は22時間とし、有効期間は受講年度のみ とする。
- 3 前項に定める養成講習の内容は、別に定める。 (受検手続)
- 第 22 条 <u>スキー</u>準指導員検定を他の加盟団体に委託<u>した</u>ときは、委託<u>した</u>加盟団体は、委託先の加盟団体に、所属会員の受検の受け入れを依頼し、あらかじめ承諾を得ておくものとする。

(合格者の手続)

第23条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果の報告)

- 第 <u>24</u>条 主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を 経て、主管加盟団体長に報告する。
- 2 主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、 本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。 (特別推薦による合格)
- 第25条 日本プロスキー教師協会(SIA)のアルペンスキー・ステージIIIとして5年以上連続して常勤した者は、本連盟会員登録後、加盟団体長の推薦により特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て手続後、スキー準指導員の資格を取得することができる。なお、特別推薦書の提出期限は3月末日までとし、既得資格のライセンス証(写)、当該年度の会員登録証明書類を添付し提出する。(規程の改廃)
- 第26条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和58年8月 改訂 昭和59年5月 改訂 改訂 昭和61年5月 昭和62年9月 改訂 平成元年 6 月 改訂 平成2年1月 改訂 亚奶 平成 4年 10 月 平成5年6月26日 改正 平成6年10月3日 改正 平成7年10月13日 改正 平成 10 年 10 月 5 日 改正 平成 11 年 10 月 18 日 平成 12 年 9 月 20 日 改正 平成 12 年 10 月 26 日 改正 平成 13 年 9 月 28 日 改正 平成 14年 11月 5日 改正 平成 15 年 6 月 27 日 改正 平成 16 年 6 月 25 日 改正 平成 18年 6月 15日 改正 平成 18 年 11 月 1 日 改正 修了し、養成講習修了報告書によって証明された者

- 2 前項第3号の養成講習については、基礎理論15時間、指導実習6時間とし、修了した養成講習の有効期間は2か年とする。実技実習は22時間とし、有効期間は受講年度のみとする。
- 3 前項に定める養成講習の内容は、別に定める。 (受検手続)
- 第<u>23</u>条 準指導員検定会を他の加盟団体に委託<u>する</u>加盟団体は、<u>事前に</u>委託先の加盟団体に、所属会員の受検の受け入れを依頼し、承諾を得る。

(合格者の手続)

第24条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果の報告)

- 第 <u>25</u>条 主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を 経て、主管加盟団体長に報告する。
- 2 主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、 本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。 (特別推薦による合格)
- 第 26条 日本プロスキー教師協会(SIA)のアルペンスキー・ステージⅢとして5年以上連続して常勤した者は、本連盟の会員登録完了後、加盟団体長の推薦により特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て手続後、スキー準指導員の資格を取得することができる。なお、特別推薦書の提出期限は3月末日までとし、既得資格のライセンス証(写)を添付し提出する。

(規程の改廃)

昭和61年5月

昭和62年9月

平成元年 6 月

平成2年1月

平成 4 年 10 月

平成5年6月26日 改正

平成11年10月18日 改正

平成 12 年 9 月 20 日 改正

平成 12 年 10 月 26 日 改正

平成 13 年 9 月 28 日 改正

平成14年11月5日 改正

平成 15 年 6 月 27 日 改正

平成 16 年 6 月 25 日

平成 18 年 6 月 15 日

平成 18 年 11 月 1 日

平成 21 年 9 月 18 日

平成 22 年 8 月 31 日

平成 6 年 10 月 3 日

平成7年10月13日

平成 10 年 10 月 5 日

第27条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

改訂

改訂

改訂

改訂

改正

改正

改正

改正

改正

改正

改正

改正

改正

「当該年度の会員登録証明

語句整理

郡和 58 年 8 月 改訂 昭和 59 年 5 月 改訂

平成 23 年 9 月 20 日 改正

	平成 21 年 9 月 18 日	改正	平成 25 年 8 月 9 日 改正	
	平成 22 年 8 月 31 日	改正	平成 26 年 7 月 15 日 改正	
	平成 23 年 9 月 20 日	改正	平成 29 年 7 月 15 日 改正	
- 1	平成 25 年 8 月 9 日	改正	令和 2 年 11 月 6 日 改正	
	平成 26 年 7 月 15 日		令和 5 年 7 月 5 日 改正	
	平成 29 年 7 月 15 日			
	令和 2 年 11 月 6 日	GX.IE		
1				
			51	
1				
1			g.	
1				
-1				123

令和5年(2023年)7月5日改正

現 行	改 正 案	備考
523	523	
公認スキー指導者検定基準及び実施要領	公認スキー指導者検定基準及び実施要領	
I 指導員検定	1. 公認スキー指導者検定規程第9条に基づき、公認スキー	文言整理
1.4 6000	指導員検定及び公認スキー準指導員検定の検定基準及び実	XILLA
1. 公認スキー指導者検定規程第8条に基づき、指導員検定	施要領に関し、必要な事項を定める。	
基準及び実施要領を、次のとおり定める。	2. 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度	文言追加
	8月1日から翌年7月31日までをいう。	又旨坦加
	I スキー指導員検定	
	1 ZIT HARIAL	
(1) 检索内容	2 フセード道具枠中の枠中其準及び中佐七汁	
(1)検定内容	3. スキー指導員検定の検定基準及び実施方法	
検定内容は、実技種目と理論とする。	スキー指導員検定試験は、実技テスト及び理論テストから	
①実技種目は、次のとおりとする。	なり、その総合成績から合否判定する。	
(基礎課程)	(1) 実技 <u>テストの</u> 種目は、次のとおりとする。	
○プルークボーゲン	(基礎課程)	
緩斜面·整地	○プルークボーゲン	
○滑走プルークから基礎パラレルターンへの展開	緩斜面・整地	
緩斜面・整地	○滑走プルークから基礎パラレルターンへの展開	
○基礎パラレルターン 小回り	緩斜面・整地	
中急斜面・ナチュラル	○基礎パラレルターン 小回り	
○横滑りの展開	中急斜面・ナチュラル	
中急斜面・ナチュラル	○横滑りの展開	
(実践課程)	中急斜面・ナチュラル	
○シュテムターン	(実践課程)	
中急斜面・ナチュラル	○シュテムターン	
〇パラレルターン 大回り	中急斜面・ナチュラル	
急斜面・ナチュラル	〇パラレルターン 大回り	
〇パラレルターン 小回り	急斜面・ナチュラル	
中急斜面・不整地	〇パラレルターン 小回り	
〇総合滑降 リズム変化	中急斜面・不整地	
総合斜面・ナチュラル	〇総合滑降 リズム変化	
② 理論	総合斜面・ナチュラル	
理論の出題範囲は、日本スキー教程、日本スキー教程安	(2) 理論 <u>テストの</u> 出題範囲は、 <u>本連盟の教程等刊行物</u> 、規	文言変更
全編、教育本部オフィシャルブック、資格検定受検者のた	約・規程と <u>し、当該年度の開催要項に明示</u> する。	2000
めに、規約・規程とする。	(3) 採点基準 <u>·合否判定方法</u>	養成講習と採点基準の項番
(2)養成講習	① 実技<u>テスト</u>は、検定員3名の評価とし、3名の<mark>評価の</mark>	号入換
①養成講習は、集合講習28時間、自主学習15時間、加盟団	平均値 <u>(小数一位を四捨五入)</u> を当該種目の取得ポイント	-47ND
体が実施する。	とする。	
○基礎理論 15時間(集合講習 6時間、自主学習 9時間)	② 実技 <u>テスト</u> は、各種目とも80ポイントを基準とし、基	
〇指導実習 6時間(集合講習 2時間、自主学習 4時間)	磁課程4種目中3種目が80ポイント以上、実践課程4種	
〇実技実習 22時間(集合講習 20時間、自主学習 2時間)	目中3種目が80ポイント以上とし、合計640ポイント以上	
②講師は、教育本部専門委員、スキー技術員、スキーパト	を合格とする。	
ロール技術員、主管加盟団体長が特に認めた者とする。	③ 理論テストは、満点に対して60%以上を合格とする。	
③養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した	④ 総合判定は、同一年度内における実技テスト及び理論	
場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を	テストの合格で、総合合格とする。	
継続する。	(4)養成講習	
ubmiton \ m.0		

(3) 採点基準

- ①実技種目は、検定員3名の評価とし、3名の平均値を当 該種目の取得ポイントとする。 ただし、小数点第1位を 四捨五入とする。
- ②実技種目は、80ポイントを基準とし、基礎課程4種目中 3種目が80ポイント以上、実践課程4種目中3種目が80 ポイント以上とし、合計640ポイント以上取得をもって合 格とする。
- ③理論は満点に対して60%以上をもって合格とする。
- ④養成講習は、実施団体が発行する養成講習修了報告書主 たは所属加盟団体の証明書により確認する。
- ⑤総合判定は、実技・理論の合格をもって合格とする。

Ⅱ 潍指道昌給定

2. 公認スキー指導者検定規程第20条に基づき、準指導員検 定基準及び実施要領を、次のとおり定める。

(1) 検定内容

検定内容は、実技種目と理論とする。

①実技種目は、次のとおりとする。

(基礎課程)

○プルークボーゲン

緩斜面·整地

- ○滑走プルークから基礎パラレルターンへの展開 緩斜面·整地
- ○基礎パラレルターン 小回り 中急斜面・ナチュラル
- ○横滑りの展開

中急斜面・ナチュラル

(実践課程)

- ○シュテムターン
 - 中急斜面・ナチュラル
- ○パラレルターン 大回り

急斜面・ナチュラル

- 〇パラレルターン 小回り
 - 中急斜面·不整地
- ○総合滑降 リズム変化 総合斜面・ナチュラル

理論の出題範囲は、日本スキー教程、日本スキー教程安 全編、教育本部オフィシャルブック、資格検定受検者のた めに、規約・規程とする。

(2) 養成講習

- ① 養成講習は、集合講習28時間、自主学習15時間、加盟 団体が実施する。
- ○基礎理論 15時間 (集合講習 6時間、自主学習 9時間)
- ○指導実習 6時間(集合講習 2時間、自主学習 4時間)
- ○実技実習 22時間(集合講習 20時間、自主学習 2時間)
- ② 講師は、教育本部専門委員、スキー技術員、スキーパ トロール技術員等とする。
- ③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍し た場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習 を継続する。

(3) 採点基準

①実技種目は、検定員3名の評価とし、3名の平均値を当 該種目の取得ポイントとする。 ただし、小数点第1位を

- ① 養成講習は、集合講習28時間、自主学習15時間とし、 加盟団体が実施する。
- ○基礎理論 15時間(集合講習 6時間、自主学習 9時間)
- ○指導実習 6時間(集合講習 2時間、自主学習 4時間)
- ○実技実習 22時間(集合講習 20時間、自主学習 2時間)
- ② 養成講習会の講師は、本連盟の教育本部専門委員・ス キー技術員・スキーパトロール技術員、主管加盟団体長 が特に認めた者とする。
- ③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍し た場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習 を継続する。
- ④ 養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了 | 養成講習の修了について 報告書又は所属加盟団体の証明書で確認する。

Ⅱ スキー準指導員検定

4. スキー準指導員検定の検定基準及び実施方法 スキー準指導員検定試験は、実技テスト及び理論テストか らなり、その総合成績から合否判定する。

(1) 実技テストの種目は、次のとおりとする。

(基礎課程)

○プルークボーゲン

緩斜面·整地

- ○滑走プルークから基礎パラレルターンへの展開 緩斜面·整地
- ○基礎パラレルターン 小回り 中急斜面・ナチュラル
- ○横滑りの展開

中急斜面・ナチュラル

(実践課程)

- 〇シュテムターン
 - 中急斜面・ナチュラル
- 〇パラレルターン 大回り

急斜面・ナチュラル

- 〇パラレルターン 小回り
 - 中急斜面・不整地
- ○総合滑降 リズム変化 総合斜面・ナチュラル
- (2) 理論テストの出題範囲は、本連盟の教程等刊行物、規 約・規程とし、当該年度の開催要項に明示する。
- (3) 採点基準·合否判定方法
- ① 実技<u>テスト</u>は、検定員3名の評価とし、3名の<u>評価の</u> 平均値 (小数点第1位を四捨五入) を当該種目の取得ポ イントとする。
- ② 実技テストは、各種目とも75ポイントを基準とし、基 礎課程4種目中3種目が75ポイント以上、実践課程4種 目中3種目が75ポイント以上とし、合計600ポイント以上 を合格とする。
- ③ 理論テストは、満点に対して60%以上を合格とする。
- ④ 総合判定は、同一年度内における実技テスト及び理論 テストの合格で、総合合格とする。

(4) 養成講習

- ① 養成講習は、集合講習28時間、自主学習15時間とし、 加盟団体が実施する。
- ○基礎理論 15時間 (集合講習 6時間、自主学習 9時間)
- ○指導実習 6時間(集合講習 2時間、自主学習 4時間)

(3) ④から移動

養成講習と採点基準の項番 号入换

四捨五入とする。

- ②実技各種目とも、75ポイントを基準とし、基礎課程4種目中3種目が75ポイント以上、実践課程4種目中3種目が75ポイント以上とし、合計600ポイント以上取得をもって合格とする。
- ③理論は満点に対して60%以上をもって合格とする。
- ①養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書または所属加盟団体の証明書により確認する。
- <u>⑥</u>総合判定は、同一年度内に<u>おいて、実技・理論の合格を</u> もって合格とする。
- 3. この基準及び実施要領の改廃は、教育本部理事会の議決 による。

4. 附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

昭和61年5月 改訂 昭和62年9月 改訂 平成4年10月 计言分 平成5年6月26日 改正 平成7年10月13日 改正 平成11年10月18日 改正 平成12年10月26日 改正 平成15年7月12日 改正 平成16年6月25日 改正 平成19年7月5日 改正 平成21年9月18日 改正 平成23年9月20日 改正 平成25年8月9日 改正 平成25年12月17日 改正 平成26年7月15日 改正 平成28年4月20日 改正 平成29年7月15日 改正 平成30年12月13日 改正 令和元年9月27日 改正 令和元年12月11日 改正 令和 2年 7月 8日 改正 令和 2年11月 6日 改正

令和 3年12月21日 改正

○実技実習 22時間(集合講習 20時間、自主学習 2時間)

- ② <u>養成講習会の</u>講師は、<u>本連盟の</u>教育本部専門委員<u>・</u>スキー技術員<u>・</u>スキーパトロール技術員<u>、主管加盟団体長が特に認めた者</u>とする。
- ③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。
- ④ 養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了 報告書又は所属加盟団体の証明書で確認する。

5. この基準及び実施要領の改廃は、教育本部理事会の議決 による。

「スキーパトロール技術員 等」の「等」を削る。 スキー指導員検定に合わせ 「主管加盟団体長が特に認

めた者」を追加 養成講習の修了について

(3) ④から移動

附則は、施行日を下記に明 記し削る。

昭和61年5月 改訂 昭和62年9月 改訂 平成4年10月 改訂 平成5年6月26日 改正 平成7年10月13日 改正 平成11年10月18日 改正 平成12年10月26日 改正 平成15年7月12日 改正 平成16年6月25日 改正 平成19年7月5日 改正 平成21年9月18日 改正 平成23年9月20日 改正 平成25年8月9日 改正 平成25年12月17日 改正 平成26年7月15日 改正 平成28年4月20日 改正 平成29年7月15日 改正 平成30年12月13日 改正 令和元年9月27日 改正 令和元年12月11日 改正 令和2年7月8日改正、令和2年8月1日施行 令和2年11月6日 改正 令和3年12月21日 改正 令和5年7月5日 改正

令和5年 (2023年) 7月5日改正

現 行	改 正 案	備考
529	529	研修制度を定める規程のた
公認スキーパトロール研修会規程	公認スキーパトロール研修規程	め規程名から「会」を削る
第1条 公認スキーパトロール研修会(以下「研修会」とい	第1条 公認スキーパトロール規程第8条第1項第1号に定	文言整理
う。) は、 <u>本連盟</u> が主催する。ただし、加盟団体が主管 して	<u>めた</u> 公認スキーパトロール研修(以下「研修会」とい	
実施する場合、本連盟の承認を受けなければならない。会場	う。)は、公益財団法人全日本スキー連盟(以下「本連	
は「(公財) 全日本スキー連盟公認スキーパトロール研修会	盟」という。) が主催し「(公財) 全日本スキー連盟スキー	
××会場」と称する。	パトロール研修会××会場」と称する。ただし、加盟団体	
第2条 公認スキーパトロールは、所属する加盟団体に依ら	が主管する場合 <u>は</u> 、本連盟の承認を受けなければならな	
<u>ず、研修会場を</u> 自由に選ぶことができる。	٧١٠.	
2 スキーパトロール中央研修会およびスキーパトロール技	第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業	文言追加
術員研修会は、特定行事として、これに参加した役員及び参	年度8月1日から翌年7月31日までをいう。	
加者は、スキー指導者研修、スノーボード指導者研修、スキ	第3条 研修会の会場は、参加者の所属する加盟団体によら	文言整理
ーパトロール研修、クロスカントリー指導者研修を修了した	<u>ず</u> 、自由に選ぶことができる。	
ものとみなす。	2 研修会の出席者及び役員の資格更新は、教育本部資格更	教育本部資格更新認定事業
3 スキーパトロール検定会は、特定行事として、これに参	新認定事業一覧表に定めるとおりとする。	一覧表制定に伴う文言変更
加した役員は、スキーパトロール研修を修了したものとみな		
*		
第3条 研修会の開催期日及び会場は、オフィシャルブック	第4条 研修会の開催期日及び会場は、主管団体のホームペ	
等で周知する。	<u>ージ</u> 等で周知する。	発行物変更に伴う文言変更
2 研修会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日	2 研修会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日	
程、会場 <u>及び</u> 立会予定 責任者 <u>、並びに</u> 予定主任講師を本連盟	程、会場、責任者及び主任講師を本連盟に申請し、承認を	
に申請し、承認を受けなければならない。また、開催日程、	受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、	語句整理
会場及び立会予定責任者、並びに予定主任講師の変更、事業	主任講師の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに	
の中止等が生じた場合は、可及的速やかに変更届、中止届を	変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。	
本連盟に提出しなければならない。	3 加盟団体が単独で開催できない場合は、他の加盟団体と	
第4条 研修会年度は、本連盟年度とする。	合同で開催することができる。	511, 533 に合わせる
第5条 研修会は、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げ	第 <u>5</u> 条 研修会年度は、本連盟年度とする。	
るとおり運営する ものとする 。	第6条 研修会は、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げ	
(1) 研修会責任者は、本連盟理事・教育本部専門委員、主	るとおり運営する。	
管加盟団体長・副会長・教育本部理事・安全対策部長 (委	(1)研修会 <u>の</u> 責任者は、本連盟 <u>の</u> 理事・ <u>教育本部部長・</u> 教	* 12 cm are
具長 、 <u>また</u> は教育本部理事会が認めた者とする。	育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理	教育本部部長を追加
(2) 研修会は、原則として、実技4単位、理論2単位と	事・安全対策部長、 <u>又は本連盟の</u> 教育本部理事会が認めた	
し、1単位の研修時間は2時間以上とする。ただし、都合に	者。	
より欠単位 <u>のある者</u> は、別の会場 <u>において</u> 不足分を補うもの	(<u>2</u>) <u>研修会の</u> 主任講師は、 <u>本連盟の教育本部</u> 専門委員 <u>・</u> ス	WEDGE-CONTROL TO SERVE
とする。	キーパトロール技術員とする。なお、本連盟主催主管のス	項番号入換
(3) 主任講師及び講師は、専門委員主たはスキーパトロー	キーパトロール技術員研修会についても同様の取扱いとす	文言整理
ル技術員とする。 ただし、加盟団体主管の研修会において	<u> </u>	
は、主管加盟団体長が選任する者を活用することができる。	(3) 研修会の講師は、本連盟の安全対策専門委員・スキー	21 - 2725
また、主任講師は、スキー指導者研修会と同時開催される場	パトロール技術員とする。なお、本連盟主催主管のスキー	文言整理
合、スキー指導者研修会の主任講師が、これを兼ねることが	パトロール技術員研修会についても同様の取扱いとする。	
できる。なお、SAJ主催主管の技術員研修会についても、	(4) 研修会の必修単位は4単位とし、1単位の研修時間は	
同様の取扱いとする。	2時間以上とする。ただし、欠単位 <u>が</u> ある <u>場合</u> は、別の会	項番号入換
	場で不足分を補うことができる。	研修の実技・理論区分を定
	(5) 研修会の研修内容は、公認スキーパトロール規程第5	めず,必修単位のみ明記し
/ / \\	条で定めた内容とし、研修方法は主管団体が定める。	た。
(4) 本連盟が主催・主管する研修会の参加希望者は、開催	(6) 本連盟が主管する研修会の参加希望者は、開催要項に	文言追加

要項に示された期日までに、本連盟会員登録システムから申 込むものとする。

- (<u>5</u>) 加盟団体が主管する研修会の参加希望者は、開催要項 に示された期日までに、主管加盟団体に申し込むものとす る。
- (<u>6</u>) 本連盟が主催・主管する研修会の主任講師は、参加者の出欠を事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出しなければなない。
- (7) 加盟団体が主管する研修会の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席登録を行わなければならない。

第<u>6</u>条 研修会参加料は、各種公認・登録料金一覧表に定めるが、加盟団体主管の研修会については 、地域性及び参加 人員等によって増額し徴収することができる。

2 第2条第2項、第3項のみなし研修修了の場合の参加料 は徴収しない。

第7条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和61年8月改訂 昭和63年5月改訂 昭和63年6月 改訂 平成2年11月 改訂 平成5年6月改正 平成7年10月13日 改正 平成8年10月15日 改正 平成12年9月20日 改正 平成15年6月27日 改正 平成16年11月2日 改正 平成18年6月15日 改正 平成20年6月25日 改正 平成21年9月18日 改正 平成22年8月31日 改正 平成23年9月20日 改正 平成25年7月9日 改正 平成26年7月15日 改正 平成29年7月15日 改正 令和2年11月6日 改正 令和3年7月7日 改正

令和4年4月18日 改正

示された期日までに、本連盟会員登録システムから申込 ‡e。

- (<u>7</u>) 加盟団体が主管する研修会の参加希望者は、開催要項 に示された期日までに、主管加盟団体に申し込む。
- (8) 本連盟が主管する研修会の主任講師は、参加者の出欠を事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。
- (9) 加盟団体が主管する研修会の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席登録を行う。

第<u>7</u>条 研修会参加料は、各種公認・登録料金一覧表に定め るが、加盟団体主管の研修会については 、地域性及び参 加人員等によって増額し徴収することができる。

第8条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

文言削除

昭和61年8月 改訂 昭和63年5月 改訂 昭和63年6月 改訂 平成2年11月 改訂 平成5年6月改正 平成7年10月13日 改正 平成8年10月15日 改正 平成12年9月20日 改正 平成15年6月27日 改正 平成16年11月2日 改正 平成18年6月15日 改正 平成20年6月25日 改正 平成21年9月18日 改正 平成22年8月31日 改正 平成23年9月20日 改正 平成25年7月9日 改正 平成26年7月15日 改正 平成29年7月15日 改正 令和2年11月6日 改正 令和3年7月7日 改正 令和4年4月18日 改正 令和5年7月5日 改正

令和5年(2023年)7月5日改正

現行	改 正 案	備考
530	530	
公認スキーパトロール検定規程	公認スキーパトロール検定規程	
(趣 旨)	(趣 旨)	
2010/2020 P071370	第1条 本規程は、公認スキーパトロール検定会(以下「検定会」	
会」という。)に関する必要な事項を定める。	という。) に関する必要な事項を定める。	
(目 的)	(目 的)	
第2条 検定会は、スノースポーツを楽しむすべての人々に、高	第2条 検定会は、スノースポーツを楽しむすべての人々に、高	
品質で安全・安心なサービスを提供できるスキーパトロールを	品質で安全・安心なサービスを提供できるスキーパトロールを	
認定することを目的とする。	認定することを目的とする。	
	_(年 _ 度)	wetter, of thebas derilations
	第3条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業	文言追加
	年度8月1日から翌年7月31日までをいう。	
(実 施)	(実 施)	
第3条 検定会は、本連盟の主催・主管で行う。	第4条 検定会は、本連盟の主催・主管で行う。	
(周 知)	(周 知)	
第4条 検定会開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。	第 <u>5</u> 条 検定会 <u>の</u> 開催要項は、本連盟ホームページ等で周知す	
(検定員)	వ .	
第5条 検定員は、教育本部内の専門委員・スキーパトロール技	(責任者・検定員)	│ │ 責任者、主任検定員、検定
術員等とし、本連盟教育本部長が委嘱する。	第6条 検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとお	員について定める
	<u>りとする。</u>	真にがてためる
	(1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専	
	門委員、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者	
	(2) 主任検定員は、スキーパトロール資格が有効な本連盟	
	の安全対策専門委員の中から選任し、本連盟教育本部長が	
	<u>委嘱した者</u>	
	(3) 検定員は、スキーパトロール資格が有効な本連盟の安	7.
	全対策専門委員・スキーパトロール技術員の中から選任し、	
(会期)	<u>本連盟教育本部長が委嘱した者</u> (会 期)	
(会 別) 第6条 会期は、2日間を原則とし、諸事情により、会期を変更	第7条 検定会の会期は、2日間を原則とし、諸事情により、会	
第 <u>○</u> 宋 云朔は、2日間を原則とし、韻事情により、云朔を変更 することができる。	第一木 <u>機定云の</u> 云朔は、2日間をが知こし、暗ず情により、云 期を変更することができる。	
(会場)	例を変更することができる。 (会場・回数)	
	第8条 検定会の会場は、1会場を原則とし、諸事情により、会	
更することができる。	場数を変更することができる。同一年度内の受検は、1回限	
X, accinces.	りとし、受検者は、各検定会場の内、1会場に限り受検す	
	ることができる。	
(受検資格)	(受検資格)	
第8条 本連盟登録会員で、級別テスト1級以上。	第9条 検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了し	
2 赤十字救急員認定証の交付を受けているか、救急 I 課程修了	た者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。	* A20000000 00 PMC
者 (消防学校において、135 時間以上の教育を受けた者)、医	(1) 受検する年度の4月1日時点で20歳以上	項番号入換
師・看護師・准看護師又は、救急救命士の資格を有すること。	(2) 受検する年度の受検申込期限までに、スキー級別テスト1	
3 受検する年度の4月1日時点で-20歳以上。	級 (スキープライズテストを含む。) に合格した者又はスキー	
この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事業	準指導員以上の資格が有効な者	
年度8月1日から翌年7月31日までをいう。	(3) 赤十字救急員認定証の交付を受けているか、救急 I 課程	
4 加盟団体が実施するスキーパトロール養成講習会を検定会ま	修了者(消防学校において、135時間以上の教育を受けた者)、	
でに修了し、養成講習修了証または所属加盟団体によって証	医師・看護師・准看護師又は、救急救命士の資格を有すること	
明された者。ただし、修了した養成講習の有効期間は3か年	(4) 加盟団体が実施するスキーパトロール養成講習会を検定	

とする。

(合格者の手続)

第9条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された 期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年 次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済す ることにより資格が認定される。また、次年度からの年次登 録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果の報告及び発表)

- 第10条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員 長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間 以内に、所定の様式により本連盟に提出する。
- 2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。 (検定基準)
- 第11条 検定基準は、別にこれを定める。

第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和61年8月 改訂
昭和63年5月 改訂
平成5年6月26日 改正
平成8年10月15日 改正
平成12年9月20日 改正
平成18年11月1日 改正
平成20年6月25日 改正
平成23年9月20日 改正
平成25年7月9日 改正
平成25年7月9日 改正
平成28年7月15日 改正
平成29年7月15日 改正
平成29年7月15日 改正

会までに修了し、養成講習修了証または所属加盟団体によって 証明された者。ただし、修了した養成講習の有効期間は3か年 とする

(合格者の手続)

第 10条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果の報告及び発表)

- 第11条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員 長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以 内に、所定の様式により本連盟に提出する。
- 2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。 (検定基準)

第12条 検定基準は、別にこれを定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和61年8月 改訂
昭和63年5月 改訂
平成5年6月26日 改正
平成8年10月15日 改正
平成12年9月20日 改正
平成18年11月1日 改正
平成20年6月25日 改正
平成23年9月20日 改正
平成23年9月20日 改正
平成25年7月9日 改正
平成28年7月15日 改正
平成29年7月15日 改正
令和2年11月6日 改正

令和5年(2023年)7月5日改正

現 行	改 正 案	備考
531	531	
公認スキーパトロール検定基準と実施要領	公認スキーパトロール検定基準と実施要領	
1 <u>この検定基準と実施要領は、</u> 公認スキーパトロール検定規程	1. 公認スキーパトロール検定規程第 <u>12</u> 条に基づき、 <u>公認スキ</u>	
第 11 条に基づき、必要な事項を定める。	<u>ーパトロール検定の検定基準及び実施要領に関し</u> 、必要な事項	
	を定める。	
	2. 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度	文言追加
	8月1日から翌年7月31日までをいう。	
	3. スキーパトロール検定の検定基準及び実施方法	
	スキーパトロール検定試験は、実技テスト及び理論テスト	
	からなり、その総合成績から合否判定する。	
(1) 検定要領	(1) 検定要領	
① スキー実技テスト	① スキー実技テスト	
○基礎種目テスト実施要領	○基礎種目テスト実施要領	
別表①のとおりとする。	別表①のとおりとする。	
○搬送種目テスト実施要領	○搬送種目テスト実施要領	
別表②のとおりとする。	別表②のとおりとする。	
② 理論テスト	② 理論テスト	
出題範囲は、 日本スキー教程安全 編、規約・規程とし、	出題範囲は、 <u>本連盟の教程等刊行物</u> 、規約・規程と <u>し、当</u>	- Arterior announter and
所要時間 60 分を原則とする。	<u>該年度の開催要項に明示</u> する。所要時間 <u>は</u> 60 分を原則とす	文言変更
③ 採点基準	వ .	
テストの採点基準は次のとおりとする。	③ 採点基準 <u>・合否判定方法</u>	
〇スキー実技テストは、1種目あたり 100 ポイントとし、	テストの採点基準は次のとおりとする。	
検定員3名の評価の平均値(小数一位を四捨五入)を当	○スキー実技テストは、1種目あたり 100 ポイントとし、検	
該種目の取得ポイントとする。6 種目の合計が 450 ポイ	定員3名の評価の平均値(小数一位を四捨五入)を当該種	
ント以上を合格とする。	目の取得ポイントとする。6種目の合計が450ポイント以	
○理論テストは、100点満点とし、60%以上を合格とする。	上を合格とする。	
	〇理論テストは、100点満点とし、60%以上を合格とする。	1 200
	○総合判定は、同一年度内において、実技テスト、理論テス	文言追加
A TAN KANCON	トの両方を合格した場合、合格となる。	
(2)養成講習	(2)養成講習	
① 養成講習は、集合講習 20.5 時間、自主学習 17 時間とし、	① 養成講習は、集合講習 20.5 時間、自主学習 17 時間とし、	
加盟団体が実施する。	加盟団体が実施する。	
〇理論講習 15時間(集合講習 6時間、自主学習 9時間)	〇理論講習 15時間(集合講習 6時間、自主学習 9時間)	
○実技講習 22.5 時間(集合講習 14.5 時間、自主学習 8 時	〇実技講習 22.5 時間 (集合講習 14.5 時間、自主学習 8 時間)	文言追加
間) ② 非知け、数本本如声明天昌(広众が始如) せたけっと	○実施要領は、別表③のとおりとする。 ② 養成講習会の講師は、本連盟の安全対策専門委員・スキーパ	人百坦州
② 講師は、教育本部専門委員(安全対策部) またはスキー パトロール技術員とし、当該年度のスキーパトロール中央	② <u>養成講首会の</u> 講師は、 <u>本連盟の女主対東専門委員・</u> スキーハトロール技術員とし、当該年度のスキーパトロール中央研修会	
バトロール技術員とし、当該年度のスキーバトロール中央 研修会またはスキーパトロール技術員研修会を修了してい	マはスキーパトロール技術員研修会を修了した者	
28	③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場	
ること。 ③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した	合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。	
場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継		 文言追加
続する。	告書又は所属加盟団体の証明書で確認する。	△HÆM
1 2. この基準及び実施内容の改廃は、教育本部理事会の議決によ	4. この基準及び実施内容の改廃は、教育本部理事会の議決によ	
る。	る。	

昭和 61 年 8 月 改訂	昭和 61 年 8 月 改訂	
昭和63年5月 改訂	昭和 63 年 5 月 改訂	
平成5年6月26日 改正	平成 5 年 6 月 26 日 改正	
平成 14 年 11 月 5 日 改正	平成 14 年 11 月 5 日 改正	
平成 15 年 11 月 7 日 改正	平成 15 年 11 月 7 日 改正	
平成 23 年 9 月 20 日 改正	平成 23 年 9 月 20 日 改正	
平成 24 年 9 月 26 日 改正	平成 24 年 9 月 26 日 改正	
平成 25 年 8 月 9 日 改正	平成 25 年 8 月 9 日 改正	
平成 29 年 7 月 15 日 改正	平成 29 年 7 月 15 日 改正	
平成 30 年 12 月 13 日 改正	平成 30 年 12 月 13 日 改正	
令和元年 12 月 11 日 改正	令和元年 12 月 11 日 改正	
令和 5 年 4 月 20 日 改正	令和 5 年 4 月 20 目 改正	
	令和 5 年 7 月 5 日 改正	
		//
	,	
*		
*		
	I	1

新旧対照表

改正案 現行 531 別表①②③④⑤⑥ 531 別表①23456

別表① 公認スキーパトロール検定 基礎種目テスト実施要領

区分	実技種目	斜面/回転数	実技の内容	評価の観点
	プルーク ボーゲン	・整地/中急斜面 ・中回り ・6 回転~8 回転	制動を主体とした回転技術	・ターン運動の 構成(ポジショ ニング、エッジ
制動 技術	横滑り	・整地/中急斜面 ・ブルークスタンスでの左右の切換 え4回以上 ・ピボット操作での左右の切換え 4 回以上	・種類の異なる切り換えを連続 して行う ・スピードコントロールとフォ ールライン方向維持	ング) ・斜面状況への 適応度 (スピー ドと回転弧のコ
応用	パラレルターン (小回り)	· 整地/急斜面	各種地形・雪質への対応 滑らかで安定した操作	ントロール) ・運動の質的内
技術	パラレルターン (大回り)	· 整地/急斜面	各種地形・雷質への対応 滑らかで安定した操作	容(バランス・リ ズム・タイミン グ)

別表② 公認スキーパトロール検定 搬送種目テスト実施要領

区分	実技種目	斜面/回転数	実技の内容	評価の観点
	制限搬送	・整地/緩〜中斜面 ・大回りと浅回り 10〜15 旗門を含む複合コ ース	・仮傷病者を載せたアキャボートを後方1人操作で搬送する	・安定を優先したスムーズな操作
搬送技術	真下搬送	・整地/中~急斜面 ・旗門間隔 5m 以内、旗門距離 10m 以内のオ ープンゲート 4 セットで構成されたコース	・仮傷病者を載せたアキャボートを後方1人操作で搬送する	・指定条件の達成

別表③ 公認スキーパトロール養成講習実施要領

١.	理論講習 15 時間	集合講習	6時間、目王字智 9時間)	
	講習科目	時間	内容	
	4序論	1.0	①スノースポーツを取り巻く環境 ②スノースポーツに内在する危険	
			③スノースポーツ事故の実態 ④事故と法的責任 ⑤安全なスノースポーツ環境の創出に向けて	
	2. 安全な滑走のため	1.0	□ □ スキーヤーの青務 ②引率者・指導者および受講者の青務	_
	に	1.0	③救助義務 ④ジュニアスキーヤー、シニアスキーヤーの安全対策	
			⑤スノーボーダーの安全対策 ⑤競技スキーの安全対策 ⑥スキー用具と安全	
	3スキーパトロール 概論	1.5	①スキーパトロールとは ②スキーパトロールの業務内容 ③スキーパトロールに求められる知識・技術	
			④スキー場の運営	_
	4 スノースポーツの 医学	1.5	①スノースポーツ救急法概論 ②スノースポーツの外傷・障害	
	-5山岳スキー	1.0	①パウンダリーを越えることの意味 ②基礎知識・基本技術 ③装備 ④冬山の気象学 ⑤雪崩 ⑥捜索費用・保険	

II. 実技講習 22.5 時間 (集合講習 14.5 時間、自主学習 8 時間)

講習科目	時間	内容
-1基礎種目制動技術	3. 0	スキーパトロールとして必要な、制動技術・回転技術・総合技術を用いた ブルークボーゲン 横滑り 片開きブルーク (別表④、講習内検定)
-2基礎種目応用技術	2. 0	パラレルターン(小回り・大回り)
-3. 搬送種目	5. 5	仮傷病者を <u>乗せた</u> アキヤボート後方一人操作で 制限搬送 (浅回り搬送、大回り搬送) 真下搬送
4ロープ操法	2.0	日本スキー教程安全編に示すロープワーク (別表⑤) 講習内検定)
-5救急法	2. 0	赤十字救急法講習教本に示す三角巾包帯法及び止血法(別表⑥,講習内検定)

別表① 公認スキーパトロール検定 基礎種目テスト実施要領

区分	実技種目	斜面/回転数	実技の内容	評価の観点
	プルーク ボーゲン	- 整地/中急斜面 - 中回り - 6 回転~8 回転	制動を主体とした回転技術	・ターン運動の 構成(ポジショ ニング、エッジ
制動 技術	横滑り	・整地/中急斜面 ・ブルークスタンスでの左右の切換 え4回以上 ・ピボット操作での左右の切換え4 回以上	・種類の異なる切り換えを連続 して行う ・スピードコントロールとフォ ールライン方向維持	ング) ・斜面状況への 適応度 (スピー ドと回転弧のコ
応用	パラレルターン (小回り)	- 整地/急斜面	各種地形・雪質への対応 滑らかで安定した操作	ントロール)・運動の質的内
技術	パラレルターン (大回り)	· 整地/急斜面	各種地形・雪質への対応 滑らかで安定した操作	容(バランス・リ ズム・タイミン グ)

別表② 公認スキーパトロール検定 搬送種目テスト実施要領

区分	実技種目	斜面/回転数	実技の内容	評価の観点
ión sac all co-	制限搬送	・整地/緩〜中斜面 ・大回りと浅回り 10~15 旗門を含む複合コ ース	・仮傷病者を載せたアキャポートを後方1人操作で搬送する	・安定を優先したスムーズな操作
搬送技術	真下搬送	・整地/中〜急斜面 ・旗門間隔 5m 以内、旗門距離 10m 以内のオ ープンゲート 4 セットで構成されたコース	・仮傷病者を載せたアキャボートを後方1人操作で搬送する	・指定条件の達成

別表③ 公認スキーパトロール養成講習実施要領

I 理論講習 15時間 (集合講習 6時間 自主学習 9時間)

講習科目	時間	内容
序論	1.0	①スノースポーツを取り巻く環境 ②スノースポーツに内在する危険 ③スノースポーツ事故の実態 ④事故と法的責任 ⑤安全なスノースポーツ環境の創出に向けて
安全な滑走のために	1. 0	①スキーヤーの責務 ②引率者・指導者および受講者の責務 ③救助義務 ④ジュニアスキーヤー、シニアスキーヤーの安全対策 ⑤丸ノーボーダーの安全対策 ⑥競技スキーの安全対策 ②スキー用具と安全
スキーパトロール概論	1.5	①スキーパトロールとは ②スキーパトロールの業務内容 ③スキーパトロールに求められる知識・技術 ④スキー場の運営
スノースポーツの医学	1.5	①スノースポーツ救急法概論 ②スノースポーツの外傷・障害
山岳スキー	1.0	①パウンダリーを越えることの意味 ②基礎知識・基本技術 ③装備 ④冬山の気象学 ⑤雪崩 ⑥捜索費用・保険

II. 実技講習 22.5 時間 (集合講習 14.5 時間、自主学習 8 時間)

講習科目	時間	内容	
基礎種目制動技術 3.0		術 3.0 スキーパトロールとして必要な、制動技術・回転技術・総合技術を用いた ブルークボーゲン 横滑り 片開きブルーク(別表④,講習内検定)	
基礎種目応用技術	2. 0	パラレルターン (小回り・大回り)	
搬送種目	5, 5	仮傷病者を <u>載せた</u> アキヤボート後方一人操作で 制限搬送(浅回り搬送,大回り搬送) 真下搬送	
救急法	2. 0	赤十字救急法講習教本に示す三角巾包帯法及び止血法(別表⑤, 講習内検定)	
ロープ操法	2.0	本連盟の教程等刊行物に示すロープワーク (別表⑥、講習内検定)	

講習科目の箇 条書き番号削

備考

番号变更

講習科目の箇

文言変更

条書き番号削

番号変更 行入れ換え

別表④ 公認スキーパトロール検定 基礎種目テスト(片開きプルーク)実施要領

区分	実技種目	斜面/回転数	実技の内容	評価の観点	合否判定
制動技術	片開きプ ルーク	- 整地/中斜面 - 左右の切換え 4 回 - 直滑降、切換え、停 止ゾーン指定	・スピードコント ロールとフォール ライン方向維持 ・滑らかで安定し た切換え操作	・ターン運動の構成(ポジショニング、エッジング) ・斜面状況への適応度(スピードと回転弧のコントロール) ・運動の質的内容(パランス・リズム・タイミング)	し, 75 ポイント以上

別表(5)	公認スキー	-パトロール検定 羽	枚急法テスト 実施	要領(講習内検定)	
区分	課題	条件	方法	評価の観点	合否判定
止血		・検定員は、受検者を事			1 種目あたり
		前にバディを組ませ、一	[전경(경영 (15)이상) - 유명 - 영리 - 영향인 (15)이상	・患部の状況にあった保護ガー	
		方を救助者、他方を傷病	する。	ゼを当て、手全体で圧迫してい	
	止血法(1種		・救助者は、検定員		が 600 ポイント
		・具体的に、患部及び状			以上を合格とす
	止血法(2種		手技を開始する。	b. 止血带止血法	る。
	目)を出題す	・傷病者の体位は、検定		・止血帯を巻き付ける位置は正	
	る。	員が指示する。	の「止め」の合図で、		
		・止血帯は、素早く実施		・棒やロッドの固定は確実にで	
		することが原則であり			
		制限時間は設けないが、	点する。	三角巾やバンドは緩くないか	
		検定中に緊縛時間が長			
		くならないように配慮	は、役割を交代す	目安に判定する	
		する。	る。		
包帯・	2/8 (00.0)	・検定員は、受検者を事	・救助者と傷病者は		
固定			The Second Secon	・確実に患部を覆っている	
(副	て、三角巾		する。	か・きずにあった厚さ、広さに	
子 を	(額,頭,前		・救助者は、検定員		
使 用		・救助者は、保護ガーゼ、			
しな	のつりaから		手技を開始する。	・手順通りに出来ているか ・	
い も		・具体的に、患部及びき		たるみがなく保護ガーゼが支持	
စ)	題する。	ずの状態を指定する。	の「止め」の合図で、		
		・傷病者の体位は、検定		覆えているか ・本結びになっ	
		員が指示する。	・検定員は手技を採	[
		・三角巾は開き三角巾の	点する。 ・救助者と傷病者	か c. 締め具合	
	て、副子を使		は、役割を交代す	・きずにあった締め具合になっ	
	定(鎖骨骨折	・制限時間は、概ね次の時間を目安とする。	る。役割を交代す	ているか	
	固定,足首捻		a .	d. 結び目の位置	
		るものは1分30秒		・基本的に外側、上部で結ばれ	
	NAME OF THE PARTY	三角巾2枚を使用す		ているか・きずを避けた位置	
	題する。	るものは2分30秒		で結ばれているか	
	KB 9 '0 '0	200227300		e. その他	
				・傷病者を手荒に取り扱ってい	
				ないか・保護ガーゼ、包帯の扱	
				いは良いか・全体のバランス	
				は良いか・時間内にできたか	
				※以上のポイントを目安に判定	
				する	
				1 7 7	

別表(4) 公認スキーパトロール検定 基礎種目テスト(片開きプルーク)実施要領(講習内検定)

区分	実技種目	斜面/回転数	実技の内容	評価の観点	合否判定
制動技術	片開きプ ルーク	・整地/中斜面 ・左右の切換え4回 ・直滑降、切換え、停 止ゾーン指定	・スピードコント ロールとフォール ライン方向維持 ・滑らかで安定し た切換え操作	・ターン運動の構成(ポジショニング、エッジング) ・斜面状況への適応度(スピードと回転弧のコントロール) ・運動の質的内容(パランス・リズム・タイミング)	し, 75 ポイント以上

川表⑤ 区分	課題	-パトロール検定 救 │ <u>&</u> #	方法	評価の観点	合否判定
止血		・検定員は、受検者を事		21.00	1 種目あたり
		前にバディを組ませ、一			
			する。	ゼを当て、手全体で圧迫してい	
	止血法(1種		・救助者は、検定員		が 600 ポイント
		・具体的に、患部及び状	の「始め」の合図で、	・救助者の位置、姿勢は良いか	以上を合格とす
	止血法(2種		手技を開始する。	b. 止血带止血法	S. 5.
	目)を出題す	・傷病者の体位は、検定	・救助者は、検定員		-0.6
	る。	員が指示する。	の「止め」の合図で、		
	-0.6	・止血帯は、素早く実施		・棒やロッドの固定は確実にで	
		することが原則であり			
		制限時間は設けないが、	点する。	・三角巾やバンドは緩くないか	
		検定中に緊縛時間が長	NW 50 - 707 has a second and a second		
		くならないように配慮			
		する。	る。	L XICTILE 9 TO	
包帯・	きずに対す		・救助者と傷病者は	a. 保護ガーゼ (固定は除く)	
固定	る手当とし	前にバディを組ませ、一	向かい合って位置		
(副	て、三角巾	方を救助者、他方を傷病	する。	か・きずにあった厚さ、広さに	
子を	(額,頭,前		・救助者は、検定員	なっているか	
使 用		・救助者は、保護ガーゼ、			
しな		三角巾等を用意する。	手技を開始する。	・手順通りに出来ているか ・	
いも	4種目)を出	・具体的に、患部及びき		たるみがなく保護ガーゼが支持	
ກ)	題する。	ずの状態を指定する。	の「止め」の合図で、		
0,	(1000) (1000) (1000)		手技を終了する。	覆えているか ・本結びになっ	
		員が指示する。	・検定員は手技を採	ているか・末端の処理はよい	
			点する。	か	I
		状態から始める。	・救助者と傷病者	c. 締め具合	
		・制限時間は、概ね次の	は、役割を交代す	きずにあった締め具合になっ	
		時間を目安とする。	る。	ているか	
		三角巾1枚を使用す	(5.5)	d. 結び目の位置	
		るものは1分30秒		・基本的に外側、上部で結ばれ	
	1種目)を出	三角巾2枚を使用す		ているか ・きずを避けた位置	
	題する。	るものは2分30秒		で結ばれているか	
				e. その他	
				・傷病者を手荒に取り扱ってい	
				ないか・保護ガーゼ、包帯の扱	
				いは良いか ・全体のパランス	
				は良いか ・時間内にできたか	
				※以上のポイントを目安に判定	
			1	する	I

別表⑥ 公認スキーパトロール検定 ロープ操法テスト実施要領 (講習内検定)

区分	課題	条件	方法	評価の観点	合否判定
п –	日本スキー	・検定に使用するロープ	・受検者は、検定員	・輪の大きさ(種目の用途に適	1 種目あたり
プ操	教程安全編	は、外径 7.0~12.0mm, 長さ	の「始め」の合図で、	しているか)	100 ポイントと
法	に示す結び	5m, 材質はロープ検定種目	手技を開始し、「止	・末端の長さ(一握り程度の長	し,8種目の合計
57777	の種類から	に適したものとする。	め」の合図で、手技	さか)	が 600 ポイント
	8種目を出	・検定員は、結びの種類を	を終了する。	結束の強さ(結びが緩んでい	以上を合格とす
	題する。	指定する。	・検定員は評価の観	ないか)	る。
		・受検者は、ロープ末端を	点に基づき採点す	- 時間(制限時間内に結束でき	V-V-06-241

別表⑥ 公認スキーパトロール検定 ローブ操注テスト実施要領 (護習内検定)

区分	課題	条件	方法	評価の観点	合否判定
\Box $-$	本連盟の教	・検定に使用するロープ	・受検者は、検定員	・輪の大きさ(種目の用途に適	1 種目あたり
プ操	程等刊行物	は,外径7.0~12.0mm,長さ	の「始め」の合図で、	しているか)	100 ポイントと
法	に示す結び	5m, 材質はロープ検定種目	手技を開始し、「止	・末端の長さ(一握り程度の長	し,8種目の合計
	の種類から	に適したものとする。	め」の合図で、手技	さか)	が 600 ポイント
	8種目を出	・検定員は、結びの種類を	を終了する。	結束の強さ(結びが緩んでい	以上を合格とす
	題する。	指定する。	・検定員は評価の観	ないか)	る。
		・受検者は、ロープ末端を	点に基づき採点す	・時間(制限時間内に結束でき	1900071

文言変更

片手で保持した状態で待機 する。 ・制限時間は、全種目とも 40 秒とする。	片手で保持した状態で待機 する。 ・制限時間は、全種目とも 40秒とする。	I was	: か)
40 72 C 7 60 o	10,52,50		

令和5年(2023年)7月5日改正

現 行	改正案	備考
532	532	
公認スノーボード指導者規程	公認スノーボード指導者規程	
(5, 4)	(1)	
	(目 的)	
第1条 この規程は、公益財団法人全日本スキー連盟(以	Control of the Contro	
下「本連盟」という。)公認規程に基づき、公認スノーボ	A CONTROL OF THE PROPERTY OF T	
ード指導者(以下「指導者」という。)に関し、必要な事	導者(以下「指導者」という。)に関し、必要な事項を定	
項を定める ことを目的とする 。	める。	
	(年 度)	文言追加
66	第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業	
(定義)	<u>年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</u>	
第2条 指導者とは、本連盟公認スノーボード指導員、公	(定義)	
認スノーボード準指導員をいう。	第3条 本規程の指導者とは、本連盟公認スノーボード指導	
(任 務)	員、公認スノーボード準指導員をいう。	
第3条 指導者は、スノーボード界の先達として自覚と誇	(任務)	
りをもって、その普及発展に努めなければならない。	第4条 指導者は、スノーボード界の先達として自覚と誇りを	
(資格)	もって、その普及発展に努めなければならない。	
第4条 指導者は、全国共通の資格を有し、公認スノーボ	(資格)	文言変更
ード検定員規程に定めるところにより、その検定員となる	第5条 指導者は、公認スノーボード指導者検定規程に定めた	
ことができる。ただし、指導者資格が停止している場合、	検定会で合格した者に付与され、全国共通の資格を有する。	
又は指導者資格を喪失している場合は、検定員として活動	5	
<u>することができない。</u>	(Section 1)	
(活動の範囲)	(活動の範囲)	
第5条 指導者は、本連盟の加盟団体、所属団体及び公認	第6条 指導者は、本連盟の加盟団体、所属団体及び公認スキ	
スキー学校等において活動することを原則とする。	ー学校等において活動することを原則とする。 () () () () () () () () () ()	
(有効期間)	(有効期間)	
第6条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2	第7条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間	
年間とする。	とする。	
2 この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた		文言削除
<u>事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</u>		
(義務)	/AL 763	
第7条 指導者は、次の各号に掲げる義務を負うものとす	leader that the second of the	
5.	第8条 指導者は、次の各号に掲げる義務を負う。	
(1) 指導者は、指導者の任務を完遂するため、資格有効期	THEORY OF THE STATE OF THE STAT	
限内に、公認スノーボード指導者研修を最低2年に1回受	限内に、公認スノーボード指導者研修を最低2年に1回受	
講し、修了しなければならない。	講し、修了しなければならない。	
(2) 指導者は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなけ	(2) 指導者は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなけ	
ればならない。	ればならない。	
(資格の停止)	(資格の停止)	「指導者研修会」→「指導
第8条 指導者が、指導者研修会を2年続けて未修了の場	第9条 指導者が、指導者研修を2年続けて未修了の場合は、	者研修」
合は、指導者の資格を停止する。資格停止中の者は、指導	指導者の資格を停止する。資格停止中の者は、指導活動を	
活動を行うことができない。	行うことができない。	
(資格停止の解除)	(資格停止の解除)	
第9条 指導者の資格の停止解除は、公認スノーボード指	第10条 指導者の資格の停止解除は、公認スノーボード指導者	
導者研修修了 <u>をもって</u> 資格の停止を解除できる。	研修修了 <u>により</u> 資格の停止を解除できる。	6
(資格の喪失)	(資格の喪失)	
第10条 指導者で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、	第11条 指導者で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、指	

理事会の決定により、指導者の資格を喪失する。

- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格 を喪失したとき
- (2) 本連盟の規約に違反し、指導者としての体面を汚すような行為があったとき
- (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき (登録料の納期)
- 第11条 第3条に定める指導者は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納めるものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成10年10月5日 制定 平成12年9月20日 改正 平成14年6月28日 改正 平成17年6月15日 改正 平成23年9月20日 改正 平成25年7月9日 改正 平成29年7月15日 改正 平成29年8月22日 改正 令和2年11月6日 改正 令和3年9月27日 改正 導者の資格を喪失する。

- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格 を喪失したとき
- (2) 本連盟の規約に違反し、指導者としての体面を汚すような行為があったとき
- (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき
- 2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。

(登録料の納期)

第12条 第3条に定める指導者は、各種公認・登録料金一覧表 に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の 期日までに納める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成10年10月5日 制定 平成12年9月20日 改正 平成14年6月28日 改正 平成17年6月15日 改正 平成23年9月20日 改正 平成25年7月9日 改正 平成29年8月22日 改正 令和2年11月6日 改正 令和3年9月27日 改正 令和5年7月5日 改正

「理事会の決定により」を 第1項から削り、第2項に いれる

令和 5 年度 第 6 回教育本部理事会

令和5年(2023年)7月5日改正

現 行	改 正 案	備考
533	533	研修制度を定める規程のた
公認スノーボード指導者研修会規程	公認スノーボード指導者研修規程	め規程名から「会」を削る
第1条 公認スノーボード指導者規程第7条第1項第1号に	第1条 公認スノーボード指導者規程第8条第1項第1号に	条番号変更
定める指導者研修会(以下「研修会」という。)は、本連盟が	定め <u>た公認スノーボード</u> 指導者研修(以下「研修会」とい	文言整理
主催し、加盟団体主管のもとに行い、会場は「(公財)全日本	う。)は、公益財団法人全日本スキー連盟(以下「本連盟」	
スキー連盟スノーボード指導者研修会××会場」と称する。	<u>という。</u> が主催し、加盟団体主管のもとに行い「(公財)全	
	日本スキー連盟スノーボード指導者研修会××会場」と称	
	する。	
第2条 スノーボード指導者は、公認スノーボード指導者規	第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業	文言追加
程第7条第1項第1号の規定により、前条の研修会に参加	年度8月1日から翌年7月31日までをいう。	
し、研修を修了するものとする。ただし、参加する研修会	第3条 研修会の会場は、参加者の所属する加盟団体によら	主語の入換
<u>場は、所属加盟団体に依らず</u> 、自由に選ぶことができる。	<u>ず</u> 、自由に選ぶことができる。	文言整理
2 スノーボード中央研修会、スノーボード技術員研修会起	2 研修会の出席者及び役員の資格更新は、教育本部資格更	教育本部資格更新認定事業
<u>よび公認スノーボード指導員検定会は、特定行事として、</u>	新認定事業一覧表に定めるとおりとする。	一覧表制定に伴う文言変更
これに参加した役員及び参加者は、スキー指導者研修、ス		
ノーボード指導者研修、スキーパトロール研修、クロスカ		
ントリー指導者研修を修了したものとみなす。		
第3条 研修会の開催期日及び会場は、主管加盟団体が、開		
催要項で告示する。		
2 研修会を主管する加盟団体は、10 月末日までに開催日	第 <u>4</u> 条 研修会 <u>を主管する加盟団体は、開催要項を</u> 主管加盟	文言変更
程、会場 <u>及び</u> 立会予定責任者 <u>並びに</u> 予定主任講師を本連盟	団体 <u>のホームページ等で周知</u> する。	Chambers Chambers And Short
に申請し、承認を受けなければならない。また、開催日程、	2 研修会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、	
会場及び立会予定責任者並びに予定主任講師の変更、事業	会場、責任者及び主任講師を本連盟に申請し、承認を受け	語句整理
の中止等が生じた場合は、可及的速やかに変更届、中止届	なければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任	The state of the s
を本連盟に提出しなければならない。	講師の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更	
3 主管は、一研修会場を複数の加盟団体が共同で行うこと	届、中止届を本連盟に提出しなければならない。	
ができる。	3 加盟団体が単独で開催できない場合は、他の加盟団体と	文言変更
第4条 研修会年度は、本連盟年度とする。	<u>合同で開催する</u> ことができる。	
第5条 研修会は、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げ	第5条 研修会年度は、本連盟年度とする。	
るとおり運営する ものとする 。	第6条 研修会は、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げ	4
(1) 研修会責任者は、本連盟理事・教育本部専門委員、主	るとおり運営する。	
管加盟団体長・副会長・教育本部理事、 <u>または</u> 教育本部	(1) 研修会 <u>の</u> 責任者は、本連盟 <u>の</u> 理事・ <u>教育本部部長・</u> 教	語句整理
理事会が認めた者とする。	育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、	教育本部部長を追加
(2) 研修会は、原則として、実技2単位、理論1単位とし、	又は本連盟の教育本部理事会が認めた者。	
1単位の研修時間は2時間以上とする。ただし、都合に	(2) 研修会の主任講師は、本連盟の教育本部専門委員・ス	
より欠単位のある者は、別の会場において不足分を補う	ノーボード技術員とする。また、スキー指導者研修会を同	文言整理
ことができる。	時開催する場合、主任講師を兼ねることができる。なお、	項番号入換
(3) 主任講師及び講師は、専門委員またはスノーボード技	本連盟主催主管のスノーボード技術員研修会についても同	
<u>術員とする。ただし、加盟団体主管の研修会においては、</u>	様の取扱いとする。	
主管加盟団体長が選任する者を活用することができる。	(3) 研修会の講師は、本連盟の教育本部専門委員・スノー	
また、主任講師は、スキー指導者研修会と同時開催され	ボード技術員・ナショナルスノーボードデモンストレータ	
る場合、スキー指導者研修会の主任講師が、これを兼ね	ー・SAJ スノーボードデモンストレーターとする。なお、	
ることができる。なお、SAJ主催主管の技術員研修会	本連盟主催主管のスノーボード技術員研修会についても同	
<u>についても同様の取扱いとする。</u>	様の取扱いとする。	2
	(4) 研修会は、3単位とし(1単位の研修時間は2時間を	「実技2単位、理論1単位」
	原則とする)、実技での実施を原則とする。ただし、欠単位	を「3単位」に変更

がある場合は、別の会場で不足分を補うことができる。

- (5) 研修会の研修内容は、研修課題、技術理論、指導理論、 指導実技、地域の課題その他必要な事項をもって構成し、 主管加盟団体が決定する。毎年度の研修課題は本連盟にお いて設定し、周知する。
- (6) 会場の雪面状況等で実技での実施が困難な場合、上記 の事項を組み合わせて実施することを認める。
- (7) 本連盟は、従来の理論研修に相当するeラーニング、書 籍等を補助的な教材として作成し、SNS等を利用し、研修課 題の解説やその他必要な情報発信を行う。研修会参加者は、 参加前にeラーニング、書籍等を視聴する。
- (8) 研修会の参加希望者は、開催要項に示された期日まで に、主管加盟団体に申込む。
- (9) 研修会を主管する加盟団体の報告責任者は、事業終了 後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席登録を 行う。
- 第7条 研修会参加料は、各種公認・登録料金一覧表に定め るが、加盟団体主管の研修会については、地域性及び参加 人員等によって増額し徴収することができる。

第8条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

(4) 研修会の参加希望者は、開催要項に示された期日まで に、主管加盟団体に申込むものとする。

(5) 研修会を主管する加盟団体の報告責任者は、事業終了 後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席登録 を行わなければならない。

第6条 研修会参加料は、各種公認・登録料金一覧表に定め るが、加盟団体主管の研修会については、地域性及び参加 人員等によって増額し徴収することができる。

2 第2条第2項のみなし研修修了の場合の参加料は徴収し

第7条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成10年10月5日 制定

平成12年9月20日 改正

平成14年6月28日 改正

平成14年11月5日 改正

平成16年6月25日 改正

平成16年11月2日 改正 平成17年6月15日 改正

平成18年6月15日 改正

平成19年7月5日 改正

平成23年9月20日 改正

平成25年7月9日 改正

平成26年7月15日 改正 平成29年7月15日 改正

令和 3年11月 6日 改正 令和 3年 7月 7日 改正

令和 4年 4月18日 改正

令和 5年 7月 5日 改正

平成10年10月5日 制定 平成12年9月20日 改正

平成14年6月28日 改正

平成14年11月5日 改正 平成16年6月25日 改正

平成16年11月2日 改正

平成17年6月15日 改正

平成18年6月15日 改正

平成19年7月5日 改正

平成23年9月20日 改正 平成25年7月9日 改正

平成26年7月15日 改正

平成29年7月15日 改正

令和 3年11月 6日 改正 令和 3年 7月 7日 改正

令和 4年 4月18日 改正

スキーに合わせる

スキーに合わせる

スキーに合わせる

文言削除

2

令和5年(2023年)7月5日改正

現 行	改 正 案	備考
534	534	
公認スノーボード指導者検定規程	公認スノーボード指導者検定規程	
	ST TO SECURE AND SECURE	
(公認スノーボード指導者検定の種類)	(公認スノーボード指導者検定の種類)	
第1条 公認スノーボード指導者検定は、次の各号に掲げる	第1条 公認スノーボード指導者検定は、次の各号に掲げる2	
2種類とする。	種類とする。	
(1) スノーボード指導員検定	(1)スノーボード指導員検定	
(2) スノーボード準指導員検定	(2) スノーボード準指導員検定	
	<u>(年 度)</u>	文言追加
	第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年	(100 kg
	度8月1日から翌年7月31日までをいう。	
I スノーボード指導員検定	I スノーボード指導員検定	
(スノーボード指導員検定)	(スノーボード指導員検定)	
第2条 スノーボード指導員検定について、次のとおり定め	第3条 スノーボード指導員検定(以下「指導員検定会」とい	
3.	う。) について、次のとおり定める。	
(実 施)	(実施)	
第3条 スノーボード指導員検定会(以下「検定会」という。)	16.3	
*· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(周 知)	
は、本連盟の主催・主管で行う。	第5条 指導員検定会の開催要項は、本連盟ホームページ等で	
(周知)	20 321 321	
第4条 検定会開催要項は、本連盟ホームページ等で周知す	周知する。	
3.	(責任者・検定員)	
(検 定 員)	第6条 指導員検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下	責任者、主任検定員、検定
第5条 検定員は、本連盟教育本部長から委嘱されたスノー	<u>のとおりとする。</u>	員について定める。
ボードA級検定員3名以上で構成する。	(1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門	
2 検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める。	委員、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者	
	(2) 主任検定員は、スノーボードA級検定員資格が有効な本	
	連盟のスノーボード専門委員の中から選任し、本連盟教育本	
	部長が委嘱した者	
	(3) 検定員は、スノーボードA級検定員資格が有効な本連盟	
	のスノーボード専門委員・スノーボード技術員・ナショナル	
	スノーボードデモンストレーター及びSAJスノーボードデ	
	モンストレーターの中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱	
	した者	
	(4)検定員は、スノーボードA級検定員3名以上で構成する	
	(5) 検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める	
(会 期)	(会 期)	
第6条 会期は原則として3日間とし、同期日に行う。受検		大宗數四
者数、天候の状況等の特別な事情がある場合は、会期を変	行う。	文言整理
<u>有数、大侠の朳仇寺の特別は争情がめる場合は</u> 、云州をを 更することができる。	(会場・回数)	
	第8条 指導員検定会の会場は、3会場を原則とし、諸事情に	I. = +tm
(会場) ダクタ 巫や老は タや字合根の内 1 合根に限り受給する	ある米 指導員快定会の会場は、3 会場を原則とし、超事情により、会場数を変更することができる。同一年度内の受検は、	文言整理
第7条 受検者は、各検定会場の内、1会場に限り受検する		
ことができる。	1回限りとし、受検者は、各検定会場の内、1会場に限り受 たかなことがあると	
(検定基準・実施要領)	検することができる。	
第8条 スノーボード指導員検定は、スノーボードの実技、	(検定基準・実施要領)	
理論、指導法について実施し、検定基準及び実施要領は別	第 <u>9</u> 条 <u>指導員検定会</u> は、スノーボードの実技 <u>テスト及び</u> 理論	文言整理

に定める。

(受検資格)

- 第9条 スノーボード指導員受検者は、受検年度の本連盟会 員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければ ならない。ただし、受検年度は本連盟年度とする。
- (1) 受検する年度の4月1日現在、21歳以上の者。 この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事 業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。
- (2) 公認スノーボード準指導員の資格を有し、合格年度を 含めず2年以上を経過している者。ただし、資格停止者を 除く。
- (3)加盟団体が主催するスノーボード指導者養成講習カリ キュラム(以下「養成講習」という。)をスノーボード指 導員検定会までに修了し、養成講習修了報告書または所属 加盟団体によって証明された者。ただし、修了した養成講 習の有効期間は翌年度までとする。養成講習の内容は別に 定める。

(特別推薦による受検)

- 第10条 技術選手権を除く全日本選手権、FIS公認大会等 の競技会において、3回以上入賞した者は、スノーボード 準指導員資格を有していなくても、加盟団体長の推薦によ り特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を 得て、当該年度のスノーボード指導員検定会の受検手続き を行い、検定会で受検することができる。なお、特別推薦 書の提出期限は受検する年度の10月末日までとし、入賞大 会名、種目、順位を付記し、その証明書類及び当該年度の 会員登録証明書類を添付して提出する。
- 2 オリンピック出場者は、スノーボード準指導員資格を有 していなくても、加盟団体長の推薦により特別推薦書を本 連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て、当該年度の スノーボード指導員検定会の受検手続きを行い、検定会で 受検することができる。なお、特別推薦書の提出期限は受 検する年度の10月末日までとし、出場大会名、種目を付記 し、その証明書類及び当該年度の会員登録証明書類を添付 して提出する。

(合格者の手続)

第11条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示さ れた期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認 料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システム で決済することにより資格が認定される。また、次年度か らの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果報告及び発表)

- 第12条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委 員長と本連盟に報告することとし、出席・合否結果を、事 業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出す
- 2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。 (特別推薦による合格)
- 第13条 本連盟以外の団体のスノーボード指導者が、本連盟 のスノーボード指導員資格を希望する場合は、本連盟会員 登録後、加盟団体長の推薦により特別推薦書を本連盟に提 出し、教育本部理事会の承認を得て手続後、スノーボード 指導員の資格を取得することができる。日本スノーボード 協会(JSBA)の公認資格についてはA級インストラク ターとする。なお、特別推薦書の提出期限は3月末日まで とし、既得資格のライセンス証(写)、当該年度の会員登

テストを実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。

- 第10条 指導員検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録 を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。
- (1) 受検する年度の4月1日時点で21歳以上
- (2) 受検する年度の3年度前までに、スノーボード準指導員 を取得し、資格が有効な者

(3) 加盟団体が主催するスノーボード指導者養成講習カリキ ュラム(以下「養成講習」という。)を指導員検定会までに 修了し、養成講習修了報告書又は所属加盟団体によって証明 された者。ただし、修了した養成講習の有効期間は翌年度ま でとする。養成講習の内容は別に定める

文言整理

(特別推薦による受倫)

第11条 オリンピック出場者、又は3回以上全日本選手権(技) 文言整理 術選手権を除く)、FIS公認大会等の競技会において入賞 した者は、スノーボード準指導員資格を有していなくても、 加盟団体長の推薦により特別推薦書を本連盟に提出し、教育 本部理事会の承認を得て、当該年度の指導員検定会の受検手 続きを行い、検定会で受検することができる。なお、特別推 薦書の提出期限は受検する年度の10月末日までとし、本連盟 の会員登録完了後、出場大会名、種目、順位を付記し、その 証明書類を添付して提出する。

会員登録を完了しているこ とが前提となるため文言追

オリンピック出場者を第1 項に入れ第2項を削る

(合格者の手続)

第12条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示され た期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・ 年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済 することにより資格が認定される。また、次年度からの年次 登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果報告及び発表)

- 第13条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員 長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間 以内に、所定の様式により本連盟に提出する。
- 2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。 (特別推薦による合格)

第14条 本連盟以外の団体のスノーボード指導者が、本連盟の スノーボード指導員資格を希望する場合は、本連盟の会員登 録完了後、加盟団体長の推薦により特別推薦書を本連盟に提 出し、教育本部理事会の承認を得て手続後、スノーボード指 導員の資格を取得することができる。日本スノーボード協会 (ISBA) の公認資格についてはA級インストラクターと する。なお、特別推薦書の提出期限は3月末日までとし、既 得資格のライセンス証(写)を添付し提出する。

「当該年度の会員登録証明 書類」を削る

録証明書類を添付し提出する。

Ⅱ スノーボード準指導員検定

(スノーボード準指導員検定)

第14条 スノーボード準指導員検定について必要な事項を 定める。

(実

第15条 スノーボード準指導員検定会は、本連盟が主催し、 加盟団体の主管で行う。

2 加盟団体が単独で開催できない場合は、他の加盟団体と 共同主管で開催することができる。

(由

第16条 スノーボード準指導員検定会を主管する加盟団体 は、10月末日までに開催日程、会場及び立会予定責任者並 びに予定主任検定員を本連盟に提出し、承認を受けなけれ ばならない。また、開催日程、会場及び立会予定責任者並 びに予定主任検定員の変更、事業の中止等が生じた場合 は、可及的速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなけ ればならない。

(公 示)

第17条 スノーボード準指導員検定会の開催要項は、主管加 盟団体が公示する。

(検 定 員)

第18条 検定員は、主管加盟団体長から委嘱されたスノーボ ードA級検定員を含むB級検定員以上の検定員資格を有 する者3名以上で構成し、その中に本連盟教育本部専門委 員またはスノーボード技術員1名以上を含まなければな らない。

(実施回数、会期)

第19条 スノーボード準指導員検定会は、同一年度内におい て、実技と理論試験を1回ずつ実施することを原則とし、 受検者数の多いときは回数を増やすことができる。

- 2 同一年度内の受検は、共同主管または他の加盟団体へ委 託の場合も含めて、1回に限るものとする。
- 3 会期は原則として3日間とし、受検者数の多少、天候の 状況、その他特別の事情があるときは変更することができ

(検定基準・実施要領)

第20条 スノーボード準指導員検定は、スノーボードの実 技、理論、指導法について実施し、検定基準及び実施要領 は別に定める.

第21条 スノーボード準指導員受検者は、受検年度の本連盟 登録会員で、次に掲げる各号に該当しなければならない。 ただし、受検年度は本連盟年度とする。

(1) 受検する年度の4月1日現在、18歳以上の者。

この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事 業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。

(2)前年度までにスノーボード級別テスト1級を取得した 者。

Ⅱ スノーボード準指導員検定

(スノーボード準指導員検定)

第15条 スノーボード準指導員検定 (以下「準指導員検定会」 という。) について、次のとおり定める。

(実 施)

第16条 準指導員検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主管 で行う。

2 加盟団体が単独で開催できない場合は、他の加盟団体と合 同で開催することができる。

第17条 準指導員検定会を主管する加盟団体は、10月末日ま でに開催日程、会場、責任者及び主任検定員を本連盟に提出 し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、 責任者、主任検定員の変更、事業の中止等が生じた場合は、 速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならな

知) (周___

第18条 準指導員検定会を主管する加盟団体は、開催要項を主 | 文言整理 管加盟団体のホームページ等で周知する。

(責任者・検定員)

第19条 準指導員検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以 下のとおりとする。

(1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門 委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟 の教育本部理事会が認めた者

(2) 主任検定員は、スノーボードA級検定員資格が有効な本 連盟教育本部専門委員・スノーボード技術員の中から選任 し、主管加盟団体長が委嘱した者

(3) 検定員は、次の要件を満たす3名以上で構成し、主管加 盟団体長が委嘱した者

①スノーボードA級検定員又はスノーボードB級検定員資格 が有効な者

②スノーボード A 級検定員 1 名以上、本連盟教育本部専門委 員・スノーボード技術員1名以上を含める

(実施回数、会期)

第20条 準指導員検定会は、同一年度内において、実技テスト と理論テストを1回ずつ実施することを原則とし、受検者数 の多いときは回数を増やすことができる。

2 同一年度内の受検は、各加盟団体での合同開催又は他の加 盟団体へ委託の場合も含めて、1回限りとする。

3 会期は、2日間を原則とし、諸事情により変更することが できる。

(検定基準・実施要領)

第21条 準指導員検定会は、スノーボードの実技テスト及び理 論テストを実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。 (受検資格)

第22条 準指導員検定会の受検者は、受検年度の本連盟登録会 員<u>登録を完了した者</u>で、次に掲げる各号に該当しなければな らない。

(1) 受検する年度の4月1日時点で18歳以上

(2) 受検する年度の前年度までに、スノーボード級別テスト 1級 (スノーボードプライズテストを含む。) に合格した者

(3) 加盟団体が主催する養成講習を、準指導員検定会までに

文言追加

文言整理

「共同主管」→「合同」

語句整理

責任者、主任検定員、検定 員について定める

語句整理

会期を3日間→2日間に変

語句整理

語句整理

スノーボードプライズテス

トを追加

- (3)加盟団体が主催する養成講習をスノーボード準指導員 検定会までに修了し、養成講習修了報告書によって証明された者—
- 2 前項第3号の養成講習については、基礎理論4時間、指 導実習2時間、実技実習12時間とし、修了した養成講習の 有効期間は翌年度までとする。

(受給手続)

第<u>22</u>条 スノーボード準指導員検定を他の主管加盟団体に 委託<u>した</u>ときは、委託<u>した</u>加盟団体は、委託先の加盟団体 に、所属会員の受検の受け入れを依頼し、あらかじめ承諾 を得ておくものとする。

(合格者の手続)

第23条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果の報告)

- 第<u>24</u>条 主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を 経て、主管加盟団体長へ報告することとする。
- 2 主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内 に、本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。 (特別推薦による合格)

第25条 本連盟以外の団体のスノーボード指導者が本連盟のスノーボード準指導員資格を希望する場合は、本連盟会員登録後、加盟団体長の推薦により特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て手続後、スノーボード準指導員の資格を取得することができる。日本スノーボード協会(JSBA)の公認資格についてはB級インストラクター、日本プロスキー教師協会(SIA)の公認資格についてはスノーボード・ステージIIとして活動中の者とする。なお、特別推薦書の提出期限は3月末日までとし、既得資格のライセンス証(写)、当該年度の会員登録証明書類を添付し提出する。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成10年10月5日 制定 平成12年 9月20日 平成13年 9月28日 改正 平成14年 6月28日 改正 平成14年11月 5日 改正 平成15年 6月27日 改正 平成16年 6月25日 改正 平成17年 6月15日 改正 平成18年11月 1日 改正 平成19年 7月 5日 改正 平成23年 9月20日 改正 平成25年 8月 9日 改正 平成26年 4月15日 改正 平成26年 7月15日 改正 平成29年 7月15日 改正 令和 2年11月 6日 改正 令和 3年 9月27日 改正 修了し、養成講習修了報告書によって証明された者

- 2 前項第3号の養成講習については、基礎理論4時間、指導 実習2時間、実技実習12時間とし、修了した養成講習の有効 期間は翌年度までとする。
- 3 前項に定める養成講習の内容は、別に定める。

(受給手続)

第<u>23</u>条 準指導員検定<mark>会</mark>を他の主管加盟団体に委託<mark>する</mark>加盟団 体は、<u>事前に</u>委託先の加盟団体に、所属会員の受検の受け入 れを依頼し、承諾を得る。

(合格者の手続)

第24条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・ 年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次 登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果の報告)

第<u>25</u>条 主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を経て、主管加盟団体長へ報告する。

2 主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、 本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。

(特別推薦による合格)

第26条 本連盟以外の団体のスノーボード指導者が本連盟のスノーボード準指導員資格を希望する場合は、本連盟の会員登録完了後、加盟団体長の推薦により特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て手続後、スノーボード準指導員の資格を取得することができる。日本スノーボード協会(JSBA)の公認資格についてはB級インストラクター、日本プロスキー教師協会(SIA)の公認資格についてはスノーボード・ステージIIとして活動中の者とする。なお、特別推薦書の提出期限は3月末日までとし、既得資格のライセンス証(写)を添付し提出する。

(規程の改廃

第27条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成10年10月5日 制定 平成12年 9月20日 平成13年 9月28日 改正 平成14年 6月28日 改正 平成14年11月 5日 改正 平成15年 6月27日 孙正 平成16年 6月25日 改正 平成17年 6月15日 孙正 平成18年11月 1日 改正 平成19年 7月 5日 改正 平成23年 9月20日 改正 平成25年 8月 9日 改正 平成26年 4月15日 亚奶 平成26年 7月15日 平成29年 7月15日 孙正 令和 2年11月 6日 改正 令和 3年 9月27日 改正 令和 5年 7月5日 改正

スキーに合わせる

無点數理

語句整理

語句整理

「当該年度の会員登録証明 書類」を削る

令和5年 (2023年) 7月5日改正

現 行	改正案	備考
535	535	
公認スノーボード指導者検定基準及び実施要領	公認スノーボード指導者検定基準及び実施要領	
I 公認スノーボード指導員検定基準	1. 公認スノーボード指導者検定規程第 <mark>9</mark> 条に基づき、公認	
1. 公認スノーボード指導者検定規程第8条に基づき、公	スノーボード指導員検定 <u>及び公認スノーボード準指導員検</u>	
認スノーボード指導員検定基準及び実施要領を次のと	<u>定の</u> 検定基準及び実施要領 <u>に関し、必要な事項を</u> 定める。	
おり定める。		
	2. 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度	
	8月1日から翌年7月31日までをいう。	
 <u>-(1) 検定内容</u>	 I スノーボード指導員検定	
検定内容は、実技種目と理論とする。		
①実技種目は、次のとおりとする。	3. スノーボード指導員検定の検定基準及び実施方法	
(実践種目)	スノーボード指導員検定試験は、実技テスト及び理論テス	
○フリーラン (急斜面)	トからなり、その総合成績から合否判定する。	
〇フリーラン (中急斜面)	<u>(1)</u> 実技 <u>テストの</u> 種目は、次のとおりとする。	
○フリーラン (緩斜面)	(実践種目)	
(指導種目)	〇フリーラン (急斜面)	
○ミドルターン(中斜面)	○フリーラン (中急斜面)	
○ショートターン (中斜面)	○フリーラン (緩斜面)	
〇トラバース~スピン(緩斜面)	(指導種目)	
②理論	〇ミドルターン (中斜面)	
理論の出題範囲は、日本スノーボード教程、日本ス	〇ショートターン (中斜面)	
キー教程安全編、教育本部研修課題ハンドブック、資	〇トラバース~スピン(緩斜面)	
格検定受検者のために、規約・規程とする。	(2) 理論テストの出題範囲は、本連盟の教程等刊行物、規	
(<u>2</u>)養成講習	約・規程と <u>し、当該年度の開催要項に明示</u> する。	養成講習と採点基準の項番
①養成講習は、集合講習12時間、自主学習6時間、加盟	(3) 採点基準・合否判定方法	号入換
団体が実施する。	① 実技デストは、検定員3名の評価とし、3名の評価の	
○基礎理論4時間(集合講習3時間、自主学習1時間)	平均値 <u>(小数一位を四捨五入)</u> を当該種目の取得ポイント	
〇指導実習2時間(集合講習1時間、自主学習1時間)	とする。 ② 実技 <mark>テスト</mark> は、1種目当たり100ポイントとし、6種目	
○実技実習12時間(集合講習8時間、自主学習4時間)②講師は、教育本部専門委員、スキー技術員、スノーボ	の評価の合計が480ポイント以上を合格とする。ただし、	
ード技術員、スキーパトロール技術員、主管加盟団体	実技種目の合計が480ポイント以上であっても、6種目中	
長が特に認めた者とする。	5種目が80ポイント以上でなければならない。	60 点→60%
③養成講習を末修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍し	③ 理論テストは、100点満点とし、60%以上を合格とする。	(パトロールに合わせる)
た場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講	④ 総合判定は、同一年度内における実技テスト及び理論	
習を継続する。	テストの合格で、総合合格とする。	
(3) 採点基準	(4)養成講習	
①実技種目は、検定員3名の評価の平均値を当該種目の	① 養成講習は、集合講習12時間、自主学習6時間とし、加	
取得ポイントとする。 ただし、ポイントは、少数点第	盟団体が実施する。	
1位を四捨五入とする。	○基礎理論4時間(集合講習3時間、自主学習1時間)	
②実技種目は、1種目当たり、100ポイントとし、6種	〇指導実習 2 時間(集合講習 1 時間、自主学習 1 時間)	
目の評価の合計が480ポイント以上を合格とする。た	○実技実習12時間(集合講習8時間、自主学習4時間)	
だし、実技種目の合計が480ポイント以上であっても、	② 養成講習会の講師は、本連盟の教育本部専門委員・ス	
6種目中5種目が80ポイント以上でなければならな	キー技術員・スノーボード技術員・スキーパトロール技	
٧٠ <u>°</u>	術員、主管加盟団体長が特に認めた者とする。	,
③理論は、100点満点とし、60 <u>点</u> 以上をもって合格とす	③ 養成講習を末修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍し	

3.

- ①養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書または所属加盟団体の証明書により確認する。 ⑤総合判定は、実技・理論の合格をもって合格とする。
- Ⅱ 公認スノーボード準指導員検定基準

2. 公認スノーボード指導者検定規程第<u>20</u>条に基づき、ス ノーボード準指導員検定基準及び実施要領<u>を</u>次のとおり 定める。

(1) 検定内容

検定内容は、実技種目と理論とする。

①実技種目は、次のとおりとする。

(実践種目)

- ○ミドルターン (中急斜面)
- ○ショートターン (中急斜面)
- ○フリーラン (中急斜面)

(指導種目)

- 〇ミドルターン (緩中斜面)
- 〇スイング t o スイング (緩中斜面)
- 〇トラバース~ジャンプ (緩斜面)

② 理論

理論の出題範囲は、<u>日本スノーボード教程、日本ス</u>キー教程安全編、教育本部研修課題ハンドブック、資格検定受検者のために、規約・規程とする。

- (2)養成講習
- ① 養成講習は、集合講習12時間、自主学習6時間、加盟 団体が実施する。
- ○基礎理論4時間(集合講習3時間、自主学習1時間)
- ○指導実習2時間(集合講習1時間、自主学習1時間) ○実技実習12時間(集合講習8時間、自主学習4時間)
- ② 講師は、教育本部専門委員、スキー技術員、スノーボード技術員、スキーパトロール技術員、主管加盟
- 団体長が特に認めた者とする。
 ③ 養成講習を末修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍
- (3) 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移精 した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養 成講習を継続する。
- (3) 採点基準
- ① 実技<u>種目</u>は、検定員3名の評価とし、3名の平均値 を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイン トは、少数点第1位を四捨五入とする。
- ② 実技種目は、1種目当たり、100ポイントとし、6種目の評価の合計が450ポイント以上を合格とする。ただし、実技種目の合計が450ポイント以上であっても、6種目中5種目が75ポイント以上でなければならない。
- ③ 理論は、100点満点とし、60<u>点</u>以上をもって合格とする。
- ④ 養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修 了報告書または所属加盟団体の証明書により確認する。
- ⑤ 総合判定は、同一年度内にお<u>いて、実技・理論の合格をもって</u>合格とする。
- この基準及び実施要領の改廃は、教育本部理事会の議 決による。

た場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習 を継続する。

④ 養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了 報告書又は所属加盟団体の証明書で確認する。

- Ⅱ スノーボード準指導員検定
- 4. スノーボード準指導員検定の検定基準及び実施方法 スノーボード準指導員検定試験は、実技テスト及び理論テ ストからなり、その総合成績から合否判定する。
- (1) 実技テストの種目は、次のとおりとする。

(実践種目)

- 〇ミドルターン (中急斜面)
- 〇ショートターン (中急斜面)
- ○フリーラン (中急斜面)

(指導種目)

- ○ミドルターン (緩中斜面)
- 〇スイング t o スイング (緩中斜面)
- ○トラバース~ジャンプ (緩斜面)
- (2) 理論<u>テストの</u>出題範囲は、<u>本連盟の教程等刊行物</u>、規 約・規程とし、当該年度の開催要項に明示する。
- (3) 採点基準·合否判定方法
- ① 実技<u>テスト</u>は、検定員3名の評価とし、3名の<mark>評価の</mark> 平均値を当該種目の取得ポイントとする。ポイントは、 少数点第1位を四捨五入する。
- ② 実技<mark>テスト</mark>は、1種目当たり100ポイントとし、6種目の評価の合計が450ポイント以上を合格とする。ただし、 実技種目の合計が450ポイント以上であっても、6種目中 5種目が75ポイント以上でなければならない。
- ③ 理論デストは、100点満点とし、60%以上を合格とする。
- ④ 総合判定は、同一年度内における実技テスト及び理論 テストの合格で、総合合格とする。

(4) 養成講習

- ① 養成講習は、集合講習12時間、自主学習6時間とし、加盟団体が実施する。
- ○基礎理論4時間(集合講習3時間、自主学習1時間)
- ○指導実習2時間(集合講習1時間、自主学習1時間)
- ○実技実習12時間(集合講習8時間、自主学習4時間)
- ② <u>養成講習会の</u>講師は、<u>本連盟の</u>教育本部専門委員<u>・</u>スキー技術員<u>・</u>スノーボード技術員<u>・</u>スキーパトロール技術員、主管加盟団体長が特に認めた者とする。
- ③ 養成講習を末修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。
- ④ 養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了 報告書又は所属加盟団体の証明書で確認する。
- 5. この基準及び実施要領の改廃は、教育本部理事会の議決 による。

平成10年10月5日 制定

平成12年9月20日 改正

平成14年6月28日 改正

平成15年6月27日 改正

平成21年9月18日 改正

養成講習の修了について (3) ④から移動

養成講習と採点基準の項番 号入換

60 点→60%

(パトロールに合わせる)

養成講習の修了について (3) ④から移動

公益財団法人全日本スキー連盟規約・規程の改正案

	平成23年9月20日 改正	
平成10年10月5日 制定	平成29年7月15日 改正	
平成12年9月20日 改正	平成30年12月13日 改正	
平成14年6月28日 改正	令和2年11月6日 改正	
平成15年6月27日 改正	令和4年7月5日 改正	
平成21年9月18日 改正	令和5年7月5日 改正	
平成23年9月20日 改正		
平成29年7月15日 改正		
平成30年12月13日 改正		
令和2年11月6日 改正		
令和4年7月5日 改正		
1112 2 1 1 2 2 2 2 2 2		
1		
	5	
		£5
· ·		
5	"	

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧 対 照表 理	# 元 #p	[## ±#z.
現 行 542	改 正 案 542	備考
公認クロスカントリースキー指導 <u>者</u> 規程	公認クロスカントリースキー指導 <mark>員</mark> 規程	規程名変更
(目 的) 第1条 <u>この</u> 規程は、公益財団法人全日本スキー連盟(以下「本連盟」という。)公認規程に基づき、公認クロスカントリースキー指導者(以下「指導者」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (定 義) 第2条 指導者とは、本連盟公認クロスカントリースキー指導員をいう。 (任 務) 第3条 指導者は、クロスカントリースキー界の先達として自覚と誇りをもって、その普及発展に努めなければならない。 (資 格)	(目 的) 第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー連盟(以下「本連盟」という。)公認規程に基づき、公認クロスカントリースキー指導員(以下「指導員」という。)に関し、必要な事項を定める。 (年 度) 第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業 年度8月1日から翌年7月31日までをいう。 (任 務) 第3条 指導員は、クロスカントリースキー界の先達として自覚と誇りをもって、その普及発展に努めなければならない。 (資 格)	「指導者」→「指導員」 定義を削る 年度について追加 「指導者」→「指導員」
第4条 指導者は、全国共通の資格を有する。 (活動の範囲) 第5条 指導者は、本連盟の加盟団体、所属団体及び公認スキー学校等において活動することを原則とする。 (有効期間)	第4条 <u>指導員は、公認クロスカントリースキー指導員検定</u> <u>規程に定めた検定会で合格した者に付与され、</u> 全国共通の 資格を有する。 (活動の範囲) 第5条 指導員は、本連盟の加盟団体、所属団体及び公認ス キー学校等において活動することを原則とする。	文言追加 「指導者」→「指導員」
第6条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。 2 この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。 (義 務) 第7条 指導者は、次の各号に掲げる義務を負う。 (1) 指導者の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認クロスカントリースキー指導者研修を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。 (2) 指導者は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなければならない。 ① 中央研修会、技術員研修会、公認スキー学校主任教師研修会は、特定行事として前項に定める研修会と同等の取扱いとし、これに参加した役員及び参加者は、研修を修了したものとみなす。ただし、みなし研修修了の場合の参加料は徴収しない。	(有効期間) 第6条 指導員の資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。 (義務) 第7条 指導員は、次の各号に掲げる義務を負う。 (1) 指導員の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認クロスカントリースキー指導員研修を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。 (2) 研修会の出席者及び役員の資格更新は、教育本部資格更新認定事業一覧表に定めるとおりとする。 (3) 指導員は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなければならない。	教育本部資格更新認定事業 一覧表制定に伴う文言変更
② 公認クロスカントリースキー指導員検定会の役員は、前項に準じて研修を修了したものとみなす。ただし、みなし研修修了の場合の参加料は徴収しない。 (資格の停止) 第8条 指導者で、2年続けて研修会に参加しなかったときは、指導員の資格を停止する。資格停止中の者は、指導活動を行うことができない。 (資格停止の解除) 第9条 指導者の資格の停止解除は、公認クロスカントリー	(資格の停止) 第8条 指導 <mark>員が、クロスカントリースキー指導員研修を2</mark> <u>年続けて未修了の場合</u> は、指導員の資格を停止する。資格 停止中の者は、指導活動を行うことができない。 (資格停止の解除) 第9条 指導 <u>員</u> の資格の停止解除は、公認クロスカントリー	文言整理

スキー指導<u>者</u>研修修了<u>をもって</u>資格の停止を解除できる。 (資格の喪失)

第10条 指導者で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、 理事会の決定により、指導員の資格を喪失する。

- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格 を喪失したとき
- (2) 本連盟の規約に違反し、指導者としての体面を汚すような行為があったとき
- (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

(登録料の納期)

第11条 第1条に定める指導<u>者</u>は、各種公認・登録料金一覧 表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定 の期日までに納めるものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成11年10月18日 制定 平成13年9月28日 改正 平成14年6月28日 改正 移行平成20年9月16日改正 平成21年9月18日 改正 平成22年8月31日 改正 平成25年7月15日 改正 平成27年7月15日 改正 平成29年8月22日 改正 中成29年8月22日 改正 令和2年11月6日 改正 令和3年7月7日 改正

スキー指導<mark>員</mark>研修修了<u>により</u>資格の停止を解除できる。 (資格の喪失)

第10条 指導員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、 指導員の資格を喪失する。

- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格 を喪失したとき
- (2) 本連盟の規約に違反し、指導<mark>員</mark>としての体面を汚すような行為があったとき
- (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき
- 2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。 (登録料の納期)

第11条 第1条に定める指導員は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成11年10月18日 制定 平成13年9月28日 改正 平成14年6月28日 改正 移行平成20年9月16日改正 平成21年9月18日 改正 平成22年8月31日 改正 平成25年7月9日 改正 平成26年7月15日 改正 平成29年7月15日 改正 平成29年8月22日 改正 令和2年11月6日 改正 令和3年7月7日 改正 令和5年7月5日 改正

「理事会の決定により」を 第1項から削り、第2項に いれる

令和5年(2023年)7月5日改正

現 行	改 正 案	備考
543	543	
公認クロスカントリースキー検定員規程	公認クロスカントリースキー検定員規程	
(目 的)	(目 的)	
第1条 本連盟公認規程に基づき、公認クロスカントリース	第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー連盟(以下「本	文言整理
キー検定員(以下「検定員」という。) に必要な事項を定め	<u>連盟」という。)</u> 公認規程に基づき、公認クロスカントリー	
3 .	スキー検定員(以下「検定員」という。)に <mark>関し、</mark> 必要な	
	事項を定める。	
	_(年	文言追加
	第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業	XIZM
(任務)	年度8月1日から翌年7月31日までをいう。	
第2条 検定員は、クロスカントリースキーの普及発展の推	(任 務)	
進者となる人材であることを認識し、公平な判定により、	第3条 検定員は、クロスカントリースキーの普及発展の推	
検定会及びバッジテストを円滑に運営し、その普及発展に	進者となる人材であることを認識し、検定会及びバッジテ	
務めなければならない。	ストを公正公平に実施し、その普及発展に務めなければな	文言整理
	らない。	人日至庄
(資格及び検定範囲)	(資格)	
第3条 検定員は、全国共通の資格を有する。	第4条 検定員は、公認クロスカントリースキー検定員検定	立 宗 數 四
2 検定員が、検定できる範囲は、次の各号に掲げるとおり	規程で定めた検定会で合格した者に付与され、全国共通の	文言整理
とする。	資格を有する。	
(1)公認クロスカントリースキー検定員検定	(検定の範囲)	
(2) 公認クロスカントリースキー指導員検定	第5条 検定員が、各々検定できる範囲は、次の各号に掲げ	
(3) 公認クロスカントリースキーバッジテスト	るとおりとする。	
3 検定員の資格検定については、別に定める。	(1)公認クロスカントリースキー検定員検定	
3 機定員の負債機定については、別に定める。	(2) 公認クロスカントリースキー指導員検定	
	(3) 公認クロスカントリースキーバッジテスト	
	2 検定員の資格検定については、別に定める。	
(有効期間)	(有効期間)	
第4条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年		
	から2年間とする。	
間とする。	11-52 平順とする。	
2 この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた		文言削除
事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。 (美 な)	 (義 務)	
(義務)	(報 務) 第7条 検定員は、次の各号に掲げる義務を負う。	
第5条 検定員は、次の各号に掲げる義務を負うものとする。		20.00
2 検定員の資格有効期間は、公認された年を除き2年とす	A SOCIAL SECTION OF THE SECTION OF T	資格の有効期間は上記に規
る。ただし、認定された年度の資格は保有する。	限内に、公認クロスカントリースキー検定員クリニックを	定されているため削る
3 検定員は、検定員の任務を完遂するため、資格有効期限	最低2年に1回受講し、修了しなければならない。	
内に、公認クロスカントリースキー検定員クリニックを最	(2) 検定員は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなけ	
低2年に1回受講し、修了しなければならない。	ればならない。 	
4 検定員は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなけれ	*	
ばならない。	(2e th o /= 1)	
(資格の停止)	(資格の停止)	-
第6条 検定員で、2年続けてクリニックに参加しなかった	第8条 検定員が、2年続けてクリニックに参加しなかった	
ときは、検定員の資格を停止する。資格停止中の者は、検	ときは、検定員の資格を停止する。資格停止中の者は、検	
定員として活動ができない。	定員として活動ができない。	
(資格停止の解除)	(資格停止の解除)	
第7条 検定員の資格の停止解除は、公認クロスカントリー	第9条 検定員の資格の停止解除は、公認クロスカントリー	

スキー検定員クリニック修了<u>をもって</u>資格の停止を解除できる。

(資格の喪失)

第<u>8</u>条 検定員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、 理事会の決定により、検定員の資格を喪失する。

- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格 を喪失したとき
- (2) 本連盟の規程に違反し、検定員としての体面を汚すような行為があったとき
- (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

(登録料の納期)

第<u>9</u>条 第1条に定める検定員は、各種公認・登録料金一覧 表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の 期日までに納めるものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成11年10月18日 制定

平成14年6月28日 改正

平成15年6月27日 改正

移行平成20年9月16日改正

15 11 1 10000 1 0 77110 11 941

平成21年9月18日 改正

平成25年7月9日 改正

平成27年7月14日 改正

平成29年7月15日 改正

平成29年8月22日 改正

令和2年11月6日 改正

スキー検定員クリニック修了<u>により</u>資格の停止を解除できる。

(資格の喪失)

第<u>10</u>条 検定員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、 検定員の資格を喪失する。

- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格 を喪失したとき
- (2) 本連盟の規程に違反し、検定員としての体面を汚すような行為があったとき
- (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき
- 2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。 (登録料の納期)

第<u>11</u>条 第1条に定める検定員は、各種公認・登録料金一覧 表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の 期日までに納める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成11年10月18日 制定 平成14年6月28日 改正 平成15年6月27日 改正 移行平成20年9月16日改正 平成21年9月18日 改正 平成25年7月9日 改正 平成27年7月14日 改正 平成29年7月15日 改正 平成29年8月22日 改正 令和2年11月6日 改正 令和5年7月5日 改正

「理事会の決定により」を 第1項から削り、第2項に いれる

令和5年(2023年)7月5日改正

現 行	改 正 案	備考
544	544	
公認クロスカントリースキー指導 <u>者</u> 検定規程	公認クロスカントリースキー指導 <u>員</u> 検定規程	規程名変更
(17 44)	(17 44)	
(目的)		
第1条 この規程は、本連盟公認規程及び公認クロスカントリ	Communication of the Communica	
ースキー指導者規程第1条に基づき、公認クロスカントリー	ースキー指導員規程第1条に基づき、公認クロスカントリ	
スキー指導員検定に関し、必要な事項を定める。	ースキー指導員検定に関し、必要な事項を定める。	
(公認クロスカントリースキー指導者検定の種類)	(年 度)	
第2条 公認クロスカントリースキー指導者検定は、以下の通	第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業	文言追加
りとする。	年度8月1日から翌年7月31日までをいう。	
(1) クロスカントリースキー指導員検定	200 200	
(実 施)	(実 施)	
第3条 クロスカントリースキー指導員検定会は、本連盟の主	第3条 クロスカントリースキー指導員検定(以下「検定会」	
催・主管で行う。	<u>という。)</u> は、本連盟の主催・主管で行う。	
(周 知)	(周 知)	
第4条 検定会開催要項は、本連盟ホームページ等で周知す	第4条 検定会の開催要項は、本連盟ホームページ等で周知	
వ .	する。	
(検 定 員)	(<u>責任者・</u> 検定員)	責任者、主任検定員、検定員
第5条 検定員は、本連盟教育本部長から委嘱されたクロスカ	第5条 検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のと	について定める
ントリースキー検定員資格を有する検定員3名以上で構成	<u>おりとする。</u>	
<u>する。</u>	(1) 責任者は、本連盟理事・教育本部部長・教育本部専門	
2 検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める。	委員、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者	
	(2) 主任検定員は、クロスカントリースキー検定員資格	9
	が有効な本連盟の教育本部クロスカントリー専門委員の	
	中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者	
	(3) 検定員は、クロスカントリースキー検定員資格が有効	
	な本連盟の教育本部専門委員、技術員、又は本連盟加盟団	
(6)	体のクロスカントリー普及活動に携わる者の中から選任	
	し、本連盟教育本部長が委嘱した者	
	(4) 検定員は、クロスカントリースキー検定員3名以上で	
	構成する	
	(5) 検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める	
(会期)	(会 期)	
第6条 会期は、2日間を原則とし、諸事情により、会期を変	第6条 検定会の会期は、2日間を原則とし、諸事情により、	
更することができる。	会期を変更することができる。	
(会 場)	(会場 <u>·回数</u>)	文言整理
第7条 会場は、2会場を原則とし、諸事情により、会場数を	第7条 検定会の会場は、公認クロスカントリースキー検定	人口正在
変更することができる。	<u>員検定会と同じ会場で実施すること</u> を原則とし、 <u>同一年度</u>	
2 受検者は1会場に限り受検することができる。	内の受検は、1回限りとする。	
(検定基準)	(検定基準)	文言追加,整理
第8条 検定は講習検定会とし、実技と理論講習を行う。	第8条 検定会の検定方法は講習検定会とし、実技講習と理	ヘロル/#, 亜性
2 検定基準は、別に定める。	論講習、実技テストと理論テストを行う。	
(受検資格)	2 検定会の検定基準は、別に定める。	
第9条 受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者	(受検資格)	立章敷理
で、前年度までにクロスカントリーバッジテスト1級に合格	第9条 検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完	文言整理
していなければならない。	了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。	
(1) 受検年度の4月1日現在21歳以上 の者は、クロスカント	(1) 受検する年度の4月1日 時点で 21歳以上	文言整理
	The second second section is the second seco	人日軍埋

リースキー指導員検定を受検できる。この場合の年度と は、本連盟の定款第6条に定められた事業年度8月1日か ら翌年7月31日までをいう。

(特別推薦による受検)

第10条 世界選手権・ワールドカップ・アジア大会・ユニバーシ アード出場又は全日本選手権及び国体において3回以上入 賞した者は、前年度までに、クロスカントリーバッジテスト 1級に合格していなくても、加盟団体長の推薦により特別推 薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て、当該 年度のクロスカントリースキー指導員検定会の受検手続き を行い、検定会で受検することができる。ただし、リレー競 技の入賞は除く。なお、特別推薦書の提出期限は受検する年 度の10月末日までとし、本連盟会員登録後、入賞大会名、種 目、順位を付記し、その証明書類を添付して提出する。

2 オリンピック出場者は、前年度までに、クロスカントリー スキーバッジテスト1級に合格していなくても、加盟団体長 の推薦により特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会 の承認を得て、当該年度のクロスカントリースキー指導員検 定会の受検手続きを行い、検定会で受検することができる。 なお、特別推薦書の提出期限は受検する年度の10月末日まで とし、本連盟会員登録後、推薦書に出場大会名、種目を付記 し、その証明書類を添付して提出する。

(合格者の手続)

第11条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示され た期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年 次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済す ることにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録 料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果報告及び発表)

第12条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員 長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以 内に、所定の様式により本連盟に提出する。

2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。 (規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成13年9月28日 改正 平成15年6月27日 改正 平成19年7月5日 改正 移行平成20年9月16日改正 平成22年8月31日 改正 平成25年7月9日 改正 平成26年7月15日 改正 平成29年7月15日 改正

平成11年10月18日 制定

平成12年9月20日 改正

令和2年11月6日 改正 令和3年7月7日 改正

(2) 受検する年度の前年度までに、クロスカントリースキ 文言整理 一級別テスト1級に合格した者

(特別推薦による受検)

第10条 <u>オリンピック・</u>世界選手権・ワールドカップ・アジ ア大会・ユニバーシアード出場者、又は3回以上全日本選 れる、文言整理 手権(リレー競技は除く)及び国体(リレー競技は除く) において入賞した者は、前年度までに、クロスカントリー スキーバッジテスト1級に合格していなくても、加盟団体 長の推薦により特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理 事会の承認を得て、当該年度のクロスカントリースキー指 導員検定会の受検手続きを行い、検定会で受検することが できる。なお、特別推薦書の提出期限は受検する年度の10 月末日までとし、本連盟の会員登録完了後、入賞大会名、 種目、順位を付記し、その証明書類を添付して提出する。

オリンピックを第1項に入

(合格者の手続)

第11条 検定会の合格者は、検定会合格日に合格証が付与さ れ、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定 める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録 システムで決済することにより資格が認定される。また、 次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。 (結果報告及び発表)

第12条 検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を速やか に検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業 終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。 2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。 (規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成12年9月20日 改正 平成13年9月28日 改正 平成15年6月27日 改正 平成19年7月5日 改正 移行平成20年9月16日改正 平成22年8月31日 改正 平成25年7月9日 改正 平成26年7月15日 改正 平成29年7月15日 改正 令和2年11月6日 改正 令和3年7月7日 改正 令和5年7月5日 改正

平成11年10月18日 制定

令和5年(2023年)7月5日改正

現 行	改正案	備考
545 公認クロスカントリースキー検定員検定規程	545 公認クロスカントリースキー検定員検定規程	
ZIED Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z	THE TOTAL TO	
(目 的) 第1条 <u>この</u> 規程は、本連盟公認規程及び公認クロスカント	(目 的) 第1条 本規程は、本連盟公認規程及び公認クロスカントリ	
リースキー検定員規程第 <u>3</u> 条第 <u>3</u> 項に基づき、公認クロスカントリースキー検定員検定(以下、「検定員検定」という。) に必要な事項を定める。	ースキー検定員規程第4条第2項に基づき、公認クロスカントリースキー検定員検定に関して、必要な事項を定める。 (年度) 第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業	
(実 施) 第2条 検定員検定会(以下、「検定会」という。)は、本連	<u>年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</u> (実 施)	文言追加
盟の主催・主管で行う。 (周 知)	という。) は、本連盟の主催・主管で行う。 (周 知)	語句整理
第3条 検定会開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する	第 <u>4</u> 条 検定会 <u>の</u> 開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。	語句整理
-(検定の範囲)- 第4条検定員が、検定できる範囲は次の各号に掲げるとお		,
りとする。 - (1) 公認クロスカントリースキー検定員検定会		第4条の検定の範囲は、543 公認クロスカントリースキ
-(2) 公認クロスカントリースキー指導員検定会 -(3) 公認クロスカントリースキーバッジテスト		ー検定員規程に明記されて いるため削る
(会場)	(責任者・検定員)	
第 <u>5</u> 条 検定は、公認クロスカントリースキー指導員検定会 及びクロスカントリースキーバッジテスト (以下「バッジ		責任者、主任検定員、検定
テスト」という。) において実施することを原則とし、 <u>受検</u>	おりとする。	員について定める
回数は年1回限りとする。	(1) 責任者は、本連盟理事・教育本部部長・教育本部専門	
	委員、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者	
	(2) 主任検定員は、クロスカントリースキー検定員資格が 有効な本連盟の教育本部クロスカントリー専門委員の中	*
(1)	から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者	
(<u>検 定 員</u>) 第 <u>6</u> 条 検定は、本連盟会長から委嘱された検定員資格を有	(3) 検定員は、クロスカントリースキー検定員資格が有効な本連盟の教育本部専門委員・技術員、又は本連盟加盟団	
する検定員3名以上が、これにあたり、検定員の人数は、	体のクロスカントリースキー普及活動に携わる者の中から	
受検者数に応じて会場ごとに定める。	選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者	
	(4) 検定員は、クロスカントリースキー検定員3名以上で 構成する	
	(5) 検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める	
	(会 期)	
	第 <u>6</u> 条 <u>検定会の会期は、2日間を原則とし、諸事情により、</u> 会期を変更することができる。	文言追加
	(会場 <u>・回数</u>)	
	第7条 検定会の会場は、公認クロスカントリースキー指導	文言整理
	員検定会及びクロスカントリースキーバッジテストにおい て実体さることを原則し、	
	て実施することを原則とし、 <mark>同一年度内の受検</mark> は、1回限 りとする。	
	· - / W	

(受検資格)

第7条 受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者 で、公認クロスカントリースキー指導員取得年度から2年 を経過した者。この場合の年度とは、本連盟の定款第6条 に定められた事業年度8月1日から翌年7月31日までをい 5

(検定の内容)

第8条 検定は、実技と理論を行う。

- 2 実技の合格基準は、標準点に対して、合・否の的中率が 70%以上をもって合格とし、採点は、実際の検定を対象に 行うことを原則とする。
- 3 理論は、クロスカントリースキー検定基準及び実施要領、 その他検定に必要な事項を内容として行い、合格基準は、 満点に対して70%以上とする。

(合格者の手続)

第9条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示さ れた期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・ 年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済 することにより資格が認定される。また、次年度からの年次 登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果報告及び発表)

第10条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかにクロス カントリー委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事 業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。 2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。

第11条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成11年10月18日 制定

平成12月9月20日 改正

平成14年6月28日 改正

平成15年6月27日 改正

移行平成20年9月16日改正

平成25年7月9日 改正

平成29年7月15日 改正

令和2年12月9日 改正

(受検資格)

第8条 検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完 文言整理 了した者で、受検する年度の3年度前までに、クロスカン トリースキー指導員を取得し、資格が有効な者。

(検定基準)

第<u>9条</u> 検定会の検定方法は講習検定会とし、実技講習と理 文言整理 論講習及び実技テストと理論テストを行う。

- 2 実技テストの合格基準は、第5条に示した主任検定員及 び検定員の採点(基準点)に対して、検定会受検者の合・ 否の的中率が70%以上で合格とし、採点は、実際の検定を 対象に行うことを原則とする。
- 3 理論テストは、クロスカントリースキー検定基準及び実 施要領、その他検定に必要な事項を内容として行い、合格 基準は、満点に対して70%以上とする。
- 4 理論テストの出題範囲は、本連盟の刊行物、規約・規程 スキーに合わせる とし、当該年度の開催要項に明示する。
- 5 合否判定は、同一年度内における実技テスト及び理論テ スキーに合わせる ストの合格で、総合合格とする。

(合格者の手続)

第10条 検定会の合格者は、検定会合格日に合格証が付与さ れ、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定 める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録 システムで決済することにより資格が認定される。また、 次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。 (結果報告及び発表)

- 第11条 検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を速やか にクロスカントリー委員長と本連盟に報告し、出席・合否 結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連 関に提出する。
- 2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。 (規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成11年10月18日 制定

平成12月9月20日 改正

平成14年6月28日 改正

平成15年6月27日 改正

移行平成20年9月16日改正

平成25年7月9日 改正

平成29年7月15日 改正

令和2年12月9日 改正 令和5年7月5日 改正

令和5年(2023年)7月5日改正

現 行	改正案	備考
5 4 7	5 4 7	
公認クロスカントリースキーバッジテスト基準	公認クロスカントリースキーバッジテスト基準	
及び実施要領	及び実施要領	
Street And Add MC Williams of Section 50 Dec Williams	1 公認クロスカントリースキーバッジテスト規程第8条第	
2項に基づき、公認クロスカントリースキー級別テスト(以	2項に基づき、公認クロスカントリースキー級別テスト(以	
下、「テスト」という。)の基準及び実施要領について、必	下、「テスト」という。)の基準及び実施要領に <mark>関し</mark> 、必要	
要な事項を定める。	な事項を定める。	
2 2級及び3級は、講習内において検定することができる。	2 2級及び3級は、講習内において検定することができる。	
受検種目はクラシカル又はスケーティングの一方を選択し	受検種目はクラシカル又はスケーティングの一方を選択し	
て受検できる。この場合、クラシカルの種目は、2級は2	て受検できる。この場合、クラシカルの種目は、2級は2	
級の項符号a、b、c、e、fの種目とし、3級は3級の	級の項符号a、b、c、e、fの種目とし、3級は3級の	
項符号a、b、c、dの種目とする。スケーティングの種	項符号a、b、c、dの種目とする。スケーティングの種	
目は、2級は2級の符号e、g、h、i、jの種目とし、	目は、2級は2級の符号e、g、h、i、jの種目とし、	
3級は3級の符号d、e、f、gの種目とする。	3級は3級の符号d、e、f、gの種目とする。	
3 テスト種目及び判定基準は次のとおりとし、検定時のコースを併築の内容は、別志ののしたりしまる	3 テスト種目及び判定基準は次のとおりとし、検定時のコー	
ース条件等の内容は、別表①のとおりとする。	- 一ス条件等の内容は、別表①のとおりとする。 (1) 1級(全種目必修)	
(1) 1級(全種目必修)	(1) 1 秋 (主催日必形) a. ダイアゴナル	
a. ダイアゴナル b. ワンキックダブルポーリング	b. ワンキックダブルポーリング	
c. ダブルポーリング	c. ダブルポーリング	
d. ターン	d. 9-2	
e. ダウンヒル	e. ダウンヒル	
f. クラシカル総合滑走	f. クラシカル総合滑走	
g. ギア2 (クイック)	g. #72 (クイック)	
h. ギア3 (スーパー)	h. ギア3 (スーパー)	
i. ギア4 (ラピッド)	i. ギア4 (ラピッド)	
j.スケーティング総合滑走	j.スケーティング総合滑走	
(2) 2級(種目選択)	(2) 2級 (種目選択)	
a. ダイアゴナル	a. ダイアゴナル	
b. ワンキックダブルポーリング	b. ワンキックダブルポーリング	
c. ダブルポーリング	c. ダブルポーリング	
d. ターン	d. ターン	
e. ダウンヒル	e. ダウンヒル	
f.クラシカル総合滑走	f. クラシカル総合滑走	
g. ギア2 (クイック)	g. ギア2 (クイック)	
h. ギア3 (スーパー)	h. ギア3 (スーパー)	
i. ギア4 (ラピッド)	i. ギア4 (ラピッド)	
j. スケーティング総合滑走	j . スケーティング総合滑走	
(3) 3級(種目選択)	(3) 3級(種目選択)	
a. ダイアゴナル (ただしウォークで)	a. ダイアゴナル (ただしウォークで)	
b. ヘリンボーン	b. ヘリンボーン	
c. ダブルポーリング	c. ダブルポーリング	
d. ダウンヒル	d. ダウンヒル	
e. ギア1 (ダイアゴナル)	e. ギア1 (ダイアゴナル)	
f. ギア2 (クイック)	f. ギア2 (クイック)	
g. ギア3 (スーパー)	g. ギア3 (スーパー)	

- 4 採点は、級別に単独で行うことを原則とする。ただし、 実際は必要に応じて難易度をつけ、適宣合併して行うこと もできる。
- 5 合格基準は1級、2級、3級とも合計で満点の70%以上とする。ただし、1級は、各種目配点の70%に満たない種目は2種目以内とし、総合滑走は、標準タイムは設けず、テスト用にセットされたコースを歩かずに滑走しきることで合格とする。
- 6 <u>採点基準やコース条件</u>は、別表 1、「教育本部オフィシャ ルブック」、「資格検定受検者のために」のとおりとする。
- 7 本連盟公認ポピュラークロスカントリー大会において、 10 km以上完走した者は、主管団体に完走したことを証明で きる資料を添付し2級を申請することができる。主管加盟 団体はそれを審査し2級合格を認めることができる。

また、5km以上完走した者は、完走したことを証明できる資料を提出し3級を申請することができる。主管加盟団体はそれを審査し3級合格を認めることができる。

8 本連盟加盟団体主催の選手権大会(県高校大会や国体予選会は含まない)において、前年までに2級を合格した者で、クラシカル、フリー両種目において5km以上を完走した者は、主管加盟団体に当該大会のリザルト及び検定員1名の検定証明書を添付し1級を申請することができる。主管加盟団体はそれを審査し1級合格を認めることができる。

また、5km以上を完走した者は、主管団体に当該大会のリザルトを添付し2級を申請することができる。主管加盟団体はそれを審査し2級合格を認めることができる。

9 この基準の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成 11 年 10 月 18 日 制定 平成 15 年 6月 27 日 改正 移行平成 20 年 9月 16 日 改正 平成 21 年 9月 18 日 改正 平成 29 年 7月 15 日 改正 平成 29 年 8月 22 日 改正 平成 29 年 8月 22 日 改正 令和元年 12 月 11 日 改正 令和 3 年 9月 27 日 改正

- 4 採点は、級別に単独で行うことを原則とする。ただし、 実際は必要に応じて難易度をつけ、適宜合併して行うこと もできる。
- 5 合格基準は1級、2級、3級とも合計で満点の70%以上とする。ただし、1級は、各種目配点の70%に満たない種目は2種目以内とし、総合滑走は、標準タイムは設けず、テスト用にセットされたコースを歩かずに滑走しきることで合格とする。
- 6 検定内容は、別表1のとおりとする。
- 7 本連盟公認ポピュラークロスカントリー大会において、 10 km以上完走した者は、主管団体に完走したことを証明で きる資料を添付し2級を申請することができる。主管加盟 団体はそれを審査し2級合格を認めることができる。

また、5km以上完走した者は、完走したことを証明できる資料を提出し3級を申請することができる。主管加盟団体はそれを審査し3級合格を認めることができる。

8 本連盟加盟団体主催の選手権大会(県高校大会や国体予選会は含まない)において、前年までに2級を合格した者で、クラシカル、フリー両種目において5km以上を完走した者は、主管加盟団体に当該大会のリザルト及び検定員1名の検定証明書を添付し1級を申請することができる。主管加盟団体はそれを審査し1級合格を認めることができる。

また、5km以上を完走した者は、主管団体に当該大会のリザルトを添付し2級を申請することができる。主管加盟団体はそれを審査し2級合格を認めることができる。

9 この基準の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成 11 年 10 月 18 日 制定 平成 15 年 6月 27 日 改正 移行平成 20 年 9月 16 日 改正 平成 21 年 9月 18 日 改正 平成 29 年 7月 15 日 改正 平成 29 年 8月 22 日 改正 中元 29 年 8月 22 日 改正 令和元年 12 月 11 日 改正 令和 3 年 9月 27 日 改正 令和 5 年 7月 5 日 改正

刊行物変更に伴う文言変更

令和5年(2023年)7月5日改正

現 行	改 正 案	備考
548	548	
公認クロスカントリースキー指導者検定基準	公認クロスカントリースキー指導員検定基準	規程名変更
1. この基準は、本連盟公認規程に基づき、公認クロスカントリースキー指導者検定規程第8条第2項に基づき、指導員検定基準を定める。	1. この基準は、本連盟公認規程に基づき、公認クロスカントリースキー指導員検定規程第8条第2項に基づき、指導員検定基準を定める。	
(1) 講習内容 ① 実技講習は、1単位を90分とし、3単位とする。 内容 a ダイアゴナル b ワンキックダブルポーリング c ダブルポーリング d ダウンヒル e ターン f クラシカル総合滑走 g ギア2 (クイック) h ギア3 (スーパー) i ギア4 (ラビッド)	(1) 講習内容 ① 実技講習 <u>の必修単位は3単位とし、1単位は90分</u> とする。 (内容) a ダイアゴナル b ワンキックダブルポーリング c ダブルポーリング d ダウンヒル e ターン f クラシカル総合滑走 g ギア2 (クイック) h ギア3 (スーパー)	文言整理
j スケーティング総合滑走 ② 理論講習は1単位を90分とし、2単位の講義とする。 内容 a クロスカントリースキー概論 b 技術論 c トレーニング・栄養・休養 d 用具の選定 e スキーのチューンナップとワックシング f スキーと安全 g 指導計画 h 競技規則(特に PCC 関連条項) i 競技会の運営と参加 j ツーリングスキー	 i ギア4 (ラピッド) j スケーティング総合滑走 ② 理論講習<u>の必修単位は2単位とし、1単位は90分とする。</u> (内容) a クロスカントリースキー概論 b 技術論 c トレーニング・栄養・休養 d 用具の選定 e スキーのチューンナップとワックシング f スキーと安全 g 指導計画 h 競技規則(特にPCC関連条項) i 競技会の運営と参加 j ツーリングスキー 	① にそろえる
(2) 採点基準 ① 実技の各種目は、要求水準に対して70%以上の達成率をもって合格とする。要求水準は、1級より高く設定されるが、判定のポイントは1級と同じとし、総合滑走のタイムは合否要件とせず、地形に適した技術を使い分けているか否かを観察し滑走し切れば合格とする。 ② 理論は、満点に対して70%以上の得点率をもって合格とする。	The second secon	文言整理

(3)	実技検定内容	ţ			(3)	実技検定内容	ţ			
クラシカル走法	ダイアゴナル ・上り斜度 9~15% ・距離は 500 m	ーション部 分	ーション部 分	クラシカル 総合滑走 ・標高差10 ~20m程 のでを1か 所、標高差2 0~25m程 度のが、標準 のででである。 のででである。 のででである。 のででである。 のででである。 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のでは、 の	クラシカル走法	ダイアゴナル ・上り斜度 9~15% ・距離は 500 m	ーション部 分	ーション部 分	クラシカル 総合滑走 ・標高差10 ~20m程10 のでででである。 のででである。 のででである。 のででである。 のででである。 のででは、 のでである。 のでである。 のでである。 のです。 のです。 のでは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のでして。 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のでは、 の	
ダウンヒル		左右カーブ含む - 1 5~- 2 t 0 m	-		ダウンヒル		左右カーブ含む 			
種目	ギア2 (クイック)	ギア3 (スーパー)	ギア4 (ラピッド)	スケーティン グ総合滑走	種目	ギア2 (クイック)	ギア3 (スーパー)	ギア4 (ラピッド)	スケーティン グ総合滑走	
スケーティング走法	・上り斜度 9~15% ・距離は 500 m	・アンジュレ ーション部 分	・アンジュレ ーション部 分		スケーティング走法	・上り斜度 9~15% ・距離は 500 m	・アンジュレ ーション部	・アンジュレ ーション部分 ・距離は 500	・標高差10 ~20m程度 の登りを1か 所、標高差2 0~25m程度の影響を1 カ所、含むか 所を含む合計 登高60~9 0m程度のコース ・距離は5,000 m	
項にし、2. 平平平の		実技検定を免 けなければなら では、教育本部 3日 制定 3日 改正 5日 改正 日 改正	〜 除する。ただし ない。	記程第 10 条 第2 、講習会を受講 こよる。	当論 2. 平平平 中 不 中 不 中 和	る者は、実技権 定を受けなけれ	定を免除する。 ルばならない。 圏は、教育本部 3日 制定 3日 改正 5日 改正 7日 改正	C1200 14-20	現程第 10 条に該 !会を受講し、理 こよる。	規程名変更に伴う変更

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表 現 行 備考 改正案 551 551 公認スキーパトロール規程 公認スキーパトロール規程 的) (目 (目 第1条 <u>この</u>規程は、公益財団法人全日本スキー連盟(以下 | 第1条 <mark>本</mark>規程は、公益財団法人全日本スキー連盟(以下 「本 連盟」という。) 公認規程に基づき、公認スキーパトロール (以 「本連盟」という。) 公認規程に基づき、公認スキーパトロ 下「スキーパトロール」という。) に関し、必要な事項を定め ール(以下「スキーパトロール」という。)に関し、必要な 事項を定めることを目的とする。 る。 (年 度) (定義) 定義を削る 第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業 第2条 スキーパトロールとは、本連盟公認スキーパトロー 年度について追加 年度8月1日から翌年7月31日までをいう。 ルをいう。 (使命) (体 命) 第3条 スキーパトロールは、スノースポーツを楽しむすべ 第3条 スキーパトロールは、スノースポーツを楽しむすべ ての人々に、高品質で安全・安心なサービスを提供するこ ての人々に、高品質で安全・安心なサービスを提供するこ とを、その使命とする。 とを、その使命とする。 (理 念) (理 念) 第4条 スキーパトロールは、スキー場のマイスターとして|第4条 スキーパトロールは、スキー場のマイスターとして すべてのスキーヤーから信頼される存在となるべきであ すべてのスキーヤーから信頼される存在となるべきであ る。そのために必要な知識と技術に加え、ホスピタリティ、 る。そのために必要な知識と技術に加え、ホスピタリティ、 弛まぬ向上心、パトロール同士の強い連帯感、リーダーシ 弛まぬ向上心、パトロール同士の強い連帯感、リーダーシ ップ、責任感を兼ね備えることが望ましい。 ップ、責任感を兼ね備えることが望ましい。 (目 標) (目 標) 第5条 スキーパトロールの使命や理念を達成するために、 第5条 スキーパトロールの使命や理念を達成するために、 以下の知識や技術を習得し、絶えずその研鑽に努めなけれ 以下の知識や技術を習得し、絶えずその研鑽に努めなけれ ばならない。 (1) スノースポーツのリスク分析と傷害予防・安全マナー (1) スノースポーツのリスク分析と傷害予防・安全マナー 指導に関すること 指導に関すること (2) スキー場の整備と巡視等の安全対策に関すること (2) スキー場の整備と巡視等の安全対策に関すること (3) 傷病者の救護・搬送・事故処理に関すること (3) 傷病者の救護・搬送・事故処理に関すること (4) 索道からの旅客救助に関すること (4) 索道からの旅客救助に関すること (5) バックカントリー・雪崩・気象に関すること (5) バックカントリー・雪崩・気象に関すること (資 第6条 スキーパトロールは、公認スキーパトロール検定規 第6条 スキーパトロールは、公認スキーパトロール検定会 規程名訂正 程に定めた検定会で合格した者に付与され、全国共通の資 規程に定めた検定会で合格した者に付与され、全国共通の 格を有する。 資格を有する。 (有効期間) (有効期間) 第7条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年 | 第7条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年 間とする。 2 この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた 文言削除 事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。 (義 释) 第8条 スキーパトロールは、次の各号に掲げる義務を負う。 第8条 スキーパトロールは、次の各号に掲げる義務を負う (1) 公認スキーパトロール資格者は、スキーパトロールの ものとする。

ればならない。

(1) 公認スキーパトロール資格者は、スキーパトロールの

使命を完遂するため、資格有効期限内に、公認スキーパ

トロール研修を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。また、その他の関連研修も積極的に受けるも

使命を完遂するため、資格有効期限内に、公認スキーパ

トロール研修を最低2年に1回受講し、修了しなければ

ならない。また、その他の関連研修も積極的に受けなけ

のとする。

- (2) スキーパトロールは、加盟団体や所属団体の事業には 優先的に参加しなければならない。
- (3) スキー場の常動・非常動・ボランティアスキーパトロールは、スキー場の安全管理・安全指導や救護活動に積極的に関与するものとする。
- (4) その他救護活動等への協力を求められた場合、積極的 に関与するものとする。

(資格の停止)

第9条 スキーパトロールが、公認スキーパトロール研修会 を2年続けて未修了の場合は、スキーパトロールの資格を 停止する。資格停止中の者は、スキーパトロールとして活 動ができない。

(資格停止の解除)

第 10 条 スキーパトロールの資格の停止を解除しようとす る者は、公認スキーパトロール研修修了<u>をもって</u>資格の停 止を解除できる。

(資格の喪失)

- 第11条 スキーパトロールで、次に掲げる各号の一つに該当 する場合は、理事会の決定により、スキーパトロールの資 格を喪失する。
- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格 を喪失したとき
- (2) 本連盟の規約に違反し、スキーパトロールとしての体面を汚すような行為があったとき
- (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき (登録料の納期)
- 第12条 第1条に定めるスキーパトロールは、各種公認・登 録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同 時に、所定の期日までに納めるものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成25年7月9日 制定

平成29年7月15日 改正

平成29年8月22日 改正

令和2年11月6日 改正

- (2) スキーパトロールは、加盟団体や所属団体の事業には 優先的に参加しなければならない。
- (3) スキー場の常動・非常動・ボランティアスキーパトロールは、スキー場の安全管理・安全指導や救護活動に積極的に関与しなければならない。
- (4) その他救護活動等への協力を求められた場合、積極的 に関与しなければならない。

(資格の停止)

第9条 スキーパトロールが、公認スキーパトロール研修を 2年続けて未修了の場合は、スキーパトロールの資格を停 止する。資格停止中の者は、スキーパトロールとして活動 ができない。

(資格停止の解除)

第10条 スキーパトロールの資格の停止を解除しようとする 者は、公認スキーパトロール研修修了<u>により</u>資格の停止を 解除できる。

(資格の喪失)

- 第11条 スキーパトロールで、次に掲げる各号の一つに該当 する場合は、スキーパトロールの資格を喪失する。
- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格 を喪失したとき
- (2) 本連盟の規約に違反し、スキーパトロールとしての体 いれる 面を汚すような行為があったとき
- (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき
- 2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。

(登録料の納期)

第12条 第1条に定めるスキーパトロールは、各種公認・登 録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同 時に、所定の期日までに納める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成25年7月9日 制定

平成29年7月15日 改正

平成29年8月22日 改正

令和2年11月6日 改正

令和5年7月5日 改正

「研修会」→「研修」

「理事会の決定により」を 第1項から削り、第2項に

令和5年(2023年)7月5日改正

新旧対照表	ル ェ 歩	備考
現行	改 正 案	1/用 考
562	562 ハヨマ , 光 1944年日4年	
公認スノーボード検定員規程	公認スノーボード検定員規程	
(F) (II)	(8 44)	
(目 的)	(目 的)	立 宗亦更
第1条 この規程は、公認スノーボード指導者規程第4条に	parameters of the same of the same and the s	文言変更
基づき、公認スノーボード検定員(以下「検定員」という。)	連盟」という。)公認規程に基づき、公認スノーボード検定	
に関し必要な事項を定める。	員(以下「検定員」という。)に関し、必要な事項を定める。	
	(年 度)	utu=>th fm
// w/s	第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業	文言追加
(任 務)	<u>年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</u>	
第2条 検定員は、現在有効なスノーボード指導者資格を有	(任務)	L-t-
し、スノーボード普及・発展の基幹となる人材であること	第3条 検定員は、スノーボードの普及・発展の基幹となる	文言変更
を認識し、厳正公平なる判定によって、検定会及びスノー	人材であることを認識し、検定会及びスノーボードバッジ	
ボードバッジテストを円滑に運営し、その権威を保持する	テストを <u>公正公平に実施し</u> なければならない。	
よう心掛けなければならない。	(検定員の種類)	
(検定員の種類)	第4条 検定員は、A級、B級、C級の3種類とし、以下のと	
第3条 検定員は、A級、B級、C級の3種類とし、以下の	おりとする。	
とおりとする。	公認スノーボードA級検定員(以下「A級検定員」という。)	
公認スノーボードA級検定員(以下「A級検定員」という。)	公認スノーボードB級検定員(以下「B級検定員」という。)	
公認スノーボードB級検定員(以下「B級検定員」という。)	公認スノーボードC級検定員(以下「C級検定員」という。)	
公認スノーボードC級検定員(以下「C級検定員」という。)	(<u>資 格</u>)	
	第 <u>5</u> 条 A級検定員は、本連盟において検定を行い、A 級検	201 (200 A074 181)
*	定員検定会で合格した者に付与され、全国共通の資格を有	条番号入換
	<u>する。</u>	文言整理
	2 <u>B級検定員</u> 及びC級検定員は、加盟団体 <mark>が</mark> 開催する <u>スノ</u>	
	ーボードA級検定員検定会(以下「A級検定会」という。)	
	に準ずる <u>スノーボードB級検定員検定会</u> (<u>以下「B級検定会」</u>	
	という。)、スノーボードC級検定員検定会(以下「C級検定	
	会」という。) で合格した者に付与され、全国共通の資格を	
(検定の範囲)	有する。	
第4条 A・B・C級検定員が、各々検定できる範囲は、次	(検定の範囲)	
の各号に掲げるとおりとする。	第6条 A・B・C級検定員が、各々検定できる範囲は、次の	
(1) A級検定員	各号に掲げるとおりとする。	
① スノーボード指導員検定会 (養成講習会の講師を含む)	(1) A級検定員	
② スノーボード準指導員検定会(養成講習会の講師を含む)	① スノーボード指導員検定会(養成講習会の講師を含む)	
③ スノーボードバッジテスト (事前講習の講師を含む)	② スノーボード準指導員検定会(養成講習会の講師を含む)	
④ スノーボードA級検定員検定会	③ A級検定会	
⑤ スノーボードB級検定員検定会	④ <u>B級検定会</u>	
⑥ スノーボードC級検定員検定会	⑤ <u>C級検定会</u>	
	⑥ スノーボードバッジテスト (事前講習の講師を含む)	
(2) B級検定員	(2) B級検定員	
① スノーボード準指導員検定会(養成講習会の講師を含む)	① スノーボード準指導員検定会(養成講習会の講師を含む)	
② スノーボードバッジテスト (事前講習の講師を含む)	② スノーボードバッジテスト (事前講習の講師を含む)	
③ スノーボードB級検定員検定会	③ B級検定会	
① スノーボード C 級検定員検定会	④ C級検定会	
(3) C級検定員	(3) C級検定員	
①スノーボードバッジテストの内、級別テスト (事前講習の	①スノーボードバッジテストの内、級別テスト(事前講習の	

講師を含む)

(実 施)

- 第<u>5</u>条 スノーボードA級検定員検定会は、本連盟の主催・ 主管で行う。
- 2 スノーボードB級検定員検定会及びスノーボードC級検 定員検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主管で行う。 (公 認)
- 第6条 A級検定員は、本連盟において検定を行い、合格し た者を公認する。
- 2 B及びC級検定員は、加盟団体の開催するA級検定に準 ずる検定において合格した者を公認する。

(有効期間)

- 第7条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年 間とする。
- 2 この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた 事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。

(資格の継続)

- 第8条 検定員は、検定員の任務を完遂するため、資格有効 期限内に、スノーボード検定員クリニックを最低2年に1回 受講し、修了しなければならない。ただし、次の各号に掲げ る一つに該当する者は、当該資格有効期間中のスノーボード 検定員クリニックを修了したものとみなす。
- (1) A・B各級のスノーボード検定員検定を受検し、不合 格となった者。
- (2) スノーボード中央研修会、スノーボード技術員研修会、 スノーボード指導員検定会、スノーボードA級検定員検 定会・トータルスノーボーディングフェスティバルの役 員として参加し、教育本部理事会が特に認めた役員又は 講師。
- (3) 本連盟特定行事としてのスノーボード中央研修会、ス ノーボード技術員研修会の修了者。
- (4) 加盟団体が実施する行事のうち、次に掲げる行事の役 員として参加し、当該加盟団体からスノーボード検定員 クリニック修了扱いとして申請があった者。

①スノーボード指導者研修会

②スノーボード検定員クリニック

③スノーボード準指導員検定会

①スノーボードB級検定員検定会

⑤スノーボードC級検定員検定会

(資格の停止)

第9条 検定員が、スノーボード検定員クリニックを2年続 けて未修了の場合は、検定員の資格を停止する。

(活動の停止)

第10条 スノーボード指導者資格が停止している場合、又は スノーボード指導者資格を喪失している場合や、スノーボー ・上検定員資格が停止している場合は、検定員として活動がで きかい

(資格停止の解除)

第11条 検定員資格の停止解除は、スノーボード検定員クリ ニックの修了をもって資格の停止を解除できる。

(資格の喪失)

- 第12条 検定員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、 理事会の決定により、検定員の資格を喪失する。
- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格 を専失したとき。
- (2) 本連盟の規約に違反し、検定員としての体面を汚すよ 2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。

講師を含む)

(実

第7条 A級検定会は、本連盟の主催・主管で行う。

2 B級検定会及びC級検定会は、本連盟が主催し、加盟団 体の主管で行う。

> 現行規程第6条を改正案第 5条に移動

(有効期間)

第8条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年 間とする。

(資格の継続)

第9条 検定員は、検定員の任務を完遂するため、資格有効 期限内に、スノーボード検定員クリニック(以下「クリニッ ク」という。) を最低2年に1回受講し、修了しなければな らない。

2 出席者及び役員の資格更新は、教育本部資格更新認定事 業一覧表に定めるとおりとする。

粉育本部資格更新認定事業 一覧表制定に伴う文言変更

(資格の停止)

第10条 検定員が、クリニックを2年続けて未修了の場合は、 検定員の資格を停止する。

(活動の停止)

第11条 スノーボード指導者資格が停止又は喪失している場 合や、検定員資格が停止している場合は、検定員として活動 ができない。

(資格停止の解除)

第12条 検定員資格の停止解除は、クリニック修了により資 格の停止を解除できる。

(資格の喪失)

- 第13条 検定員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、 検定員の資格を喪失する。
- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格 を喪失したとき。
- (2) 本連盟の規約に違反し、検定員としての体面を汚すよ うな行為があったとき
- (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき
- (4) スノーボード指導員及びスノーボード準指導員の資格 を喪失したとき

「理事会の決定により」を 第1項から削り、第2項に いれる

うな行為があったとき。

- (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき。
- (4) スノーボード指導員及びスノーボード準指導員の資格 を喪失したとき。-

(クリニック)

第<u>13</u>条 スノーボード検定員クリニックは、資質の向上及び 資格の<u>継続</u>のため、別に定める公認スノーボード検定員クリ ニック開催基準要項に示された内容により実施する。 (検定会場)

第14条 スノーボードA級検定員検定会は、スノーボード指導員検定会において実施することを原則とする。

- 2 スノーボードB級検定員検定会は、スノーボード準指導 員検定会において実施することを原則とする。
- 3 スノーボードC級検定員検定会は、スノーボード準指導 員検定会又はスノーボードバッジテストにおいて実施する ことを原則とする。
- 4 スノーボードB・C級検定員検定会は、主管加盟団体が 公示し、実施要領により行う。

(申 請)

第15条 スノーボードB・C級検定員検定会を主管する加盟 団体は、10月末日までに開催日程・会場及び立会予定責任者 並びに主任検定員を本連盟会員登録システムから申請し、承 認を受けなければならない。また、開催日程、会場及び立会 予定責任者並びに主任検定員の変更、事業の中止等が生じた 場合は、可及的速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しな ければならない。

(検定員)

第<u>16</u>条 <u>A級検定員検定会は、本連盟教育本部長から委嘱されたA級検定員がこれにあたる。検定員数は、受検者の数に</u> 応じて定める。

2 B級検定員検定会は、主管加盟団体長から委嘱されたA級又はB級検定員がこれにあたる。3 C級検定員検定会は、主管加盟団体長から委嘱されたA級又はB級検定員がこれにあたる。

(クリニック)

第14条 クリニックは、資質の向上及び資格の更新のため、 別に定める公認スノーボード検定員クリニック開催基準要 項に示された内容により実施する。

(検定会場)

第<u>15</u>条 A級検定会は、スノーボード指導員検定会において 実施することを原則とする。

- 2 <u>B級検定会、</u>C級検定会は、スノーボード準指導員検定 会又はスノーボードバッジテストにおいて実施することを 原則とする。
- 3 <u>B級検定会、C級検定会を主管する加盟団体は、開催要</u>項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。

(申 請

第16条 <u>B級検定会、C級検定会を主管する加盟団体</u>は、10 月末日までに開催日程、会場、責任者<u>及び</u>主任検定員を本連 盟会員登録システムから申請し、承認を受けなければならな い。また、開催日程、会場、責任者、主任検定員の変更、事 業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連 盟に提出しなければならない。

(責任者・検定員)

第<u>17</u>条 <u>検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のと</u> <u>おりとする。</u>

(1) A級検定会

- ①責任者は、本連盟の理事・教育本部部長、又は本連盟の 教育本部理事会が認めた者
- ②主任検定員は、A級検定員資格が有効な本連盟のスノー ボード専門委員の中から選任し、本連盟教育本部長が委 嘱した者
- ③検定員は、A級検定員資格が有効な本連盟のスノーボード専門委員・スノーボード技術員・ナショナルスノーボードデモンストレーター及び SAJ スノーボードデモンストレーターの中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者 ①検定員数は、受検者数に応じて定める。

(2) B級検定会

- ①責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・スノーボード 専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又 は本連盟の教育本部理事会が認めた者
- ②主任検定員は、主管加盟団体長が委嘱したA級検定員資格が有効な者
- ③検定員は、主管加盟団体長が委嘱したA級検定員又は B 級検定員資格が有効な者
- ④検定員数は、受検者数に応じて定める。
- (3) C級検定会
 - ①責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・スノーボード 専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又 は本連盟の教育本部理事会が認めた者
- ②主任検定員は、主管加盟団体長が委嘱したA級検定員資格が有効な者
- ③検定員は、主管加盟団体長が委嘱したA級検定員又はB 級検定員資格が有効な者
- ④検定員数は、受検者数に応じて定める。

(受検資格)

第18条 検定員の受検資格は、受検年度の本連盟会員登録を 完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。 (1) A級検定会

①スノーボード指導員又は功労スノーボード指導員資格が

教育本部資格更新認定事業 一覧表に合わせ「継続」→ 「更新」

B 級検定会は、加盟団体に よってはスノーボード準指 導員検定会を実施できてい ない加盟団体があるため、 スノーボードバッジテスト でも実施可能に変更 文言変更

責任者、主任検定員、検定 員について定める

(受檢資格)

第<u>17</u>条 スノーボード指導員はA・B・C級を、スノーボー ド準指導員はC級を受検することができる。ただし、A級を 受検する者はB級の資格を、B級を受検する者はC級の資格 を有していなければならない。また、受検にあたっては、有 効なスノーボード指導者資格、検定員資格を保有していなければならず、資格が停止又は資格を喪失している場合は認め られない。

- 2 A級を受検する者は、B級取得の翌年から停止期間を除き5年を経過し、かつ、検定(スノーボードバッジテストを含む)を3回以上行い、合格証等によって証明された者でなければならない。ただし、スノーボードデモンストレーター選考会においてナショナルスノーボードデモンストレーター又はSAJスノーボードデモンストレーターに認定された者については、この限りではない。
- 3 特別な事情がある場合、加盟団体長の推薦により本連盟 が特に認めた者は、受検することができる。
- 4 スノーボード指導員並びにスノーボード準指導員に合格 した年度を含め、受検することができる。
- 5 B・C級検定員検定会の年度内の受検回数は制限しない。

(受検手続)

第<u>18</u>条 <u>B級及びC級検定員検定会</u>を他の加盟団体に委託<u>した</u>ときは、委託<u>した</u>加盟団体は、委託先の加盟団体に、所属会員の受検の受け入れを依頼し、あらかじめ承諾を得ておくものとする。

(検定の内容)

第19条 検定は、次の各号に掲げる実技及び理論を行う。

- (1) 実技は、次の要領で行い、合格基準は、基準点に対して、合・否の適中率が70%以上であり、基準ポイントに対するポイント差が±3ポイント以内とした適中率が80%以上であることをもって合格とする。
- ①採点は、対象者20名を限度とし、実際の検定会で実施する ことを原則とする。
- ②実技検定種目は、3種目実施を原則とする。
- (2) 理論は、日本スノーボード教程、教育本部研修課題ハンドブック、資格検定受検者のために及び規約・規程等検定に必要な事項を内容として行い、合格基準は満点に対して、60%以上をもって合格とする。

(合格者の手続)

第20条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果報告)

- 第21条 スノーボードA級検定員検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。
- 2 <u>スノーボードB・C級検定員検定会</u>の主任検定員は、検 定会実施の結果を、検定責任者を経て、主管加盟団体長に報

有効な者

②受検する年度の6年度前までにB級検定員を取得し資格が有効で、スノーボードバッジテストを含む検定の検定 員を3回以上務め、所属加盟団体長によって証明された者。ただし、ナショナルスノーボードデモンストレーター マスはSAJ スノーボードデモンストレーターはこの限りではない。

(2) B級検定会

①スノーボード指導員又は功労スノーボード指導員資格 と、スノーボード C 級検定員資格が有効な者

(3) C級検定会

スノーボード準指導員、スノーボード指導員、功労スノー ボード準指導員、功労スノーボード指導員のいずれかの資格 が有効な者

- 2 特別な事情がある場合、加盟団体長の推薦により本連盟が特に認めた者は、受検することができる。
- 3 <u>B級検定会及びC級検定会は、</u>スノーボード指導員<u>検定</u> <u>及びスノーボード</u>準指導員<u>検定</u>に合格した年度を含め、受 検することができる。<u>ただし、受検申込期限までに合格証</u> 等により合格が証明できた場合に限る。
- 4 <u>B 級検定会及び C 級検定会</u>の年度内の受検回数は制限しない。

(受検手続)

第<u>19</u>条 <u>B級検定会及びC級検定会</u>を他の加盟団体に委託<u>する</u>加盟団体は、<u>事前に</u>委託先の加盟団体に所属会員の受検の 受け入れを依頼し、承諾を得る。

(検定試験の実施方法と合否判定方法)

第20条 検定員検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。

(1) 実技テスト

第15条に示した検定会及びスノーボードバッジテストの受検者(20名以内)の検定種目(原則3種目)を対象とし、第17条で示した主任検定員及び検定員の採点(基準点)に対して、検定員検定受検者の採点の的中率(合否が70%以上かつ±3ポイント以内が80%以上)で合格とする。

(2) 理論テスト

理論テストの合格基準は、満点に対して 60%以上とし、出 題範囲は、本連盟の教程等刊行物、規約・規程ととし、当該 年度の開催要項で明示する。

(3)総合判定

同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、 総合合格とする。

(合格者の手続)

第21条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果報告)

- 第<u>22</u>条 A級検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を速 やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事 業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出す る。
- 2 <u>B級検定会及びC級検定会</u>の主任検定員は、検定会実施の 結果を、検定責任者を経て、主管加盟団体長に報告する。
- 3 B級検定会及びC級検定会の主管加盟団体の報告責任者

文言変更

(検定の内容) → (検定試 験の実施方法と合否判定方 法)

スキーに合わせる

告する。

3 スノーボードB・C級検定員検定会の主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。

(規程の改廃)

第<u>22</u>条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。 (内規)

第23条 制度成立期間における本規約の取り扱いについては、別途、内規を設ける。

附則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

令和 3年 9月 27日 制定 令和 4年 7月 5日 改正 令和 5年 4月 20日 改正 は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、 出席・合否登録を行う。

(規程の改廃)

第<u>23</u>条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。 (内 規)

第24条 制度成立期間における本規約の取り扱いについては、別途、内規を設ける。

令和3年9月27日 制定、令和3年11月1日施行 令和4年7月 5日 改正 令和5年4月20日 改正 令和5年7月5日 改正 附則の施行日を移動

令和5年(2023年)7月5日改正

現 行	改 正 案	備 考
563	563	
公認スノーボード検定員クリニック開催基準要項	公認スノーボード検定員クリニック開催基準要項	
1. 公認スノーボード検定員規程による公認スノーボード検	1. 公認スノーボード検定員規程 <mark>第9条第1項に定める</mark> 公認	
定員クリニック (以下、「検定員クリニック」という。) は、	スノーボード検定員クリニック(以下「クリニック」とい	
加盟団体の主管で行う。	う。) は、公益財団法人全日本スキー連盟(以下「本連盟」	文言追加
加血団件の王官で行う。	という。) が主催し、加盟団体主管のもとに行い「(公財)	XI ZII
	全日本スキー連盟スノーボード検定員クリニック××会	
	場」と称する。	
	2. 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度	文言追加
	8月1日から翌年7月31日までをいう。	
2. 検定員クリニックは、地域に関係なく参加する会場を選	3. クリニックの会場は、参加者の所属する加盟団体によら	担当講師に関する内容を下
ぶことができる。	ず、自由に選ぶことができる。	記に移動
3. 担当講師は、公認スノーボードA級検定員の資格を有す	4. クリニックを主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟	文言整理
る者の中から主管加盟団体長が委嘱する	団体のホームページ等で周知する。	
4. 検定員クリニックの開催期日及び会場は、主管加盟団体		
が開催要項で告示する。		
5. 検定員クリニックを主管する加盟団体は、10月末日まで	<u>5</u> . クリニックを主管する加盟団体は、10月末日までに開催	
ー に開催期日、会場及び立会予定責任者、並びに予定主任講	□程、会場、責任者及び主任講師を本連盟へ提出し、承認	スキーに合わせる
師を本連盟へ提出し、承認を受けなければならない。	を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、	
	主任講師の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに	
	変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。	
6. 検定員クリニック年度は、本連盟年度とする。	6. クリニック年度は、本連盟年度とする。	
	7. クリニックは、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げ	文言整理
	るとおり運営する。	
	(1) クリニックの責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・	
	教育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理	
	事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者	
	(2) クリニックの主任講師及び講師は、主管加盟団体長が	
	<u>委嘱したスノーボードA級検定員資格が有効な者</u>	
	(3) クリニックは1単位とし、実技での実施を原則とする。	The second second
7. 検定員クリニックは、理論1単位、実技1単位とし、欠	(4) 1単位の研修時間は2時間を原則とし、欠単位がある	スキーに合わせ理論を削る
単位がある場合は、クリニック修了を認めない。	場合は、クリニック修了を認めない。	
8. 検定員クリニックは、次の各号に掲げる要領による。	8. クリニックは、次の各号に掲げる要領による。	7 t 17 A 1- 11-7
(1) 理論	(1) 実技(運営能力)	スキーに合わせる
①日本スノーボード教程、検定規程、検定基準を熟知し、 からにはエース	①運営スケジュール	
検定に精通する	②斜面選定 ③傷害防止対策	
こと。	回 あ 音的 正 対 束	
②その他検定に関する理解 ③映像資料の利用を含むことができる。	(2) 実技(判定能力)	スキーに合わせる
(2) 実技	<u>(2) 美球 (刊を能力)</u> 視覚による評価の実施 (映像資料の利用を含む)	100000
(2) 天仅 検定員クリニック実技は、集合講習を基本とし、運営能	9. 本連盟は、従来のクリニック理論に相当する e ラーニングを	スキーに合わせる
力及び判定能力を研修し、修了することで実技の単位が取	補助的な教材として作成し、SNS等を利用し、検定規定、基準	
得できる。	等の解説やその他必要な情報発信を行う。クリニック参加者は、	
(運営能力)	参加前に e ラーニングを視聴する。	
①運営スケジュール		72
②斜面選定		

③傷害防止対策

④その他運営に関すること

(判定能力)

視覚による評価の実施 (映像資料の利用を含む)

- 9. 検定員クリニック参加希望者は、主催団体の定める申込 <u>み要領に従い、</u>本連盟会員登録システムを通し<u>申込みを行</u> | 10. クリニック<u>の</u>参加希望者は、<mark>開催要項に示された期日ま</mark> <u>うこととする</u>。
- 10. 検定員クリニックを主管する加盟団体の報告責任者は、 事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで出席 登録を行わなければならない。
- 11. 検定員クリニック参加料は、各種公認・登録等料金一覧 表に定める研修会参加料とする。
- 12. この要項の改廃は、教育本部理事会の議決による。 附則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

令和 3年 9月27日 制定

- でに、本連盟会員登録システムで、主管加盟団体に申し込
- 11. クリニックを主管する加盟団体の報告責任者は、事業終 了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席登録
- 12. クリニック参加料は、各種公認・登録等料金一覧表に定 める研修会参加料とする。
- 13. この要項の改廃は、教育本部理事会の議決による。

附則の施行日は下記に明記

令和3年9月27日 制定、令和3年11月1日施行 令和5年7月5日 改正

564 教育本部資格更新認定事業一覧表

- この規程は、各種資格規程に基づき、事業ごとに資格更新対象となる内容を定める。
 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

										研	修修了	と認定	する資	格									
			スキー指導者資格			スキー 検定員資格			スノーボード指導者資格			スノーボード検定員資格			パトロール資格			クロスカントリー 指導員 資格			クロスカントリー 核定員資格		
	事業名	役員	受講者	受検者	役員	受講者	受検者	役員		受検者	役員	受講者	受検者	役員	受講者	受検者	役員	受講者	受検者	役員	受講者	受検者	
1 スキー	-指導者研修会	0	0		0																		
2 スノー	ボード指導者研修会							0	0		0												
3 スキー	-パトロール研修会	0	0					0	0					0	0								
4 クロス	カントリースキー指導員研修会																0	0		0			スキー・SBIこ合わせ役員のCC 検定員資格追加
5 スキー	-検定員クリニック(A/B/C級)				0	0																	
6 スノー	ボード検定員クリニック										0	О											
7 202	カントリースキー検定員クリニック																			0	0		
8 スキー	-指導員検定会	0		0 *1	0																		
9 スノー	ボード指導員検定会							0		0 *1	0												e.
10 スキー	-パトロール検定会				0						0			0						0			
11 クロス	カントリースキー指導員検定会																0			0			スキー・SBIC合わせ役員のCC 検定員資格追加
12 スキー	-準指導員検定会				0																		
13 スノー	ボード準指導員検定会										0												
14 スキー	-A級検定員検定会				0		0 *1																
15 スキー	-B級検定員検定会				0		0																
16 スキー	-C級検定員検定会				0													- "					
17 スノー	ポードA級検定員検定会										0		0										
18 スノー	-ボードB級検定員検定会										0		0 *1										
19 スノー	ポードC級検定員検定会										0		æ.i										
NA	カントリースキー検定員検定会																			0			」 役員の研修修了認定資格に○ 検定員資格追加
1000 1000	-大学	0	0		0																		(秋龙县县街追加
	-大学(検定員クリニック付)	0	0		0	0																	
	ルスノーボーディングフェスティバル	5	-		-	20.		0	0		0												
0.00	-中央研修会	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0					研修修了認定資格にSB検定 遊技を追加
34.0	ポード中央研修会	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0					資格を追加
1000	- パトロール中央研修会	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0					研修修了認定資格にSB検定
	- 技術員研修会	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0					資格を追加 研修修了認定資格にSB検定
_	-ボード技術員研修会	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0					資格を追加
	-パトロール技術員研修会	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0					研修修了認定資格にSB検定
_			0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0					資格を追加 研修修了認定資格にSB検定
	スキー学校主任教師研修会	0	0		-	0			0		0	<u> </u>			J			0					_ 資格を追加 _
_	本スキー技術選手権大会		_		0						_	-				-							-
	ノストレーター選考会(スキー)				0						_					-		_					7.tAb#Z
	ノストレーター選考会(スノーボード)				-						0	\vdash											スキーに合わせる - デモ合宿に参加したデモの研
	レストレーター合宿(スキー)		0	_	-	0									-	-					_	-	会とクリニック修了を認める
35 デモン	レストレーター合宿(スノーボード)		食定会						0			0											スキーに合わせる